

愛知県地域強靱化計画

愛 知 県

平成28年3月

はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきました。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から5年が経ちましたが、被災地の復興は道半ばです。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうしたことから、国においては、平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行したところであり、平成26年6月には、この基本法に基づき、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプランが策定され、国土強靱化に関する施策を推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めております。

本県においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、降雨の局地化、集中化、激甚化による大規模な風水害や土砂災害の発生も懸念されています。これらの自然災害が想定される最大規模で発生した場合、甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがあります。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、正面から向き合わなければなりません。

この地域は、日本の三大都市圏の一角をなしているとともに、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速鉄道網の結節点といった、社会にとって重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは、本県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、この度「愛知県地域強靱化計画」を策定いたしました。

本県といたしましては、この計画に基づき、国や県内市町村、民間事業者等の関係者と相互に連携し、「備えあれば憂いなし」を念頭に、大規模自然災害が発生した場合にも、県民の皆様生命や財産が守られ、愛知、名古屋を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、地域の強靱化を実効あるものとするためには、行政機関だけではなく、県民の皆様や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智を結集し、総力をあげて取り組んでいくことが不可欠であると考えておりますので、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成28年3月



愛知県知事
大村秀章

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	
1. 1 国土強靱化の理念等	1
1. 2 計画の策定趣旨	3
1. 3 愛知県を強靱化する意義	4
1. 4 計画の策定経緯	5
1. 5 計画の位置づけ	6
1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク	6
1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等	6
第2章 愛知県の地域特性等	
2. 1 愛知県の地域特性	9
2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害	17
2. 2. 1 想定するリスクの考え方	17
2. 2. 2 地震・津波により想定される被害	17
2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	22
2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害	30
第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方	
3. 1 愛知県の強靱化の基本目標	32
3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和	32
3. 3 愛知県の強靱化を進める上での留意事項	32
第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	
4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	34
4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	36
4. 3 脆弱性評価の実施手順	37
4. 4 脆弱性評価結果	38
第5章 推進すべき施策	
5. 1 強靱化施策の推進方針	39
5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	39
5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	82
5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策	99
5. 3 愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策	127
第6章 計画推進の方策	
6. 1 計画の推進体制	129
6. 2 計画の進捗管理	129
6. 3 計画の見直し等	129
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	130
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	161

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 1 国土強靱化の理念等

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

平成26年6月に策定された国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、「大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での『防災』の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある」ことを述べている。

これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。

愛知県においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、愛知県の強靱化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて愛知県の強靱化する意義を明らかにしたうえで、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

1. 2 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に70%程度と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。(第4条) 県では、平成26年3月に策定した「あいちビジョン2020」において、防災に係る政策の方向性を「災害から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」と位置づけるとともに、平成26年12月には、東日本大震災の教訓や新たな地震被害予測調査結果を踏まえて、今後の地震防災対策の行動計画となる「第3次あいち地震対策アクションプラン」

を策定したところである。

愛知県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、こうした現在進めている防災・減災対策の取組も念頭においたうえで、県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障害者などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

1. 3 愛知県を強靱化する意義

後述する地域特性や本県において想定される被害も考慮したうえで、愛知県を強靱化する意義を以下に示す。

東日本大震災の発生を受けて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなった。また、愛知県は、明治以降の濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、これまでも甚大な大規模自然災害等を経験している。

愛知県を強靱化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持することである。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、県、市町村、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待される。

愛知県を強靱化する第2の意義は、日本の基幹的産業の中核として「モノづくり」でわが国の産業・経済をリードする愛知県として、平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献することである。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫することが求められる。

さらには、この地域にもたらす効果のみならず、愛知県の強靱化に向けた県土づくりは、南海トラフ地震とともに発生が懸念されている首都直下地震などによる首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他の地域が被災した場合のサポート機能を備えること

でもあり、国全体を視野に入れた代替性・冗長性を確保することに資するものとなる。また、愛知県が迅速に復旧・復興できない事態となれば、国土軸の東西分断や、国全体の産業・経済活動に与える影響は非常に甚大なものとなる。

このように、愛知県を強靱化する第3の意義は、首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に大いに寄与することである。

愛知県の強靱化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭においた上で、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、東日本大震災の教訓や、女性や障害者などの多様な視点を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいく。

- 1 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること
- 2 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること
- 3 国全体の強靱化に大いに寄与すること

1. 4 計画の策定経緯

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が基本計画等との調和を図りつつ国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要であることから、国は地域計画の検討過程等における情報を全国の地方公共団体等に提示し、共有するためのモデル調査を実施することとした。

愛知県においても、南海トラフ地震を始めとした様々な大規模自然災害等のリスクが想定される一方、人口が集中する大都市地域、モノづくりを中心とした産業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速交通網の結節点といった社会にとっての重要な機能が集中しており、これらの機能を維持することは愛知県のみならず国全体にとっても重要な課題であることから、全国に先駆けて地域計画を策定することが不可欠であった。また、共通する地域課題に対して県と市が連携して検討を行うことで、モデル調査の成果が県・市で有効活用でき、より効果的な計画策定に結びつけることができることから、このモデル調査に名古屋市と共同で申請し、第1次実施団体の選定を受けた。

本計画の策定に当たっては、愛知県の強靱化に関する施策に県の組織を挙げて総合的かつ計画的に取り組むため、庁内に知事を本部長とする「愛知県地域強靱化推進本部」を設置して庁内の検討を進めるとともに、学識経験者から幅広く意見を聴取する「愛知・

名古屋地域強靱化有識者懇談会」と、関係機関及び地域団体等と連絡調整を行うために関係行政機関、地方公共団体、ライフライン事業者、報道関係機関、経済団体、民間団体、地域団体、学識経験者から構成する「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」を名古屋市と連携・協力して開催し、それぞれの立場からの意見・助言を受けるとともに、情報共有を行った。また、名古屋市が取りまとめる「名古屋市地域強靱化計画」との調和を確保するとともに、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（豊橋市・田原市・南知多町）の脆弱性等も考慮して策定を進めた。

なお、県においては、これまでの想定を大きく上回る規模の被害想定となった新たな地震被害予測調査を公表したところであり、また、平成26年3月には南海トラフ地震防災対策推進地域に県内の全市町村が指定されたことを踏まえ、まずは平成27年8月、地震・津波を対象とした本計画を策定した。また、本県の地域特性や地形的特徴、過去の被災事例、各種被害想定等を考慮すると、豪雨や台風等による風水害や土砂災害、大雪、火山噴火、異常湧水も対象に加えていく必要があることから、引き続き検討を進め、これらの大規模自然災害を対象とする総合的な地域強靱化計画への拡充を実施した。

1. 5 計画の位置づけ

1. 5. 1 対象とする区域及び想定するリスク

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、首都圏や周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、国や関係自治体等の取り組みや県域外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

(2) 想定するリスク

愛知県に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害、大雪、火山噴火、異常湧水の大規模自然災害を基本とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与するうえで、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する。

1. 5. 2 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画及び県内市町村の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と

同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

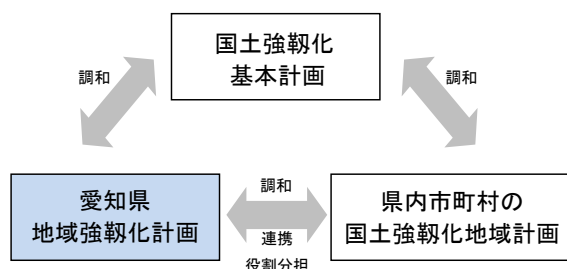
県では、東京一極集中にストップをかけ、日本の活力を取り戻す核としての役割を果たしていけるよう、平成27年10月、「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主たる対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという同じく目的を有するものである。このため、本計画と「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組との連携を図ることで、両者の相乗効果を高めることが重要である。こうしたことから、着実な進捗管理を図るための指標を共有するなど、「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」と調和を図り策定する。

(1) 基本計画及び各種計画との関係

ア. 基本計画、市町村の地域計画との関係

本計画は、基本計画と調和するとともに、県内市町村の地域計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

また、県内市町村の国土強靱化地域計画の策定を推進し、策定した市町村の計画における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靱化のさらなる効果的な推進を図るものとする。



イ. 「あいちビジョン2020」を始めとする各分野の計画等との関係

本計画は、「あいちビジョン2020」において位置づけた、県が対応すべき重要政策課題をはじめ、各分野の計画に位置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映していくものとする。

(2) 様々な主体の連携による取組の推進

この地域の強靱化を図るには、地域の脆弱性を総合的に検討し、地域全体で危機感や今後の地域づくりの方向性を共有するとともに、策定主体である県が取り組むべき施策と、この地域の各主体が取り組むべき施策を明らかにすることにより、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

このため、本計画においては、県が自ら担う取組だけでなく、この地域の強靱化にとって必要となる、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組との連携・協力・調整により取組を進める。

さらに、中部圏知事会をはじめとする様々な枠組みにおいて、近隣県等との広域連携を強化することにより、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえた広域的な交通基盤の確保・強化、高速道路の代替迂回路機能を確保・強化するための高規格幹線道路ネットワークの早期整備など、県境を越える広域課題の解決を図り、国土強靱化を推進する。

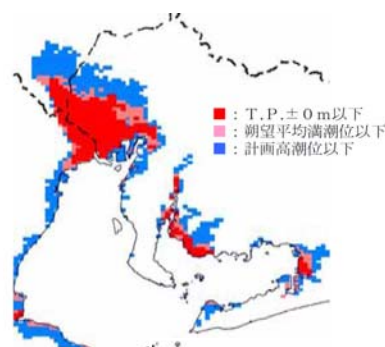
第2章 愛知県の地域特性等

2. 1 愛知県の地域特性

(1) 沖積平野と広大なゼロメートル地帯

愛知県の西部から南部にかけての一带では平野が分布する。洪積台地からなる平野（尾張丘陵西側の小牧台地、熱田台地、西三河平野の碧海台地、東三河の本野ヶ原、高師原、天伯原、渥美半島など）と、その前面に沖積平野（いわゆる濃尾平野、西三河の幡豆平野、東三河の豊川下流平野）が形成されており、その一部ではゼロメートル地帯が広がっている。特に、愛知県、岐阜県、三重県の三県にまたがる濃尾平野におけるゼロメートル地帯は、その広さは約 400 km²と日本最大である。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがある。



資料：国土交通省

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（昭和 34 年台風第 15 号）では、県全体の浸水面積は 350 km²に達した。そのうち一週間以上の湛水面積は約 231 km²に及び、県西部では全ての解消に 3 ヶ月程度を要した。このほか、太平洋からの津波では、渥美半島の太平洋沿岸や伊勢湾・三河湾の湾口近くの離島・沿岸部で高い津波となり、地震発生後から短い時間で津波が到達するおそれがある。津波高・津波到達時間ともに、県内で地域による違いが大きいことも本県の特徴の一つである。

愛知県の地勢

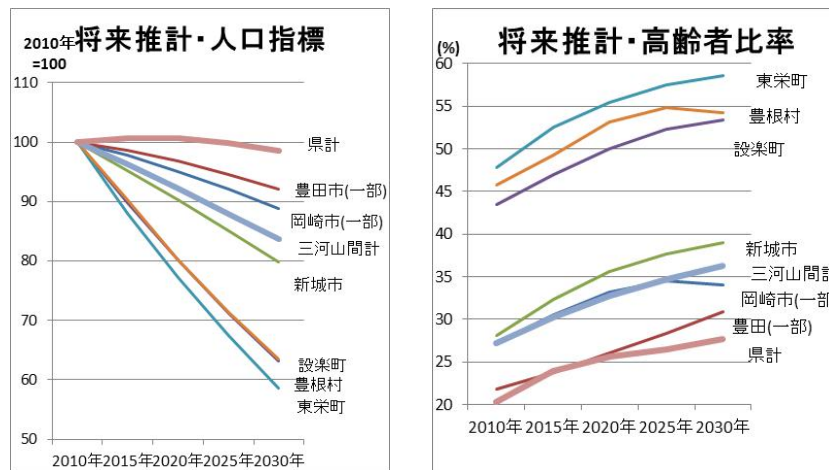
愛知県は、日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。一般に東部及び北東部には山地が多く、西部及び西南部の一带には平野部が多い。豊橋平野からは西に渥美半島が伸びている。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曾山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高 1,000m を超える山も少なくない。海岸線は太平洋、三河湾と接する渥美半島と三河湾、伊勢湾と接する知多半島により 594km の長さを有する。

静岡県境方面で中部山岳に連なることで、海岸付近を除いては北東の風が吹きにくい。西部は広大な濃尾平野をへだてて 1,000m 級の伊吹山、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、僅か

120～160km の近距離で日本海に通じているため、寒候期には季節風による降雪がしばしばみられる。南部は太平洋にのぞみ南寄りの暖湿気の影響を受けやすく、梅雨期や台風期に山間部では南側斜面に沿う強制上昇気流が地形性降雨を強め、大雨になりやすい。

(2) 三河山間地域

三河山間地域は、豊かな自然や魅力的な観光資源を有し、県土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の供給など重要な役割を担っている。一方で、土砂災害や大雪による人的・物的被害の発生が懸念されるほか、人口の減少による過疎化、高齢化及び少子化の一層の進行とともに集落機能が弱体化し、地域社会の維持が困難な地区も発生しつつあり、また、農林業の担い手の高齢化や後継者不足が進行するなど、地域の活力低下が深刻な状況にあることから、県全体で支えていく必要がある。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」等による

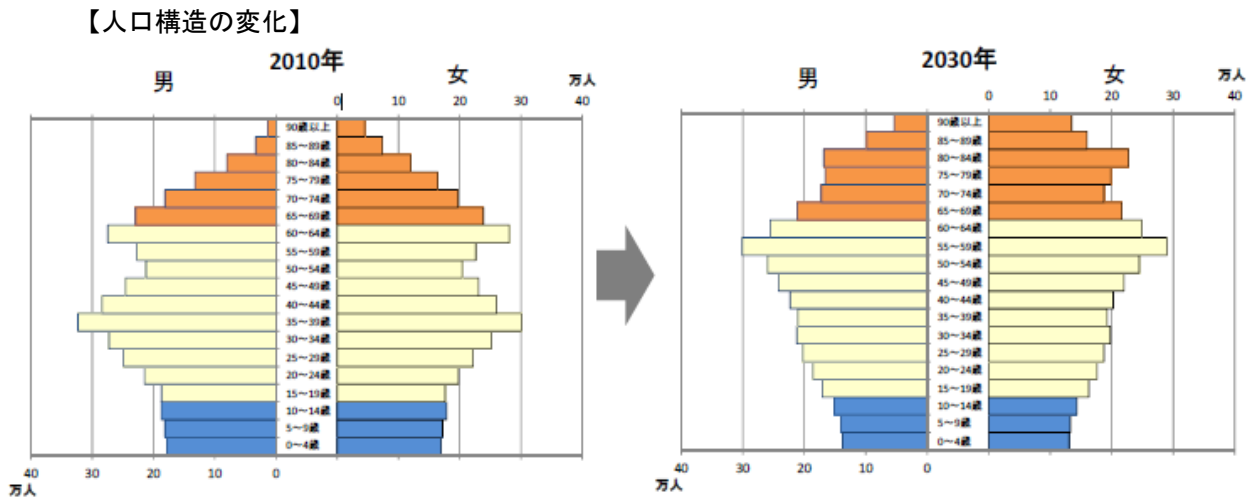
(3) 少子高齢社会の進行

わが国はすでに2008年をピークに人口減少社会に移行しているが、本県の人口は、直近の人口動向を踏まえると、2020年頃にピークを迎えることが想定される。

今後の愛知県の人口構造の変化について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、県の2030年の年少人口(0～14歳)は、83万5千人と、2010年と比較して23万1千人減少し、また、生産年齢人口(15～64歳)も438万3千人と、45万6千人の減少、率にして約10%の大幅な減少が見込まれている。一方、老年人口(65歳以上)は、2010年の150万6千人から、2030年には約32%増えて、199万5千人となり、また、2030年には、団塊の世代がすべて80歳代となり、介護等の支援が必要な高齢者も大幅に増加していき、高齢化率は27.7%と、全国の31.6%に比べれば低い水準にあるものの、大都市地域である愛知県では、今後、全国を上回るペースで高齢者が増加していくと見込まれてい

る。また、こうした人口構造の変化とともに、家族の形態も大きく変容を遂げていくこととなり、高齢者の増加に加え、未婚化の流れが変わらなければ、今後、単身世帯が大きく増加し、社会の中心をなしてきた世帯の形態が核家族世帯から単身世帯へとシフトしていくと見込まれている。

県が平成 27 年 10 月に策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本県人口の長期的な見通しとして、出生率が上昇し（2030 年までに 1.8、2040 年に 2.07 に回復）、移動率が過去のトレンドを維持する（本県の過去 20 年（1990 →2010 年）の平均移動率で推移）ことを前提に、2060 年時点においても約 700 万人の人口が確保できるとの展望を示した。県では、この展望を本県が活力を維持していく上での人口の目安とし、これに近づけられるよう、様々な施策を講じていくこととしている。



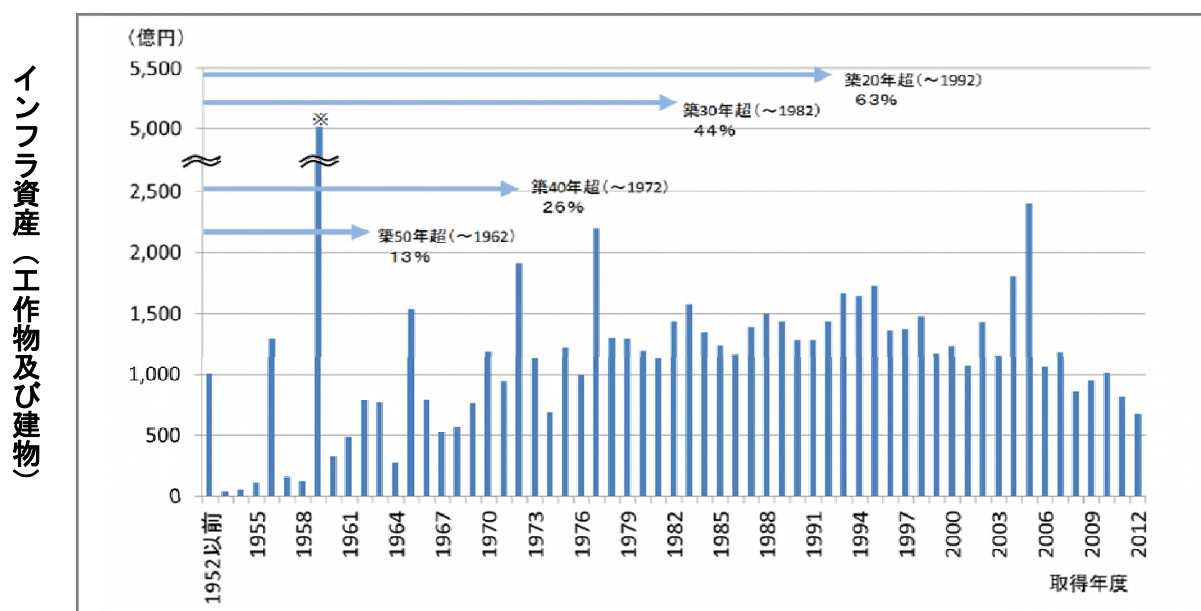
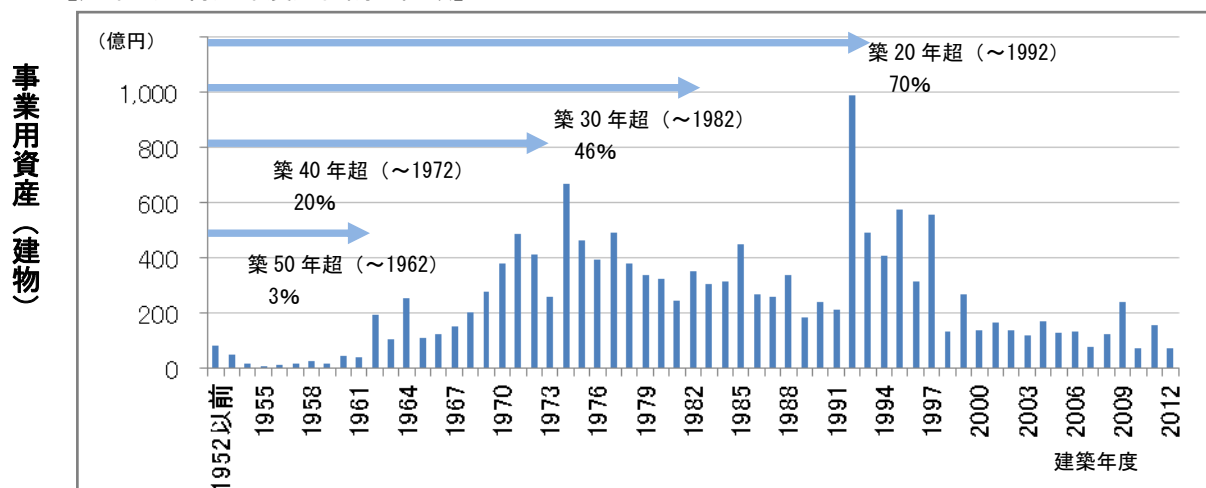
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）

(4) 社会資本の老朽化

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、国と地方において学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、河川、港湾、上水道、下水道、工業用水道、漁港、農業水利施設等が集中的に整備されたが、これらの社会資本の老朽化が今後急速に進み、近い将来には多額の更新費用が必要となることを見込まれる。こうした状況の中、平成 25 年 11 月に国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成 26 年 4 月に総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定が要請された。

本県では、平成 27 年 3 月に愛知県公共施設等総合管理計画を策定したところであるが、今後、当該計画に基づき、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を着実に推進していく必要がある。

【建築（取得）年度別再調達価額】



*この年に道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことによる突出

平成 25 年 3 月 31 日現在（愛知県公共施設等総合管理計画より）

(5) 人口が集中する大都市地域

愛知県の総人口は、約 741 万人（平成 22 年国勢調査）で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第 4 位であり、全人口の約 5.8%を占める。また、人口密度は、1,435 人/km²（全国第 5 位）である。三大都市圏として、首都圏と近畿圏の間で愛知県を中心に人口・産業が集積した都市圏（中京圏）が形成され、特に中京圏は製造品出荷額等では、首都圏や近畿圏を上まわっており、日本経済を支える自動車関連をはじめとしたモノづくりの先進地域となっており、世界有数の産業力、経済力、文化力、地域力を備えた大都市圏である。さらに、大消費地に近いという立地条件や恵まれた自然条件の下で、全国有数の農業県として発展してきた。

平成 39 年度のリニア中央新幹線の東京都－名古屋市間の開業により、首都圏から中京圏に及ぶ 5 千万人規模の大交流圏が誕生する。さらに、その先の平成 57 年には、東京－名古屋－大阪が約 1 時間で結ばれ、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成が期待されている。愛知県では、名古屋を中心とした社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する 80～100km 圏を「中京大都市圏」と位置づけ、リニア大交流圏の西の拠点として、首都圏に対抗しうる強みを発揮し、近畿圏や北陸圏にも後背圏を広げながら、国内外から人、モノ、カネ、情報を呼び込む存在感ある大都市圏の実現をめざしている。

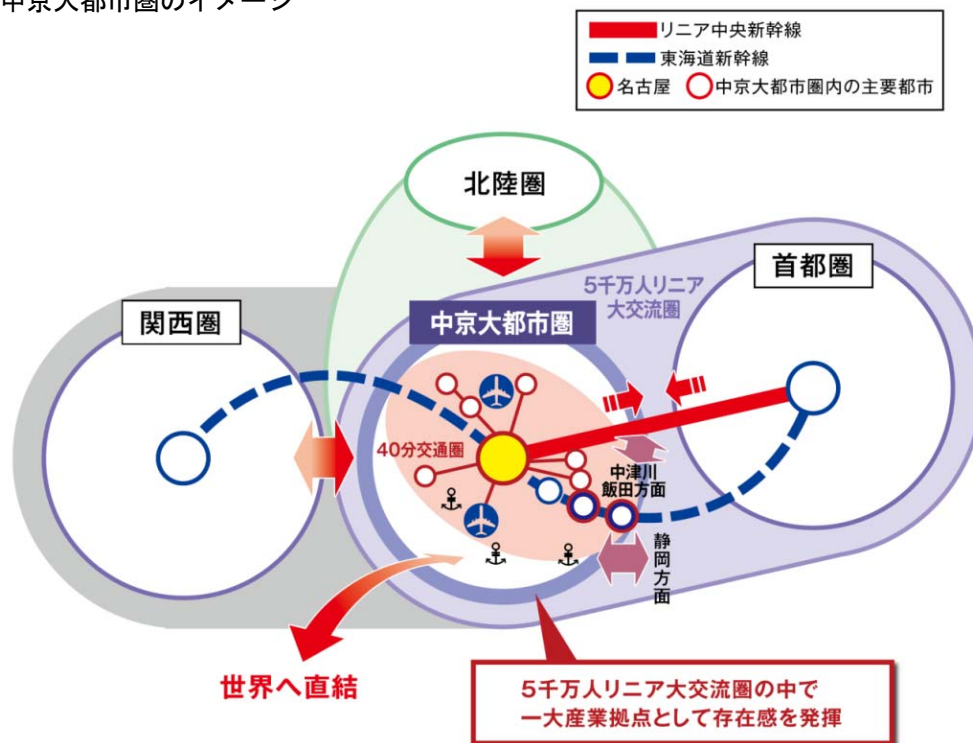
【三大都市圏の比較】

	首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)	中京圏 (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)	近畿圏 (大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)
人口	35,618,564 人	15,111,223 人	20,903,173 人
製造品出荷額等	51 兆 7,746 億円	75 兆 2,352 億円	47 兆 5,697 億円
年間商品販売額	206 兆 3,097 億円	53 兆 2,658 億円	78 兆 8,068 億円

人口：平成 22 年国勢調査 製造品出荷額等：平成 26 年工業統計調査(速報データ)

年間商品販売額：平成 24 年経済センサス - 活動調査 産業別集計(卸売業、小売業)

中京大都市圏のイメージ

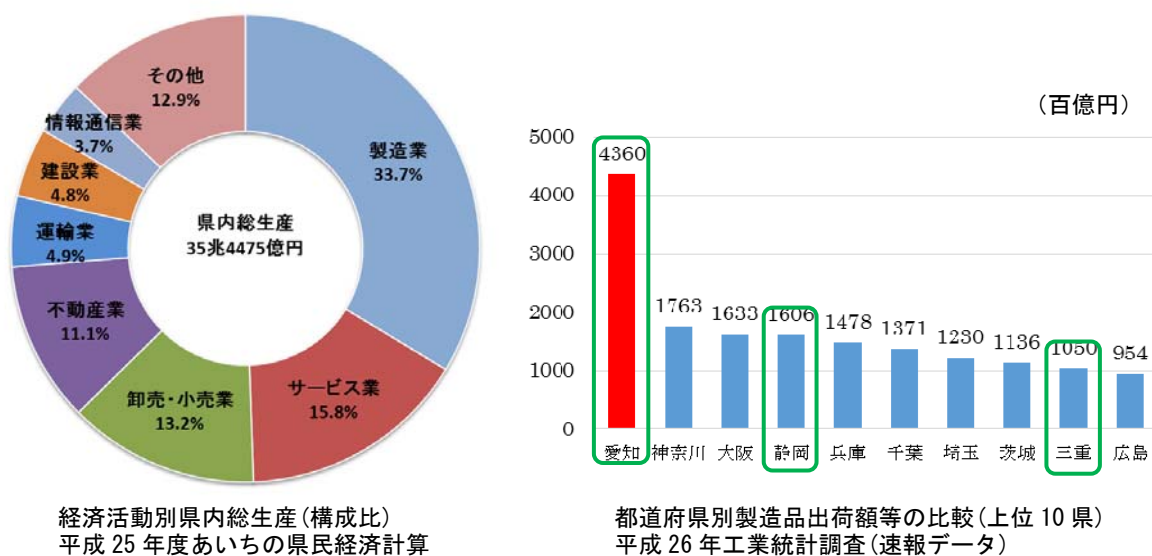


(6) モノづくり産業の集積

経済活動別県内総生産を見ると、愛知県では輸送用機械を始めとした製造業が占める割合が全国に比べ極めて高く、愛知県の産業構造の特徴となっている。平成 26 年の製造品出荷額等は 43 兆 6,040 億円で全国の 14.4%を占め、昭和 52 年以降 38 年連続で全国第 1 位を維持し続けている。

自動車産業を中心とした厚いモノづくりの基盤に加え、航空宇宙産業など新しいリーディング産業の集積も有する愛知県において、大規模な地震・津波、洪水、高潮等により、工場等の建物や設備の破損やライフラインの被災による生産ラインのストップ、交通網の被災による部品調達のストップなど、生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合は、愛知県の地域経済のみならず、国全体の経済活動に大きな損害を及ぼすことが予想される。

このため、企業内における防災・減災の取組を一層進めるとともに、早期に産業活動が復旧できるよう、ライフライン・道路・空港・港湾・情報通信など産業関連インフラの確保に向けた取組の推進が求められる。



(7) 国内外との物流・交流ネットワークの要

愛知県には中部国際空港と県営名古屋空港の 2 つの空港や、名古屋港、衣浦港、三河港の 3 つの主要な港湾があり、国内外の物流・交流拠点としての機能を担っており、愛知県発の貨物年間出荷量は全国第 1 位である。貨物地域間流動は、関東－中部間が全地域間の 11.6%、近畿－中部間が 9.2%を占めている。特に、名古屋港の平成 26 年の輸出額は全国第 1 位、輸入額は全国第 3 位である。貿易収支は、全国で過去最大の 12.8 兆円の赤字となるなか、名古屋港は、5.7 兆円もの貿易黒字を生み出した。

都道府県別年間出荷量 TOP10

(年間調査 単位：千トン)

順位	発都道府県	出荷量	構成比
1	愛知県	203,532	7.9%
2	千葉県	177,991	6.9%
3	神奈川県	145,410	5.6%
4	大阪府	141,247	5.5%
5	北海道	117,195	4.5%
6	福岡県	112,070	4.3%
7	東京都	107,857	4.2%
8	茨城県	105,620	4.1%
9	兵庫県	101,686	3.9%
10	埼玉県	87,159	3.4%
	全国計	2,590,111	100.0%

出典：2010年物流センサス

平成26年分全国港別貿易額順位(上位5港)(百万円,%)

順位	港・税関名	輸出額	前年比	全国比
1	名古屋	11,374,767	102.9	15.6
2	成田空港	8,111,173	103.2	11.1
3	横浜	7,117,710	105.5	9.7
4	東京	6,137,426	112.1	8.4
5	神戸	5,485,777	105.2	7.5
—	全国計	73,093,028	104.8	100.0

貿易収支
○全国

▲12兆8,161億円

○名古屋港

5兆6,583億円

※貿易収支は、輸出額から輸入額を差し引いた額

順位	港・税関名	輸入額	前年比	全国比
1	成田空港	11,662,069	106.1	13.6
2	東京	11,004,199	109.6	12.8
3	名古屋	5,716,500	108.8	6.7
4	千葉	5,466,058	114.0	6.4
5	大阪	5,147,365	106.0	6.0
—	全国計	85,909,113	105.7	100.0

※貿易額は、関税法施行令第1条別表第一及び第二に基づく開港又は税関空港を管轄する税関官署の貿易額を開港又は税関空港の貿易額として掲載。

出典：名古屋税関 HP 掲載「全国港別貿易額順位表」

(8) 国土軸の結節点

中部圏は国土の東西軸と南北軸が結節しており、全ての国土軸形成の一翼を担う重要な圏域である。特に、愛知県では東海道新幹線、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や全線開通を目指して建設が進む新東名・新名神高速道路等の高速交通ネットワークが首都圏、近畿圏を結んでいる。さらに、平成39年度にはリニア中央新幹線の東京都ー名古屋市間の開業が予定されている。

このように、我が国の社会・経済活動を支える東西・南北交通の要衝であるとともに、国内外との物流・交流ネットワークの機能を担う愛知県は、国土軸の結節点として、より一層重要なものとなる。

(9) 洪積台地に立地する行政中枢機能

愛知県には、多数の国の地方支分部局や陸上自衛隊の駐屯地や航空自衛隊基地などが設置されており、さらには広域防災活動拠点や災害拠点病院などが充実している。

特に、熱田台地（洪積台地）の北西端に位置する名古屋市中区三の丸周辺には、県庁を始め災害発生時に中枢的な活動を担う国及び地方自治体の行政中枢機能が集中している。洪積台地は良好な地盤であり、県の地震被害予測調査結果において、この地域における浸水・津波被害の発生は想定されておらず、愛知県において大規模地震・津波災害が発生した場合には、ヘッドクォータ機能としての役割を担い、国と連携した災害応急対策を実施することとなる。

洪積台地上に行政中枢機能が集積するという利点を活かして、国の地方支分部局等との緊密な連携により、愛知県の強靱化に関する施策に取り組んでいくとともに、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能を担う役割が求められる。

(10) 「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域

国は、基本計画において、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげることを位置づけている。

愛知県はモノづくり産業の集積に加えて、全国有数の農業県としても発展している。

平成 25 年の農業産出額約 3,084 億円は、全国で 7 番目に高く、東京都と大阪府の約 10 倍程度であり、東京都、大阪府に次ぐ県内総生産を有する大都市地域である中、第 1 次・第 2 次・第 3 次産業がいずれも活発である。また、平成 26 年の人口動態統計では、愛知県の出生率 8.9（人口 1000 人に対する出生数）は全国で 4 番目に高く、東京都を 0.4 ポイント、大阪府を 0.8 ポイント上まわっている。そして、出生数と死亡数から求める自然増減率では、0.4 と全国で 2 番目に高く、出生数が死亡数を上まわった県は愛知県を含めて 3 県のみである。これらのことから「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」では、愛知県は単なる大都市圏であるだけでなく、「自由、地道、地元愛、自律性、地力」を持ち、東京に対する地方としての強みを有する地域であるとの指摘を受けた。

これらの愛知県の強みやここまでに述べた地域特性等における強みを踏まえると、愛知県は東京一極集中の是正の受け皿となる有力な大都市地域である。

国土全体の「自律・分散・協調」において、愛知県がその重要な担い手となるためにも愛知県の強靱化を進め、国内外へ愛知県の強みをしっかりと発信する必要がある。

また、国土全体の視点だけでなく、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携して、それぞれの地域や市町村の強靱化を進めることで、愛知県内における「自律・分散・協調」型社会を実現することが必要である。

2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害

2. 2. 1 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、愛知県に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、愛知県の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

2. 2. 2 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（H26.5 公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

① 「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル

（本県の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置付けられるもの）

② 「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル

（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約47,000棟	約242,000棟
液状化による全壊	約16,000棟	約16,000棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	約22,000棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約700棟
地震火災による焼失	約23,000棟	約101,000棟
合計	約94,000棟	約382,000棟

注1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に3ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方18時）。

注3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 14,000 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(約 200 人)	(約 1,000 人)
浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 13,000 人
(うち自力脱出困難)	(約 800 人)	(約 5,500 人)
(うち逃げ遅れ)	(約 3,100 人)	(約 7,100 人)
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	約 70 人
地震火災による死者	約 90 人	約 2,400 人
合 計	約 6,400 人	約 29,000 人

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

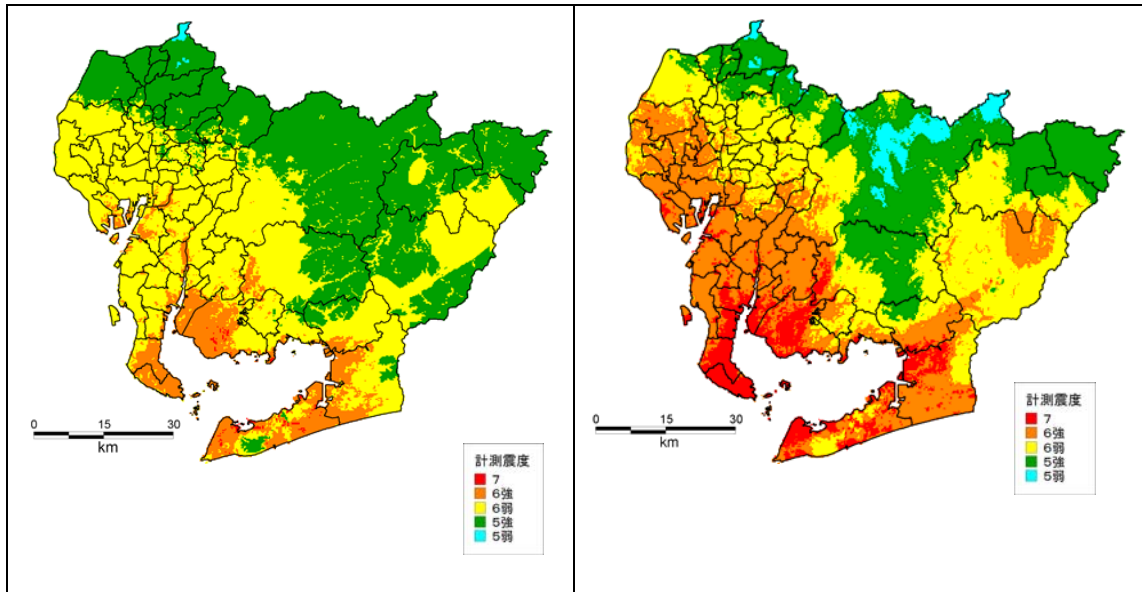
注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）。

(1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

- 過去地震最大モデルでは、平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されることもある。また、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 理論上最大想定モデルでは、平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。震度 7 が想定される地域は、強震動生成域の陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。また、尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 特に強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても県全体の被害量のほぼ半数以上を占める。

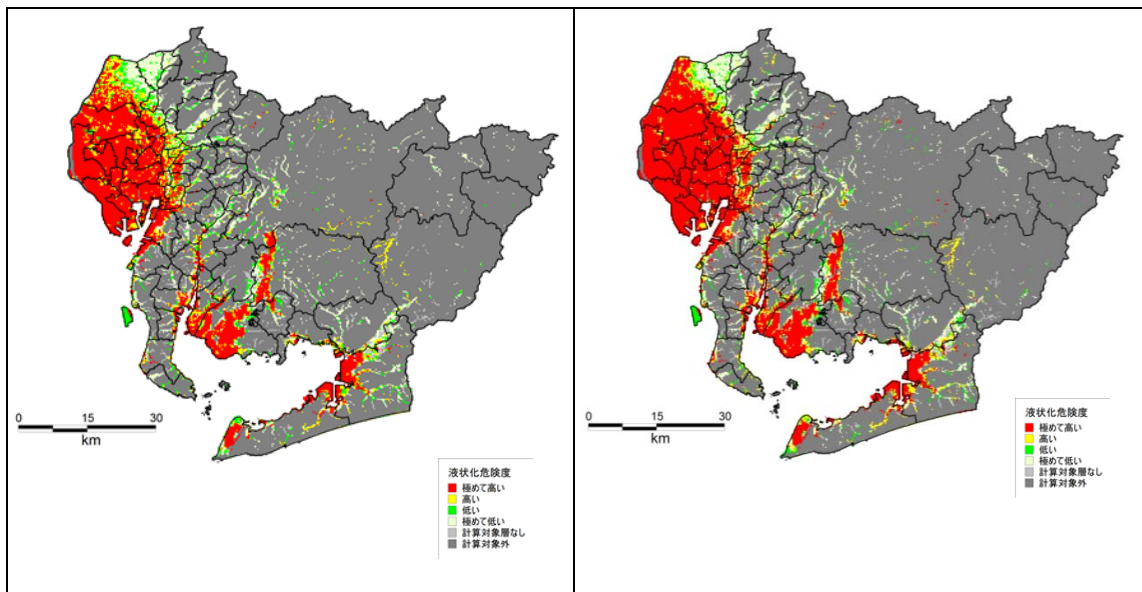
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

【液状化危険度分布】



「過去地震最大モデル」

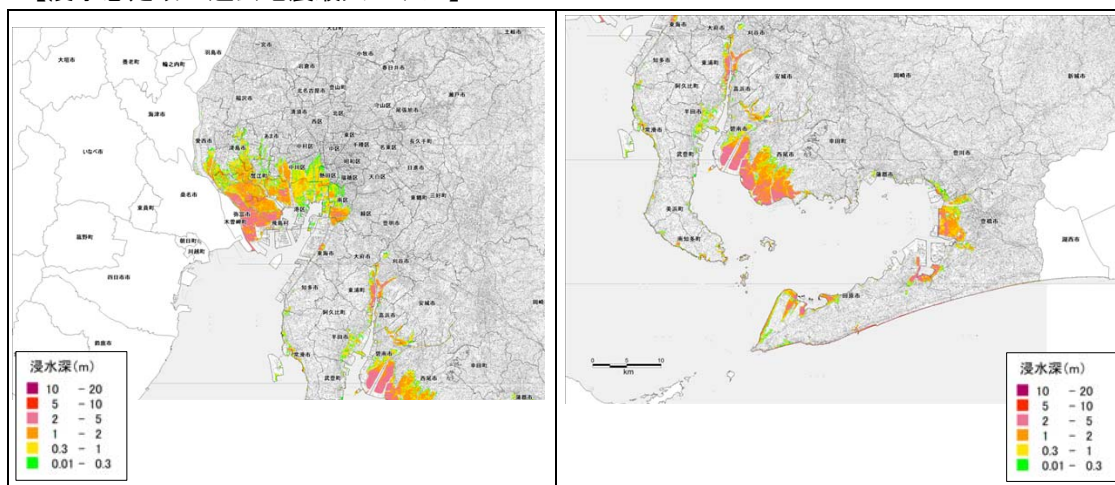
「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

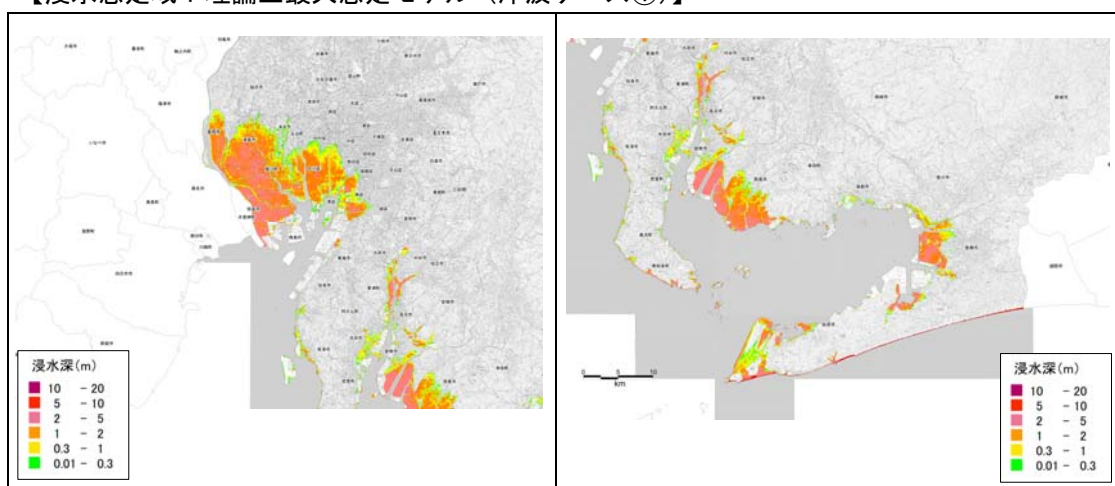
- 過去地震最大モデルでは、渥美半島の外海では最短で約 9 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。理論上最大想定モデルでは、渥美半島の外海では最短のケースで約 5 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。

- 広大なゼロメートル地帯や低地部をかかえる愛知県においては、強い揺れや液状化により、堤防等の被災による浸水域が拡大することに伴い、建物被害、人的被害の被害量が拡大する。

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



<長周期地震動>

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ60メートル超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、超高層建築物や石油タンク等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。また、室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

南海トラフ地震

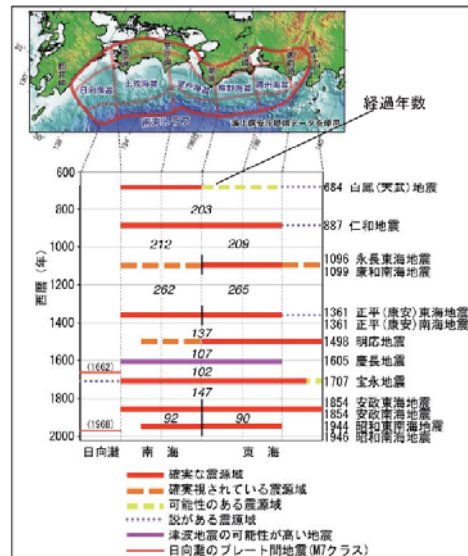
南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全54市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。



南海トラフの地震の歴史

(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）
 について/地震調査研究推進本部 に加筆)

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震 規模(マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：平成28年1月1日)		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)

＜活断層で起きる地震＞

南海トラフ地震がおおよそ 100 ～ 150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。現にこの地域でも、明治 24 年(1891)には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が、昭和 20 年(1945)には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ愛知県内でも大きな被害が記録されている。

2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水

洪水による想定氾濫区域は県土の約 2 割であり、区域内には人口の約 4 割の約 300 万人が居住し、40 兆円を超える資産が存在している。このように人口・資産が集積している区域が存在する中、近年では平成 12 年東海豪雨、平成 20 年 8 月末豪雨、平成 23 年 9 月台風 15 号などの豪雨による浸水被害などが発生した。特に、平成 12 年 9 月の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量 93mm、総雨量は年間降雨量の 1/3 におよび 567mm を記録し、新川を始め県内河川の 20 箇所が破堤、315 箇所が越水し、死者 7 名、負傷者 107 名、床上・床下浸水 62,000 戸以上の被害を受けている。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、台風第 17・18 号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅 100km～200km の南北に伸びた降雨域のなかに多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生している。このように洪水による被害が全国的に頻発している。

一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、頻繁に被害が発生している。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、こうした浸水に対する被害ポテンシャルは増大している。

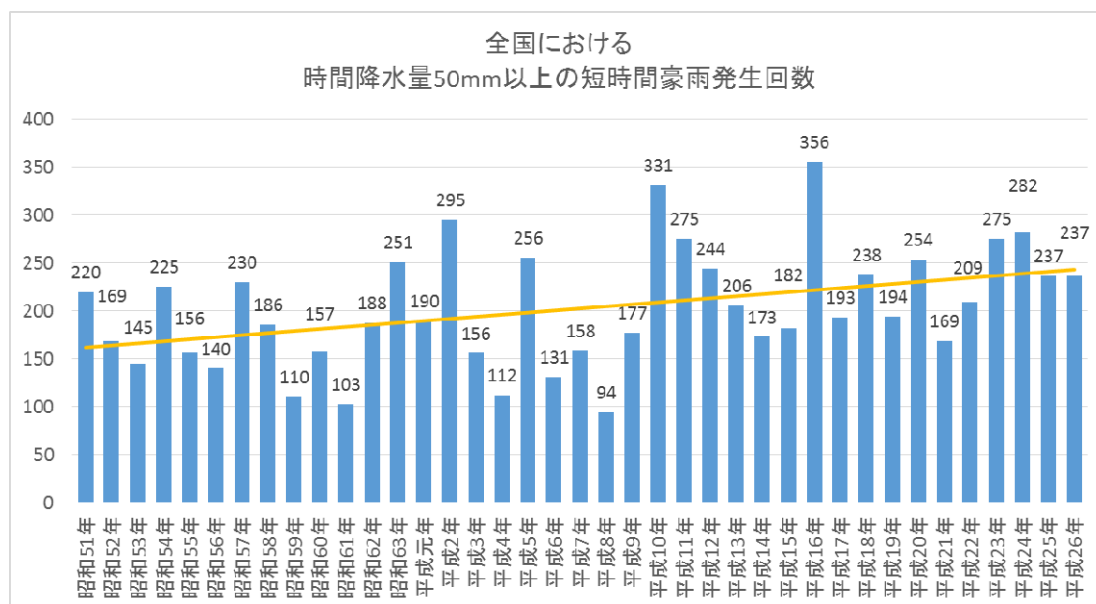
現在、水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を、洪水予報河川、水位周知河川として指定しており、その河川が氾濫した場合の浸水想定区域を指定しているが、平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化のため、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表していく必要がある。

また、内水についても、平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、内水により相当な損害を生ずるおそれのある排水施設を指定するとともに、その施設に雨水を排除できなくなった場合、又はその施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合の浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。

○近年の豪雨の発生傾向

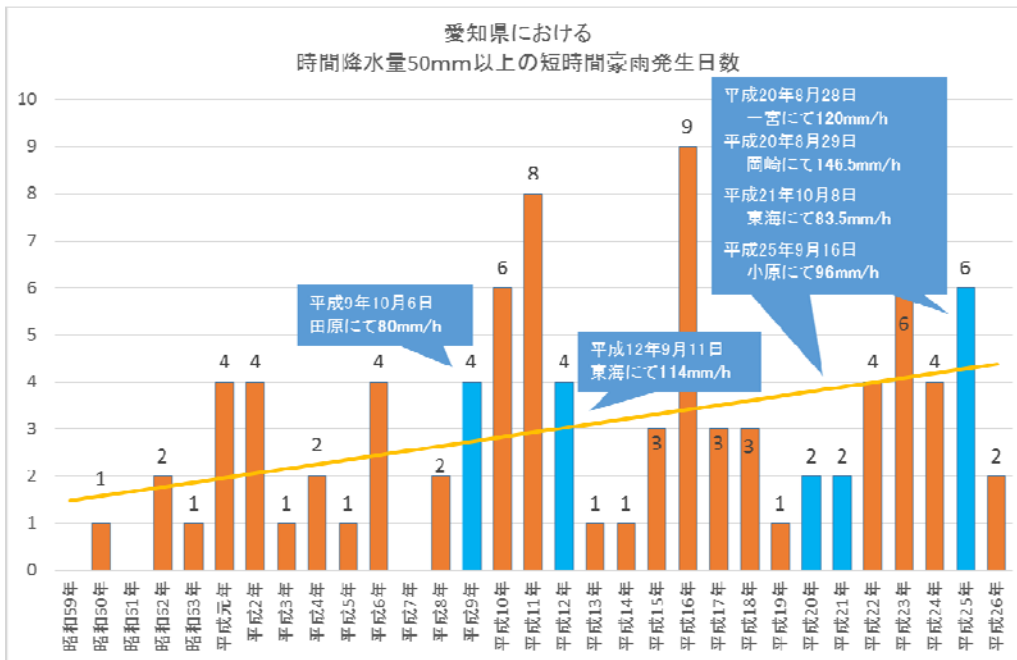
- ・ 短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・ 愛知県内においても、1 時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、平成 9 年、平成 12 年、平成 21 年、平成 25 年に 1 日ずつ、平成 20 年には 2 日観測されている。

・ 全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数



気象庁「過去の気象データ」により作成

・愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数



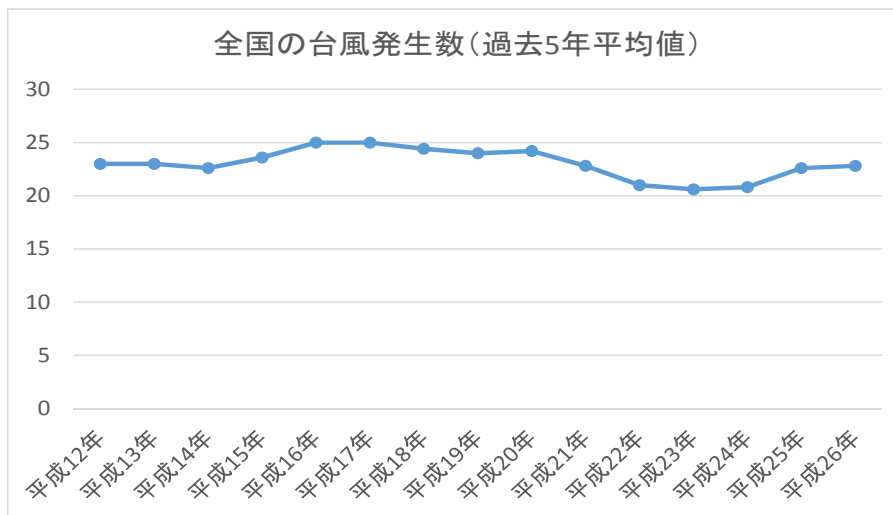
気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。(時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示)

○近年の台風の発生傾向

- ・全国の台風発生回数（過去 5 年平均値）は、約 20～25 回でほぼ一定している。
- ・年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去 5 年平均として経年変化を整理すると、年々平均気圧が低下している。

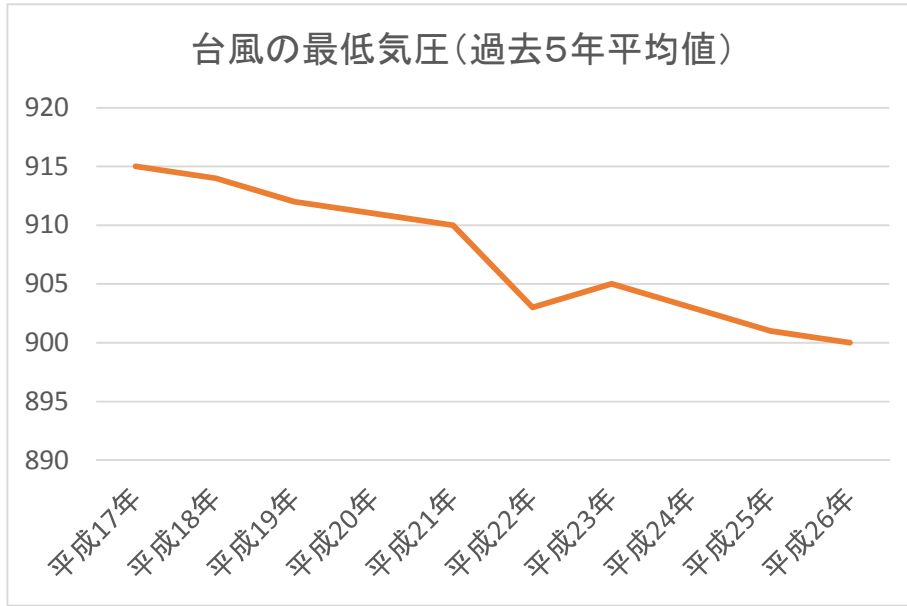
・全国の台風発生数（過去 5 年平均値）



気象庁「台風の統計資料」により作成

※「過去 5 年平均値」とは、当該年から過去 5 年間の台風発生数の平均値として示したものの。

・台風の最低気圧（過去5年平均値）



気象庁「台風の統計資料」により作成

※「過去5年平均値」とは、当該年から過去5年間の台風発生数の平均値として示したものの。

※接近・上陸時を問わず、年間で最も強い勢力の台風における最低気圧を抽出。

○国土交通省管理の洪水予報河川と関係市町村

河川名	関係市町村
木曾川水系 木曾川	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
木曾川水系 長良川	愛西市
庄内川水系 庄内川	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町
庄内川水系 矢田川	名古屋市
矢作川水系 矢作川	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町
豊川水系 豊川	豊橋市、豊川市、新城市
豊川水系 豊川放水路	豊橋市、豊川市

○県管理の洪水予報河川・水位周知河川と関係市町村

区分	河川名	関係市町村
洪水予報河川	庄内川水系 新川	名古屋市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町
	天白川水系 天白川	名古屋市、東海市
	日光川水系 日光川	名古屋市、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
	境川水系 境川及び逢妻川	刈谷市、豊田市、大府市、知立市、豊明市、東浦町

水位周知河川	庄内川水系 八田川	名古屋市、春日井市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 矢田川	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市
	庄内川水系 香流川	名古屋市、長久手市
	庄内川水系 内津川	春日井市
	天白川水系 扇川	名古屋市
	山崎川水系 山崎川	名古屋市
	庄内川水系 大山川	名古屋市、小牧市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 五条川（上流）	名古屋市、一宮市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市
	庄内川水系 五条川（下流）	名古屋市、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町
	庄内川水系 青木川	一宮市、稲沢市、岩倉市
	日光川水系 領内川	愛西市、津島市、稲沢市
	日光川水系 蟹江川	名古屋市、津島市、あま市、蟹江町
	日光川水系 福田川	名古屋市、清須市、あま市、大治町、蟹江町
	阿久比川水系 阿久比川	半田市、阿久比町
	矢作川水系 矢作古川	岡崎市、西尾市
	矢作川水系 乙川	岡崎市
	矢作川水系 広田川	岡崎市、西尾市、幸田町
	猿渡川水系 猿渡川	刈谷市、知立市
	矢作川水系 籠川	豊田市
	境川水系 逢妻女川	豊田市、みよし市
	音羽川水系 音羽川	豊川市
	柳生川水系 柳生川	豊橋市
	梅田川水系 梅田川	豊橋市
佐奈川水系 佐奈川	豊橋市、豊川市	

(2) 高潮

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著である。過去には、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造された。また、近年では、平成21年10月に来襲した台風18号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流出するなど大きな被害を受けた。

こうした中、県民へ高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、平成26年11月に高潮浸水想定を作成した。概要は次のとおりである。

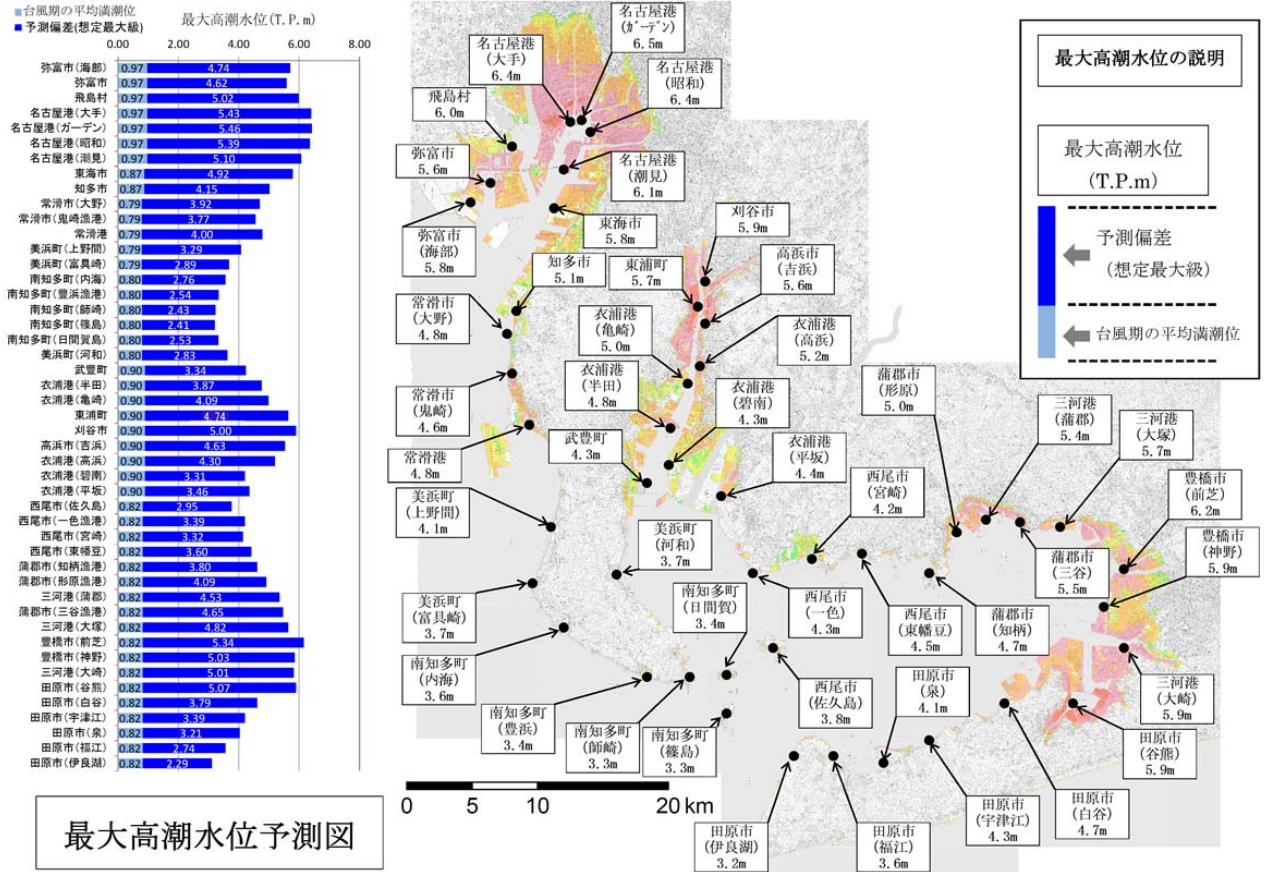
【高潮浸水想定の概要】

○想定台風ケース

〔規模〕 室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）

〔コース〕 愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコース

○代表地点における最大高潮水位



○市区町村別の浸水面積

市町村名	浸水面積 (ha)	市町村名	浸水面積 (ha)
弥富市	715	南知多町	144
飛島村	1,082	武豊町	461
名古屋市港区	3,506	半田市	1,254
名古屋市瑞穂区	171	東浦町	745
名古屋市中川区	1,940	刈谷市	483
名古屋市中村区	311	知立市	27
名古屋市南区	1,391	高浜市	303
名古屋市熱田区	396	碧南市	1,431
名古屋市緑区	191	西尾市	1,039
東海市	1,756	蒲郡市	1,007

知多市	1,085	豊川市	672
常滑市	1,057	豊橋市	3,863
美浜町	47	田原市	2,075
		愛知県 合計	27,152

一方、平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、水位周知海岸を指定するとともに、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。

(3) 土砂災害

愛知県は 6 割以上が山地丘陵地で占められ、地質的にも脆弱な風化花崗岩類、第三紀層が多く分布し、また、中央構造線などの断層もあり、土砂災害の生じやすい特質を持っている。

一方、土地利用についても山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

過去には、昭和 47 年 7 月豪雨、平成元年 9 月の恵南東加茂豪雨、平成 12 年 9 月の東海豪雨などにより広域的、同時多発的な土砂災害が発生しており、今後も大規模な土砂災害に見舞われる恐れがある。

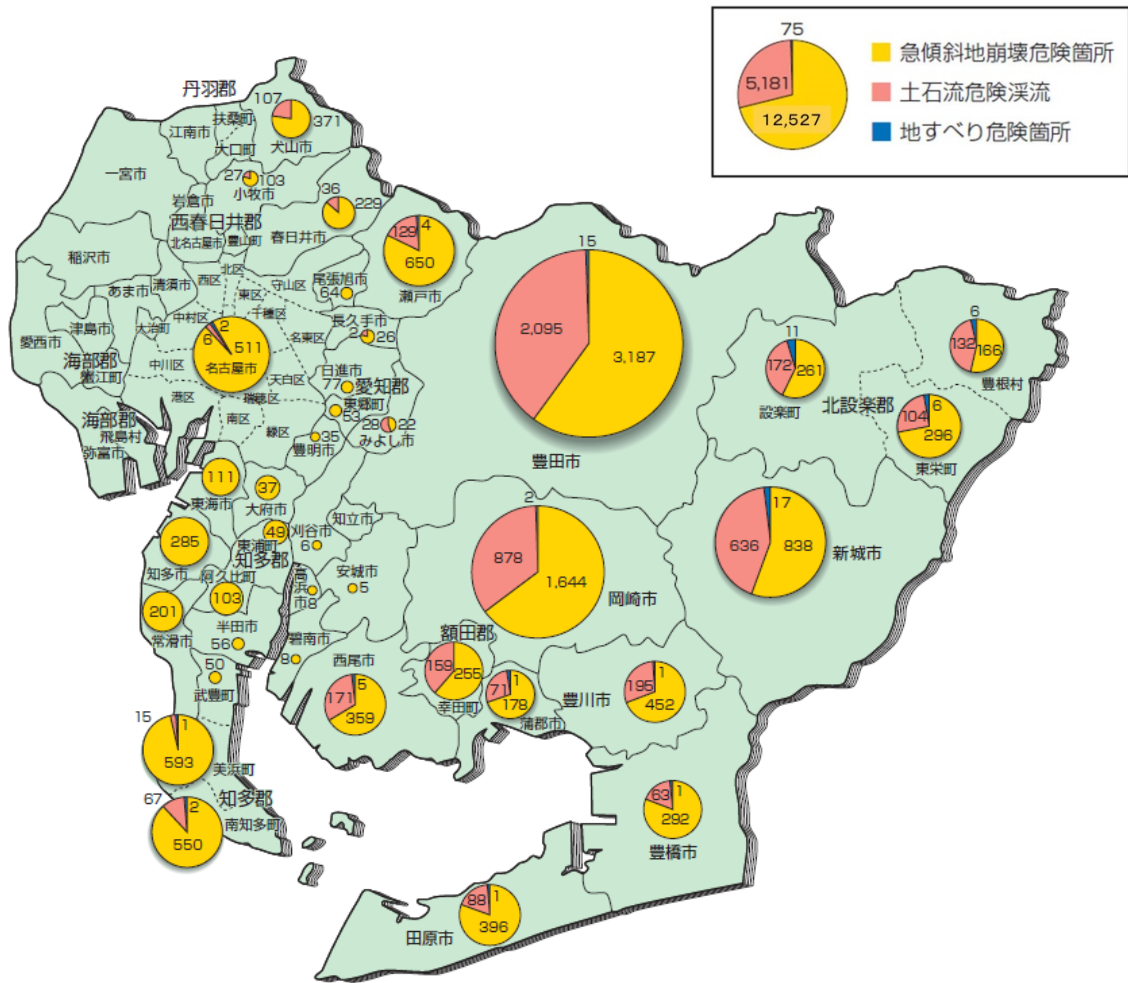
平成 26 年 8 月に発生した広島土砂災害では、土砂災害防止施設の効果が再確認されるとともに、施設整備の立ち遅れや、土砂災害の危険性が住民に十分認識されていなかったことが明らかになった。

本県でも、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し、支援を行っていく必要がある。

一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、県内のほとんどの地域で発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られており、今後とも、国等からの技術情報に注視していく必要がある。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。

○土砂災害危険箇所図



●土石流危険渓流 (平成14年度公表)
 土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある渓流。
 ・土石流危険渓流Ⅰ 人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある渓流
 ・土石流危険渓流Ⅱ 人家1戸～4戸に被害を及ぼす恐れがある渓流
 ・土石流危険渓流Ⅲ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

●地すべり危険箇所 (平成10年度公表)
 地すべりの発生・拡大の危険性があり、河川・人家・農地・公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所。

●急傾斜地崩壊危険箇所 (平成14年度公表)
 傾斜度30度以上、高さ5m以上で、1戸以上の人家又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地。
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 人家1戸～4戸に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地
 ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

箇所区分	箇所数	
土石流危険渓流	5,181	I 1,555
		II 2,078
		III 1,548
地すべり危険箇所	75	
急傾斜地崩壊危険箇所	12,527	I 2,910
		II 4,268
		III 5,349
計	17,783	

2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害

(1) 大雪

平成 26 年 2 月 13 日に南西諸島で発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となった。岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県であわせて死者 24 名となったほか、九州から北海道にかけての広い範囲で住家損壊等が発生した。

愛知県内においても、2 月 14 日未明から雨や雪が降り始め、14 日 11 時に名古屋で最深積雪 7cm を観測した。特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、倒木、電柱の倒壊、電線の断線を引き起こし、長期の停電状態が継続し、また、多数の道路で通行止めとなり、一時は住民の孤立化が発生した。



国道 151 号（豊根村上黒川地内）



県道古真立津具線（設楽町津具地内）

平成 26 年大雪による県管理道路の被害状況

(2) 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

平成 6 年渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。愛知県においては、8 月 17 日から 8 月 31 日まで知多半島等の 21 市町で実施された時間給水（最長 19 時間断水）により、最大約 39 万世帯（約 118 万人）に影響があった。

また、工業用水では操業短縮による減産分等により約 303 億円の被害が発生したほか、農業水産関連では、果樹、野菜、水陸稻などを中心に渇水や干ばつによる被害と高温による家畜やあさりなどのへい死による被害額は約 21 億円に達した。



平成6年のダム枯渇写真（中部地方整備局HPより）

(3) 火山噴火

平成26年9月27日の御嶽山噴火においては、死者58名、行方不明者5名の人的被害（平成27年8月6日現在）が発生した。牧尾ダム貯水池では、上流の濁沢川から火山由来の濁水が流入することにより、水素イオン濃度（pH）の低下等が確認されたが、下流河川における水質上の大きな問題は生じていない。今回の噴火では木曾川の水利用に影響を与えていないが、さらに大規模な噴火が発生した場合には、下流河川の水質が悪化し、生活用水や工業用水等の取水に影響が生じる可能性がある。また、平成27年には、口永良部島や箱根山、桜島、阿蘇山などで噴火が発生している。

こうした中、国においては、登山者への伝達手段の多様化など火山防災情報の伝達体制強化や、火山防災教育と火山に関する知識の普及など、火山災害対策の充実強化が求められている。

なお、富士山が噴火した場合には風向きによっては、噴煙や火山灰の影響により首都圏等に大きな被害が発生することが想定されていることから、中部圏への同様の影響も予想される。さらに、遠方の火山が噴火した場合にも、噴出物による空港運用への影響等も考慮する必要がある。



平成26年御嶽山噴火（中部地方整備局HPより）

第3章 愛知県の強靱化の基本的な考え方

3. 1 愛知県の強靱化の基本目標

第1章に掲げた「巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること」を始めとする愛知県を強靱化する意義を実現するため、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づける。

- 1 県民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守るのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、地域の豊かさを維持・向上させ、東京一極集中の是正の受け皿となる地域を目指した取組を進める。

3. 3 愛知県の強靱化を進める上での留意事項

愛知県の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村

の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

イ 愛知県の強靱化に向け、国、県（近隣県）、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。

エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 災害から得られた教訓を始め、愛知県の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

イ 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。

ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

エ 施策の重点化や進捗管理（P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、愛知県の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

オ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。

カ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、愛知県を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、愛知県の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたり、国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、44の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常湧水や火山噴火等による用水の供給の途絶
	6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 3 の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11 の個別施策分野及び 4 の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	③ 研究開発
④ エネルギー	④ 産学官民・広域連携
⑤ 情報通信	
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 県土保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

4. 3 脆弱性評価の実施手順

- 基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン2020」や「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の本県の計画、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）、などをもとに愛知県の脆弱性を総合的に評価した。
- 脆弱性評価結果については、(1) リスクシナリオごと、(2) 施策分野ごとに整理した。

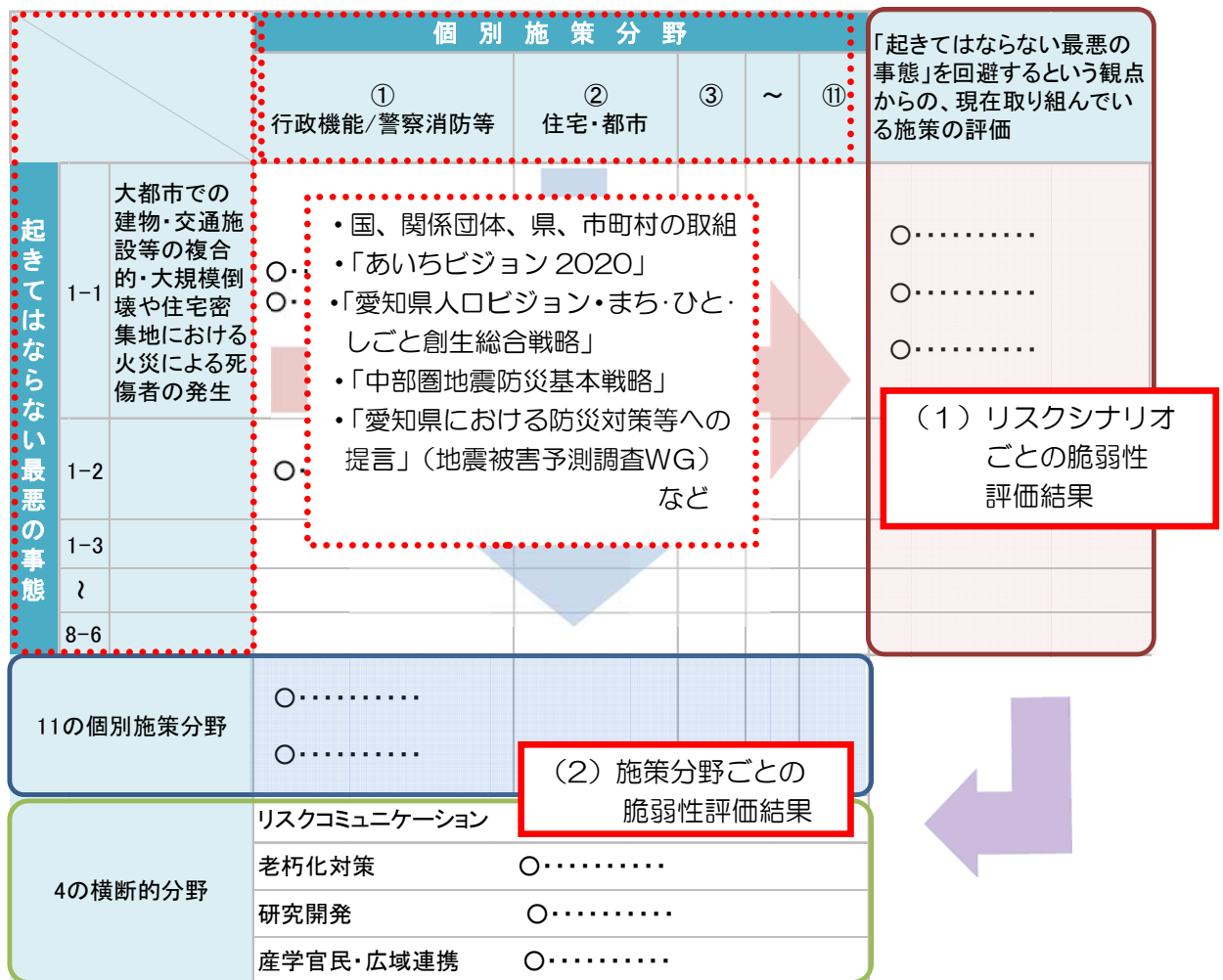


図. 脆弱性評価の手順

4. 4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）、（別紙2）のとおりである。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（K P I：Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

第5章 推進すべき施策

5. 1 強靱化施策の推進方針

5. 1. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、愛知県を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明確にするため、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する。

(交通施設等における脆弱性の解消)

○交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、更に重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(帰宅困難者対策の推進)

○名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。また、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

(エレベーター閉じ込め対策)

○エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

(重要業績指標)

- ◆国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
 - ◆住宅の耐震化率：85%（H23） → 95%（H32）
 - ◆耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟（H23） → 1/5に削減（H32）
 - ◆避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha（H35）
 - ◆地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha（H23） → 100%解消に近づける（H32）
 - ◆3公園（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地）の用地取得：1.4ha（H35）
 - ◆大規模盛土造成地の有無等の公表率：7.4%（H26） → 50%（H28）
 - ◆愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
 - ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
 - ◆臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ※（）内には、現状及び目標達成の年次を表示している。（以下同じ。）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、私立学校施設の耐震化を設置者へ働きかける。

(災害対応能力の向上)

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(重要業績指標)

- ◆社会福祉施設の耐震化率：92.8%（H25） → 94.5%（H30）

- ◆災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0% (H26) → 85% (H35)
- ◆（再掲）耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟 (H23) → 1/5に削減 (H32)
- ◆県有施設の耐震化率：85% (H25) → 100% (H35)
- ◆天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会：1回/年開催
- ◆県立学校の建物(BランクIS値0.3以上0.7未満)の耐震化(531棟)：100% (H28)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（津波防災地域づくり）

○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、市町村における災害履歴調査の具体実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

（河川・海岸堤防の耐震化等の推進）

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

（避難場所・避難路の確保・整備等）

○ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める。さらに、避難路等のバリアフリー化方策について検討をする。

（河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進）

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

（河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。

（海岸防災林の機能の維持・向上）

○海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

○海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：
該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波避難計画を策定する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村が行う浸水・津波対策への補助事業採択：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「緊急浸水・津波総合対策事業（浸水・津波避難施設整備事業）」を活用する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆海岸防災林の機能維持・向上：270ha（H27～H35）
- ◆農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3 箇所（H26） → 30 箇所（H35）
- ◆海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆農業用排水機場の耐震化：19 箇所（H26） → 79 箇所（H35）
- ◆河川堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）
- ◆海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）
- ◆海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）
- ◆海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20 基（H35）
- ◆海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18 基（H35）
- ◆海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32 基（H35）
- ◆河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設（H35）
- ◆海岸の水門等（港湾局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水産庁所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設（H35）
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6%（H25） → 90%（H35）
- ◆各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15 校程度／年（H26～H35）
- ◆各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校 1 回以上／年（H26～H35）

- ◆防災教育指導者の養成：600人/年（H26～H35）
- ◆高校生防災リーダーの育成：60人/年（H26～H35）

1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

○河川・海岸堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。この際、排水システム全体での上下流バランスを確保する。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

（ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

○河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

（河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。

（地下空間における浸水対策等の強化）

○地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及びGIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。

（河川の改修）

○河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の日光川等の改修を推進する。

（県管理河川：時間雨量概ね50mm～80mmに対応）

（高潮対策施設の整備）

○沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める。

（浸水想定区域の指定・見直し）

○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(ダム建設事業の推進)

○下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保する必要があることから、ダムの建設事業を推進する。

(ゼロメートル地帯対策)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波ハザードマップを作成する市町村：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練の実施：1 回／年（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、津波避難訓練を毎年度実施する市町村：該当市町村全て（19 市町村）（H35）
- ◆訓練の実施：4 回程度／年（H35）
- ◆（再掲）浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（27 市町村）（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km(H26) → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）農業用排水機場の耐震化：19 箇所（H26） → 79 箇所（H35）
- ◆大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1 地区（国）（H26） → 2 地区（国）（H35）
- ◆都市浸水対策達成率：60%（H26） → 62%（H32）
- ◆県管理河川の当面の目標に対する整備率：53.0%（H26） → 54.7%（H32）
- ◆（再掲）河川堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27 施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20 基（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18 基（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32 基（H35）
- ◆（再掲）河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3 施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：12 施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（港湾局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：5 施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水産庁所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：10 施設（H35）

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

（土砂災害対策の推進）

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定推進や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し、支援を行う。
- 一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、県内のほとんどの地域で発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られている。しかし、一旦発生した場合の影響は大きいものであるため、今後とも、国等からの技術情報に注視していく。

（ため池の耐震化等の推進）

- 県内に農業用ため池は約2,400箇所あるが、万一決壊した場合、下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災重点ため池）が735箇所ある。防災重点ため池について耐震診断、耐震改修を推進するとともにハザードマップ作成を支援するなど、ソフト対策も充実する。

（森林・農地等の保全機能の低下への対応）

- 山村の地域活動の停滞に伴う森林・農地等の管理放棄による国土保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める。森林の整備に当たっては、周辺道路の適切な維持管理とともに、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

（亜炭坑跡地対策の促進）

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。

（重要業績指標）

- ◆治山施設の整備：108箇所（H27～35）
- ◆大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1地区（機構営）（H26） → 1地区（機構営）（H35）、48.9km（県営）（H35）
- ◆間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積：年間4,000ha（H28～32）
- ◆農業用ため池の耐震診断の実施：603箇所（H26） → 681箇所（H35）
- ◆農業用ため池の耐震化等の整備：31箇所（H26） → 118箇所（H35）
- ◆農業用ため池のハザードマップの作成支援：598箇所（H26） → 681箇所（H35）
- ◆土石流対策施設等の整備：59箇所（H35）

- ◆急傾斜地崩壊防止施設の整備：53箇所（H35）
- ◆地すべり防止施設の整備：1箇所（H35）
- ◆土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施：9,400箇所（H31）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（効果的な教育・啓発の実施）

- 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

（情報伝達手段の多様化の推進）

- 市町村における全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。

（情報収集手段の多様化の推進等）

- ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。
- SNSを利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害SNS情報分析システム等の利用を検討する。

（情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備）

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、

各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールを検討等を行う。

(避難勧告等の発令)

○市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言を行う。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。

○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(避難の円滑化・迅速化)

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

(重要業績指標)

- ◆家具の固定率：56% (H25) → 65% (H35)
- ◆防災情報システム研修への市町村の参加率：85% (H26) → 95% (H30)
- ◆（再掲）訓練の実施：4回程度／年 (H35)
- ◆同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備する市町村：全市町村 (H35)
- ◆外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54市町村 (H30)
- ◆（再掲）教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) → 90% (H35)
- ◆（再掲）各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15校程度／年 (H26～H35)
- ◆（再掲）各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上／年 (H26～H35)
- ◆（再掲）防災教育指導者の養成：600人/年 (H26～H35)
- ◆（再掲）高校生防災リーダーの育成：60人/年 (H26～H35)

- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2—1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（輸送ルートの確保対策の実施）

○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進め、また、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化を図る。

（迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備）

○迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供など、必要な体制整備を図る。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

○水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。

（応急用食料等の調達）

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る。

（食料・燃料等の備蓄）

○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。

○地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。

（燃料等の仮貯蔵）

○臨海部に多く立地する燃料仮貯蔵施設の関連企業のBCP等の策定の促進を図る。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインについて、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報

収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(ゼロメートル地帯対策)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について検討する。

(重要業績指標)

- ◆県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所（H33）
- ◆県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha（H29）
- ◆必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57%（H27） → 100%（H29）
- ◆災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100%（H35）
- ◆広域的支援物資輸送訓練実施箇所率：100%（H35）
- ◆多様な物流事業者からなる協議会等の設置・開催：毎年度開催（H35）
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定の充実（愛知県トラック協会）：実効性の維持・向上（H29）
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定の充実（東海倉庫協会）：実効性の維持・向上（H29）
- ◆（再掲）国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100%（H35）
- ◆災害救助用備蓄物資と合わせ、県が拠出すべき物資の調達先の確保（充足）率：災害救助用物資の備蓄と合わせ県の需要量の100%充足（H35）
- ◆応急用食料の充足率：100%（H24） → 100%を維持（毎年度）
- ◆ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km（H26） → 26.4km（H31）
- ◆基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km（H32）
- ◆都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km（H32）
- ◆緊急輸送道路等の整備延長：107.9km（H35）
- ◆緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設（H35）、大型荷役機械：1基（H35）
- ◆港湾BCPの推進：3港（H35）
- ◆航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0%（H24） → 100%（H28）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

○災害時に孤立の可能性のある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域、半島部等では、道路網の充実に努める。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。

(山間地等における避難路等の確保の促進)

○山間地等において、民間等が管理する道についても活用を図る等、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

○孤立集落発生時の効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の地域の実情に即した高度化等とともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

○離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備の活用について検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2 回程度 (H35)
- ◆孤立集落に関する現況調査の実施：2 回程度 (H35)
- ◆孤立可能性集落を有する市町村の衛星携帯電話等の配備率：100% (H35)
- ◆孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100% (H35)
- ◆避難路に利用できる林道の整備：25.6km (H27～H35)
- ◆旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆(再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)
- ◆(再掲) 港湾BCPの推進：3 港 (H35)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、中部圏において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

○SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する。
- また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。

(離島における救助・救急活動)

- 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討を進める。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施 : 3 箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備 : 4.7ha (H29)
- ◆ 自主防災組織による活動カバー率 : 95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ 県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講 : 100 人/年 (H35)
- ◆ 県内消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施 : 不定期実施 → 1 回/年 (H35)
- ◆ 消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 : 28% (H26) → 100% (H28)
- ◆ 消防団啓発普及活動の実施 : 1 回/年 (H26~H35)
- ◆ 「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定 : 23 市町村 (H27) → 全市町村 (H35)
- ◆ 消防団協力事業所制度の実施 : 20 市町村 (H26) → 全市町村 (H35)
- ◆ 学生消防団員数 (累計) : 274 人 (H26) → 330 人 (H32)
- ◆ 災害拠点病院における D M A T 保有率 : 100% (H26) → 100% を維持 (毎年度)
- ◆ 広域避難場所等となる県営都市公園 (7 公園) の供用面積の拡大 : 93ha (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 : 約 10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 : 約 53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 : 107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 140 箇所 : (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 : 40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3 橋 (H35)

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(需要を想定した備蓄量の検討)

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する。

(自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギーの導入支援等による方策について検討する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給

協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(重要業績指標)

- ◆ 通常時の6割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を3日分程度確保している災害拠点病院数：23病院(H26)→36病院(H29)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km(H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km(H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

○帰宅困難者の受入態勢については、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。さらに、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないように対策を講じる。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。

(プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

○災害時に自動車搭乗者に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

○地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

(代替輸送手段の確保等)

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する。

(公共交通事業者等との連携強化)

- 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る。

(重要業績指標)

- ◆関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年1回（H27～H35）

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(災害拠点病院の耐震化の促進)

- 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

(医師の確保)

- 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討しておく。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

○各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

○災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム（DCA T）を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(重要業績指標)

- ◆ 処置拡大救急救命士の養成：584人（H26） → 900人（H35）
- ◆ 医薬品搬送等訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆ 医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年（H26） → 5団体を維持（毎年度）
- ◆ 災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：6団体/年（H26） → 6団体を維持（毎年度）
- ◆ 平成25年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院数：24病院（H26） → 36病院（H29）
- ◆ 災害医療調整本部、地域災害医療対策会議に係る訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆ 災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の実施：4回（H26） → 4回以上/年（H35）
- ◆ 広域搬送拠点臨時医療施設の設置・運営訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆ 災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年（H26～H35）
- ◆ （再掲）災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0%（H26） → 85%（H35）
- ◆ （再掲）災害拠点病院におけるDMA T保有率：100%（H26） → 100%を維持（毎年度）
- ◆ （再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆ （再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km（H32）
- ◆ （再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km（H32）
- ◆ （再掲）緊急輸送道路等の整備延長：107.9km（H35）
- ◆ （再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆ （再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆ （再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆ （再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設（H35）、大型荷役機械：1基（H35）

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

○消毒や害虫駆除等及び、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく。また、平時からの予防接種の促進等を図る。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

○下水道施設の耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定及び拡充を促進する。

(医療活動を支える取組の推進)

○医療活動を支える取組を着実に推進する。

(重要業績指標)

- ◆水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)
- ◆重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km (H35)
- ◆非常用自家発電設備の整備：10 施設 (H35)

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化)

○治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る。
- 警察と防犯ボランティアとの連携の強化を図る。

(警察署等の耐震化の推進)

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(緊急交通路の確保)

○停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

(信号機電源付加装置の整備)

○停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。

（防災拠点等の耐震化等の推進）

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。

（業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等）

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

（防災拠点等の電力確保）

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。

（道路の防災対策等）

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。

（公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン（時系列の行動計画）の策定を検討する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定について検討する。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ業務継続計画の策定を促進する方策を検討する。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や气象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。

(重要業績指標)

- ◆（再掲）県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所（H33）
- ◆（再掲）県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha（H29）
- ◆業務継続計画の策定：県及び18市町村（H26） → 県及び県内すべての市町村（H35）
- ◆市町村幹部職員危機管理研修会の開催：1回／年（H35）
- ◆市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度／年（H35）
- ◆総合防災訓練の実施：1回／年（H35）
- ◆シェイクアウト訓練の実施：1回／年（H35）
- ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村（H35）
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆学校の耐震化（非構造部材除く）：97%（H25） → 早期完了

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

○災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、愛知県庁BCPの見直しを図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。

(情報伝達手段・体制の確保)

○民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
○また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。

(多様な情報提供手段の確保)

○テレビ・ラジオ(コミュニティ放送を含む。)のいずれかが中断した際にも情報提供を可能

にする体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の導入など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害FM放送局の開局も検討する。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

○民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

(災害対応業務の標準化)

○大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(情報通信インフラの整備)

○耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

(道路被害情報共有の強化)

○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

(臨海部への災害情報提供)

○大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組み作りを進める。

(水防テレメータシステムの更新)

○県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定等の促進)

○個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充

実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。

- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進するための方策について検討する。

(地域連携BCP策定の促進)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 物流事業者のBCPについて、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する。

(港湾BCPの推進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施 : 3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備 : 4.7ha (H29)
- ◆ 中小企業のBCP策定率 : 5.3% (H25) → 12% (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長 : 11.8km (H35)

- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約 10km（H32）
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 53km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：107.9km（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3 橋（H35）
- ◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設（H35）、大型荷役機械：1 基（H35）
- ◆（再掲）港湾BCPの推進：3 港（H35）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（燃料供給バックアップ体制の充実強化）

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

○緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンを維持する。
また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

（末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入）

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LPガス充填所等の災害対応力を強化する。
○また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

○地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

（重要業績指標）

- ◆石油コンビナート等防災訓練の実施：1 回（H26～H31）
- ◆タンク情報の共有及び更新：年 1 回（H26～H35）
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約 10km（H32）

- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 53km（H32）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：107.9km（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3 橋（H35）

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化）

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準を満足しない石油タンクなどの設備について、耐震化や護岸の強化等の津波対策についても着実に推進する。

（有害物質等の流出防止対策）

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する。

○また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。

（地域連携BCP策定の促進）

○コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（重要業績指標）

◆石油コンビナートに係る設備の耐震化：89.34%（H25） → 100%（H28）

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

（交通施設の防災対策の推進）

○災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通

確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。
また、現在行われている鉄道施設の耐震対策のほか、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する。

- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。

(海上輸送機能に係る災害対応力の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する。

(災害時の空港機能確保)

- 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保する。
- 空港機能確保のため耐震強化対策の他、災害時における運用面の充実及び実効性の強化を図る。
- 津波・高潮による浸水時の空港機能の早期復旧に資するため、電源施設等の浸水対策等を実施する。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・県民等への提供する体制を構築する。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ、木材等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。

(名古屋港におけるポートアイランドの土砂流出対策)

- 社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施 : 3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備 : 4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長 : 約10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長 : 約53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長 : 107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 : 140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 : 40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1施設 (H35)、大型荷役機械 : 1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進 : 3港 (H35)

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性を評価し、連携の強化や食品産業事業者、施設管理者のBCP策定等を促進する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害

時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施 : 3 箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備 : 4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 : 19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)
- ◆ 農道橋 (延長 15m 以上) を対象とした点検・診断の実施割合 : 約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆ (再掲) 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化 : 3 地区 (国・機構営) (H26) → 4 地区 (国・機構営) (H35)、48.9km (県営) (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備 : 31 箇所 (H26) → 118 箇所 (H35)
- ◆ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進 : 11 漁港 (H35)
- ◆ (再掲) ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備 : 17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策 : 11 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 : 140 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 : 40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化 : 3 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1 施設 (H35)、大型荷役機械 : 1 基 (H35)

- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。
また、各機関における事業継続計画 (BCP) の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(製油所の非常時出荷能力等の確保)

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する。

（石油関連施設の防災対策の強化）

○石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策を推進する。また、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する。

（石油燃料の確保）

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

（自立・分散型エネルギーの導入の促進）

○災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する。

（施設の耐災害性強化）

○電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設のかさ上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。

○また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン（時系列の行動計画）策定を促進する。

（重要業績指標）

◆住宅用太陽光発電の普及基数（累計）：12.4万基（普及率約4.3%）（H26）→40万基（普及率約14%）（H32）

◆下水汚泥の消化によるバイオガス発電を実施する施設数：0施設（H26）→1施設（H28）

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の促進）

○水道、工業用水道施設について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化等を促進する。

（上水道等復旧の体制等の強化）

○大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

（重要業績指標）

◆災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率：100%（H35）

- ◆災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化率：100% (H35)
- ◆県営浄水場施設の耐震化の推進
浄水場の耐震化：5 箇所 (H35)、貯水池の耐震化：1 箇所 (H35)
- ◆県営水道施設の整備の推進
広域調整池の整備：6 池 (H35)、連絡管の整備：2 路線 (H35)、基幹となる管路の複線化：1 路線 (H35)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 下水道施設については、耐震診断を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計画（下水道BCP）の策定及び継続的な改善による充実の促進を図る。

(農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

- ◆農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4 割 (H26) → 10 割 (H32)
- ◆(再掲) 水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)
- ◆(再掲) 重要管きょの流下機能確保のための管きょ施設の耐震化：0.9km (H35)
- ◆(再掲) 非常用自家発電設備の整備：10 施設 (H35)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、

防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルート確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルート確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

○大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。

○海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

○大規模地震発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。

(道路における冠水対策)

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

(災害時における放置車両対策)

○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

(道路啓開の連携強化)

○南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆三河山間地域のバスの路線数：36路線(H26) → 現状維持(H32)
- ◆(再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所(H33)
- ◆(再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha(H29)
- ◆(再掲) 避難路に利用できる林道の整備：25.6km(H27~H35)

- ◆（再掲）農道橋（延長 15m 以上）を対象とした点検・診断の実施割合：約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆（再掲）ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆国（中部運輸局）、愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催：1 回／年 (H35)
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆（再掲）基幹的道路ネットワーク供用延長：約 10km (H32)
- ◆（再掲）都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 53km (H32)
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)
- ◆（再掲）旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)

6-5 異常渇水や火山噴火等による用水の供給の途絶

（水の安定供給）

○水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

（避難所の運営体制等の整備）

○被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。

（避難所の耐震化等の推進）

○避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。

（避難生活における要配慮者支援）

○高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。

また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

(避難行動要支援者への支援)

○市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村（H35）
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村（H35）
- ◆関係職員を対象とした運営訓練の実施：20人程度/年（H27～H35）
- ◆災害時における生活環境安全対策マニュアルの充実：実効性の維持・向上（H35）
- ◆（再掲）県立学校の建物（Bランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満）の耐震化（531 棟）：100%（H28）

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(救助活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

(火災に強いまちづくり等の推進)

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

○消防法に基づく市町村条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。

(消防団員の確保)

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ (再掲) 補助制度 (消防防災施設整備費補助金) 及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い (補助採択率)：100% (H35)
- ◆ (再掲) 学生消防団員数 (累計)：274 人 (H26) → 330 人 (H32)
- ◆ (再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35)
- ◆ (再掲) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha (H23) → 100%解消に近づける (H32)
- ◆ (再掲) 3 公園 (大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地) の用地取得：1.4ha (H35)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

○コンテナ災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

(漂流物防止対策の推進)

○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。

○特に、放置艇については、実効的かつ抜本的な解消、既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興に向け、取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的に取りまとめ、関係機関が着実な実践を図る。

（有害物質等の流出防止対策等の促進）

○火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

（港湾BCP策定の推進）

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する。

（自然環境の保全・再生）

○自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km(H26) → 12.1km (H35)
- ◆（再掲）河川堤防の耐震化：57.2km (H35)
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km (H35)
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km (H35)
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km (H35)
- ◆（再掲）海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km (H35)
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km (H35)
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km (H35)
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設 (H35)
- ◆（再掲）農業用排水機場の耐震化：19箇所 (H26) → 79箇所 (H35)
- ◆（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20基 (H35)
- ◆（再掲）海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18基 (H35)
- ◆（再掲）海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32基 (H35)
- ◆（再掲）三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆（再掲）港湾BCPの推進：3港 (H35)
- ◆（再掲）航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0% (H24) → 100% (H28)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（関係機関の連携）

○沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、

通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

○住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。

(災害情報の収集体制の強化)

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

(交通渋滞の回避)

○信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 住宅の耐震化率 : 85% (H23) → 95% (H32)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数 : 15,302 棟 (H23) → 1/5 に削減 (H32)

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

○築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。

(排水機場等の防災対策の推進)

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。
○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○ダム等の安全性や二次災害発生の恐れのある箇所把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備 : 31 箇所 (H26) → 118 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震診断の実施 : 603 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池のハザードマップの作成支援 : 598 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 : 19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)

◆（再掲）大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1地区（国）（H35）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の漏えい等の防止対策の推進）

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める。

（石綿飛散防止対策）

○震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底について指導を進めていく。

○地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。

（PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

（環境測定機能の強化）

○大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する。

（重要業績指標）

- ◆特定化学物質等管理書の提出率：100%（H35）
- ◆解体工事現場立入検査：200件/年（H25）→200件/年（H35）
- ◆愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%（H25）→100%（H34）
- ◆愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100%（H33）
- ◆毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：15件程度/年（H26～H35）

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）

○日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

(適切な森林の整備・保全)

○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

○森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じた上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

(重要業績指標)

- ◆森林・農地の保全活動面積：年間 32,660ha（森林 200ha、農地 32,460ha）（H28～32）
- ◆（再掲）間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積：年間 4,000ha（H28～32）
- ◆（再掲）治山施設の整備：108箇所（H27～H35）

7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害

物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。

- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する。

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

(重要業績指標)

- ◆(再掲) 愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%(H25) → 100%(H34)
- ◆(再掲) 愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100%(H33)
- ◆本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率：100%(H35)

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。
- 大規模自然災害が発生した場合のTEC-FORCEの派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実を図る。

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。
- また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

○遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

（重要業績指標）

- ◆三河の山里サポートデスク登録者数（累計）：27人（H26）→100人（H32）
- ◆県が拋出するべき死体袋の確保（充足）率：県の需要量に対し100%（H35）
- ◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施：年1回（H26）→1回以上/年（H35）
- ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施
- ◆応急仮設住宅模擬訓練の実施 1回以上/年（H35）
- ◆建設業技能者・技能労働者新規雇用者数：2,057人（H26）→11,500人（H31）
- ◆ヘリテージマネージャーの養成：80名程度登録（H26）→100名程度（H35）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。
また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

○人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。

（地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避）

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。

（警察施設の機能強化）

○南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る。

（重要業績指標）

- ◆地域防災リーダー育成（防災・減災カレッジ 地域防災コース受講者数）（年間）：68人（H24～H26平均）→90人（H32）
- ◆（再掲）自主防災組織による活動カバー率：95%（H25）→100%（H35）
- ◆情報伝達訓練の実施：1回/年（H26～H35）
- ◆会議・研修等の実施：会議1回/年、研修1回/年（H26～H35）
- ◆産婦人科・産科の医師数：652人（H24）→増加（H32）

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。

(地盤沈下対策の推進)

○工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(湛水からの復旧の調整・検討)

○濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧・復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開と連携しつつ国土交通省中部地方整備局河川部が主体となって実施する堤防仮締切、排水作業等の具体的な方

法・手順を検討・整理した濃尾平野の排水計画を策定し、事前対応ならびに発災後対応の手引きとして活用する。

（地籍整備の促進）

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

（重要業績指標）

- ◆地籍整備の推進：全市町村（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km(H26) → 12.1km（H35）
- ◆（再掲）農業用排水機場の耐震化：19箇所（H26） → 79箇所（H35）
- ◆（再掲）大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1地区（国）（H35）
- ◆排水路の耐震化：39.3km（H35）
- ◆可搬式応急ポンプの更新：100台（H35）
- ◆水準測量調査等の実施及び調査結果の公表：1回／年（H26） → 1回／年（H35）
- ◆尾張地域の地下水揚水量：49万m³／日以下（H26） → 49万m³／日以下（H35）
- ◆（再掲）河川堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20基（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18基（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32基（H35）

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。

○仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、産地・加工・供給の一貫した木材流通システムの構築を推進する。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆県産木材の生産量：11.6万³m (H26) → 18.0万³m (H32)
- ◆被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435人 (H25) → 10,000人 (H35)
- ◆県内被災宅地危険度判定士：800人を維持
- ◆(再掲) 応急仮設住宅模擬訓練の実施：1回以上/年 (H35)

5. 1. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

15 の施策分野（11 の個別施策分野／4 の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示す。これら 15 の推進方針は、8 つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

【行政機能】

（業務継続計画等の見直し）

○南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る。

（非常時優先業務の実施）

○南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等について検討、推進する。

（災害対応力の強化）

- 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

（地方分権の推進）

○地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付

け・枠付けの見直し等について、国に働きかける。また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る。

(防災の主流化)

○南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組みが不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

(市町村への支援)

○災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平時より継続的に必要な人材を育成する。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される市町村に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る。

【警察・消防等】

(救助・救援に係る体制強化)

○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。

(災害対応の装備資機材等の充実)

○災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る。

(応援部隊の受援体制等の整備)

○災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する。

(地域における防災体制の強化)

○地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める。

(交通制御機能の強化)

○自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用する。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める。

（住宅・建築物等の耐震化）

○住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。また、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設については、耐震化を推進・促進する。天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

（火災に強いまちづくり等の推進）

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

（大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進）

○大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る。

（水道施設の耐災害性の強化）

○水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める。

（下水道施設の耐震化の推進・下水道BCPの策定）

○大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定及び拡充を進める。

（汚水処理施設の災害対応の強化）

○施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

（帰宅困難者対策の推進）

○名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。

（関係機関による連絡調整）

○大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、震災対策や無電柱化、沿道建物の耐震化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

(道路の防災対策の推進)

○ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点を結ぶ、国道 23 号名豊道路、国道 41 号名濃バイパス、国道 153 号豊田北バイパス、国道 155 号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

○大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援していく。

(都市の防災・災害対策の推進)

○地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水による浸水対策を推進する。

(浸水対策の推進)

- 浸水被害軽減のため、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域にあわせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
- 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する。

(住居の安全な地域への誘導等)

○災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修または移転等を促進するため、災害リスクについて充実した情報提供を行うとともに、関係法令に基づく規制区域の指定を促進する。

(総合的な治水対策の推進)

○都市化の進展の著しい新川流域及び境川・猿渡川流域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。また、その他の流域においても関係機関と連携して総合的な治水対策に努める。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

○広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を

上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む。

- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。

(医療施設等の耐震化等)

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、耐震化が未了な災害拠点病院等及び福祉施設について耐震化を促進する。
- また、災害拠点病院における風水害対策（浸水被害に備えた水・食糧・医薬品等の備蓄及び医療機器の高所配置等）についても引き続き取り組んでいく。

(医療施設等における燃料の確保)

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化を図る。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する石油連盟と協定を締結するなど、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

(災害医療活動の確保)

- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、震災対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進する。また、日本DMAT（災害派遣医療チーム）隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT隊員養成研修を継続的に実施する。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(防疫の確保)

- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。

(災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る。

④エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

○個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○製油所の石油製品、石油ガスの備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る。

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

○電気設備や製油所のエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

○発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

(エネルギーの確保対策の促進)

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

○コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る。

⑤情報通信

（情報通信機能の耐災害性強化、高度化）

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む。

（情報通信手段の多様性の確保）

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する。
- 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」や無料公衆無線LANの整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

（情報の集約化と提供体制の確立）

- 避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立を図る。また、平時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備等を図る。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

（地震・津波観測体制の充実・強化等）

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る。また、GPS波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを検討する。

（迅速で分かりやすい災害情報等の提供）

- 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む。

（情報通信機能の被災の復旧体制の強化）

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する。

⑥産業・経済

（サプライチェーンの脆弱性の分析・評価）

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等の中核部素材の

生産の集中といった実態を把握し、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価し、必要となる対策を検討する。

(企業BCP策定の促進等)

○個別企業のBCPについて、引き続き策定を促進する。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する。

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

○各企業におけるBCPの策定促進や実効性向上に向けて、企業BCP策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

○BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する。

○他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置・設備投資等について検討・促進を図る。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。

(金融機関における防災対策の推進)

○金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する。

(臨海部の安全対策)

○臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関が連携して、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

⑦交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

○災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網及び緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の

着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確認する。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める。

- あわせて、新東名高速道路を初めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図ることとする。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策や貨物等の流出防止対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制整備を構築する。

(物流に係る各種BCPの策定)

- 交通・物流事業者等による企業ごとのBCPや企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する。また、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の整備等の物流施

設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

○港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する。また、避難路や避難場所の整備を進める。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

○それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成や資機材の充実を促進し、災害対応力の強化を図る。

○また、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

(リニア中央新幹線の開業)

○我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、万全な体制で整備を着実に進める。

○また、リニア中央新幹線の高速特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靱な地域づくりを進めるため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る。

(公共交通機関の利便性等の向上)

○高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。

(中部国際空港の機能強化)

○リニア中央新幹線の全線開業によるスーパー・メガリージョンの誕生という大きなインパクトの活用や国の中枢機能の分担等を推進するとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとした機能強化（完全24時間化）を促進する。

(日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

○国土全体の強靱性を確保するため、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成を推進・促進する。

(旅行者対策)

○外国人を含めた県内旅行者等が安心して移動・滞在できるよう、災害時における旅行者等に対する情報提供や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る。

(空港運用における広域リスク対策)

○空港においては、遠隔地を含めた台風等による強風や、火山噴火による火山噴出物の影響を受けやすく、運用時の影響の把握や対策の検討を行う。

(被災状況の迅速な把握・共有)

○迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ヘリコプター等による情報収集体制を整えるとともに、電子基準点による広域の地殻変動の検出、空中写真を使用した津波・土砂災害時の被害状況、標高データなどの情報を早期に収集する体制、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する。

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

○地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。食品産業事業者や関連施設管理者のBCP策定等についての取組を関係機関が連携して強化する。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

○災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえたうえで、食料等の安定供給機能についての脆弱性を評価し、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工BCP/BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場をはじめとする農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。

(農山漁村の防災機能の強化)

○農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減のため、重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進する。

○ため池のハザードマップ作成支援・周知、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

○地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域の特性に即した植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、これらが持つ洪水の緩和や土砂災害防止等の県土保全機能を適切に発揮させる。

(森林の有効活用)

○地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、木材の積極的な利用を促進する。また、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

○再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電の導入などを促進する。

(都市農業の振興)

○都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。

⑨県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

○南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化、高潮防波堤の整備、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。

(効果的な施設整備)

○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

(既存施設の管理・活用の推進)

○海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。

(市町村等への技術的支援)

○災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村

等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する。

(健全な水循環の維持、回復)

○水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、または回復するための施策を包括的に推進する。

(総合的な土砂管理の取組の推進)

○土砂の流れに起因する安全上の問題の解決を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う。

(遠州灘の砂浜の回復・保全)

○海岸侵食の原因である土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、また、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う。

(ダム建設事業の推進)

○下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保する必要があることから、ダムの建設事業を推進する。

⑩環境

(災害廃棄物処理計画の策定等)

○東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る。

(浄化槽の災害対応の強化)

○浄化槽の被災に係る対応強化を図る。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

○有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境調査センターの環境測定機能を強化する。

(地球環境問題への対応)

○近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める。

⑪土地利用

(安全な地域づくり)

- 南海トラフにおいて発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、新たな国土形成計画に示された「コンパクト+ネットワーク」の考えを基本に、持続可能な集約型まちづくりを推進する。

(地籍整備の促進)

- 緊急輸送路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍整備を促進する。

(首都機能をバックアップできる国土構造の構築)

- 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる国土構造の構築に取り組む。

(2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。

(指導者等の育成)

- 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。

(民間投資の促進)

- 住宅・建築物等の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、国土強靱化のための民間投資を促すための普及啓発を検討する。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する。この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発のあり方を検討する。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する。
- 県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に資する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

(要配慮者への対応)

- 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
- また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく。

(高齢者の役割の再認識)

- 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する取組を推進する。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最

低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を検討する。

○水害に直面した際に県民が正しい行動に移せるよう、県民目線の情報提供と、県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

②老朽化対策

（インフラ老朽化対策等の推進）

○限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

（維持管理の体制整備）

○施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

（市町村への支援）

○道路や下水道等の社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する。

③研究開発

（強靱化に関する研究開発の促進）

○国土強靱化に関する研究開発による科学技術のイノベーションを促進するため、教育・研究機関、民間事業者において優れた人材を育成するとともに、研究開発に対するインセンティブを導入し、研究開発の体制づくりの促進と成果の普及を図る。

（技術開発成果の転用と活用）

○研究機関や民間事業者における国土強靱化に係る基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発を促進する。その際、国土強靱化に係る研究開発の他目的への転用、他目的の研究開発の国土強靱化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。

（イノベーションの創造）

○戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る。

④産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議などの場を活用し、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。

（産学官民の連携）

- 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。
- 愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる。

（愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進していく。

（広域防災拠点の整備等）

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む。
- 大規模災害時における司令塔機能や国内外からの緊急支援物資・支援人員の受入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める。

（南海トラフ地震の関係都府県市との連携）

- 県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするるとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

（対流促進型国土の形成）

- 「新たな国土形成計画」で示されている「対流」とは、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものであるが、災害時における地域間の連携・協力にも資するものであることから、様々な主体が主体的、戦略的に「対流」の発生、維持、拡大に努め、「対流促進型国土」の形成に貢献する。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいと、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 建設業者等との連携にあたっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。

5. 2 愛知県の強靱化のために優先的に取り組む施策

「あいちビジョン 2020」(平成 26 年 3 月)では、リニア中央新幹線の開業後の 2030 年頃を展望し、2020 年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにするとともに、地域づくりの方向性や重要な施策等を盛り込んでいる。また、「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」(平成 26 年 12 月)では、平成 35 年度までを計画期間とし、防災・減災に資する各種施策を盛り込んでいる。これらの施策は、愛知県の強靱化の基本目標を実現するため、愛知県が優先的に取り組んでいくべき強靱化施策にも位置付けられるものである。他に、本計画の策定に参画いただいた関係団体(「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員)の取組や本計画の検討段階で連携・協力した名古屋市の取組、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」(平成 27 年 1 月)に位置付けられる施策など、各主体が優先的に取り組むべき施策もある。こうした施策について、次頁以降の「個別具体的施策一覧」として掲載した。

なお、個別具体的施策は複数のリスクシナリオに関係することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

<個別具体的施策として掲載したもの>

- ・「あいちビジョン 2020」において位置づけた重要施策
- ・「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な事業
- ・第 3 次あいち地震対策アクションプランの各アクション項目に基づく施策
- ・その他関係団体(「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」の各構成員(国等関係行政機関、ライフライン事業者、経済団体等))の取組で本計画に位置付けられる施策
- ・本計画の検討段階で連携・協力した名古屋市の施策
- ・「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」(平成 27 年 1 月)に位置付けられる施策

ほか

個別具体的施策の実施にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、前節(3. 3)に述べた「愛知県の強靱化を進める上での留意事項」に留意するとともに、具体的な実施箇所の詳細な検討を行い、効率的に取り組むこととする。また、本節に記載していないあらゆる施策においても、少しでも愛知県の強靱化に寄与するよう、それぞれ創意工夫しながら取り組むこととする。

なお、強靱化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があり、今後も継続的に検討を行い、個別具体的施策を充実させていく。

個別具体的施策一覧

- 【 】に記載した記号は、それぞれの個別具体的施策が対応するリスクシナリオ（記号）を示している。なお、リスクシナリオ全般に対応する個別具体的施策については、【全般】と記載している。
- 第3次あいち地震対策アクションプランにおいて重点的に取り組むこととしている69の施策については、「★」を付している。
- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の取組については、各施策の語末に[特別強化地域]を記している。
- この他、国土強靱化地域計画の策定を進めている市町村における個別具体的施策については、各施策の語末に当該市町村名を記している。

(1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

- 市町村地震防災対策事業の促進★【1-1】
 - ・市町村が行う浸水・津波対策への補助
- 実践的な防災訓練の実施【1-1】【1-3】【1-6】
 - ・実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練
- 耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援【1-1】【7-1】
- 県有施設の耐震化の推進【1-2】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【1-2】【2-3】【3-1】【3-4】
- 市町村浸水・津波避難計画の策定の促進★【1-3】
- ゼロメートル地帯のための広域的な防災拠点の確保★【1-3】【1-4】【2-1】
- 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施【1-3】【1-4】【1-6】
- 無線中継所の非常用電源設備の強化【1-6】【2-2】【4-1】
- 職員の家庭における地震対策の促進【1-6】【2-1】【3-4】
- 地方機関の非常用電源設備の確保【1-6】【3-4】【4-1】
- 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保★【2-1】
- 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備★【2-1】
- 市町村の食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進★【2-1】【3-4】
- 防災活動拠点の見直し、確保★【2-1】【2-3】【3-4】
- 孤立集落等におけるヘリスポットの確保【2-2】【2-3】
- 救出救助資機材等の整備の推進【1-2】【2-3】【7-1】
- 緊急消防援助隊の受援体制の強化【2-3】
- 職員の地域防災活動状況の調査【2-3】

- 地域ぐるみの消防団支援の促進★【2-3】【7-1】
- 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進★【2-3】【7-1】
 - ・市町村における「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定支援
- 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築【2-3】【7-1】
- 救助活動を行う県内消防本部職員の災害対応力の強化【2-3】
- 少年消防クラブ員の育成★【2-3】【7-1】
- 被災者等に対する警察安全相談等の受理体制の充実【2-3】
- 安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進【2-3】【5-4】
- 学生への消防団加入促進活動の実施★【2-3】【7-1】
- 消防団の施設・設備の充実★【2-3】【7-1】
 - ・市町村が行う消防団の施設・設備の整備への補助
- 市町村が行う緊急消防援助隊設備整備費補助金による装備資機材等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
- 市町村が行う消防防災施設整備費補助金による消防施設等の整備に対する支援【2-3】【7-1】
 - ・災害対応講習の実施等
- 消防学校の機能の拡充【2-3】【7-1】
 - ・消防学校の教育機能の拡充強化
- 消防職員・消防団員の教育内容の充実強化★【2-3】【7-1】
- 帰宅困難者への対応の充実【1-1】【2-5】
- 災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
 - ・災害警備システム等の更新
 - ・警察官に対する通信指令システムの整備
- 被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
 - ・地域安全情報の手段、配信先等の検討・見直し
 - ・地域安全活動の効果的な支援の検討・見直し
- 警察施設の非常用電源設備の確保【3-1】【8-3】
- 警察施設の耐震化【3-1】【8-3】
- 警察職員の精神的ケア対策の推進【3-1】
- 非常用食糧等の備蓄の推進【3-1】
 - ・警察職員及び被留置者の非常用食糧及び飲料水の計画的な備蓄
- 県警察災害警備訓練の実施【3-1】
- 警察災害派遣隊の受援体制の整備【3-1】
 - ・警察災害派遣隊の受援運用計画策定、受援に係る図上訓練等
- 県警察地震警備計画の見直し【3-1】
- 県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進【3-4】
- 県有施設の家具固定等の推進【3-4】
- 愛知県庁BCPの見直し【3-4】【4-1】
 - ・PDCAサイクルの継続的な取組
- 災害応急体制の見直し★【3-4】
 - ・災害対策本部等要員の登録制度等の見直し

- ・災害応急対策に従事する人的資源の配置等の運用体制の再整備
- 発災時の庁内の人的・物的資源の最適な配置等を定めたマニュアルの見直し【3-4】
- 各施設の被災状況の把握の仕組みの見直し【3-4】
- 外部委託業務の継続性の確保【3-4】
- 広域防災拠点の整備の促進★【2-3】【3-3】【3-4】
 - ・中部圏の基幹的広域防災拠点の整備の促進
- 広域的な応援体制の充実【3-4】
- 発災時の職員のメンタルケアの体制の確保【3-4】
- 参集時の物資・資材の確保【3-4】
- 防災部門機能の充実・強化★【3-4】
 - ・専門職員の人員確保等
- 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施【3-4】
- 県庁の新規採用職員の防災意識の向上【3-4】
- 県職員への防災人材育成プログラムの実施【3-4】
 - ・防災人材育成プログラムの体系化
 - ・新任次長級・課長級研修に専門家による防災講話を導入
 - ・専門家による防災に関する研修の実施
 - ・新規採用職員の防災・減災カレッジの受講
- 市町村幹部職員危機管理研修会の開催【3-4】[県、市町村]
- 県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施【3-4】
- 愛知県庁BCPに関する職員研修の充実【3-4】
- 市町村BCPの策定の支援【3-4】
 - ・市町村の業務継続計画策定に関する担当職員向けの研修や個別相談
 - ・市町村BCP策定の説明会の開催
- 職員の安否・参集状況及び家族の安否を把握する仕組みの見直し【3-4】
- 本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上【3-4】【4-1】
- 防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保【2-4】【3-4】【4-1】【6-1】
- 復興体制の整備及び復興方針、復興ビジョンの策定★【3-4】【8-2】
- 地震の発生を前提とした通信設備の運用【4-1】
 - ・防災訓練等による通信機器や非常用電源の使用法の習熟
- 県庁等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し【3-4】【5-2】【6-1】
- 防災航空隊の充実強化【2-3】【5-4】
- 生活相談対応の充実【6-6】
- 災害時要配慮者の避難生活の支援★【6-6】
 - ・市町村が実施する避難所等に必要災害時要配慮者生活支援資機材の整備への支援
- 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進★【6-6】
 - ・市町村における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定、福祉避難所の設置の促進
- 市町村避難所の円滑な運営等に関する助言の実施★【6-6】
- 東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進【8-2】
- 震災後復旧マニュアルの見直し★【8-2】

- 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進【8-3】
- 地震防災対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し【全般】
- アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進★【全般】
- 愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築★【全般】
- 愛知県地震防災推進条例の見直し【全般】
- アクションプランのフォローアップ【全般】
- 愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】

など

（その他関係団体の取組）

- 災害応急体制の見直し【3-4】〔（一社）中部経済連合会〕
- TEC-FORCEの派遣体制の確立【8-2】〔中部地方整備局〕
- 大規模地震発生に備えた警防体制の構築【1-1】【2-3】【7-1】〔名古屋市〕
- 職員の各種防災研修・防災訓練の実施【1-2】【1-6】【2-3】〔名古屋市〕
- なごや市民総ぐるみ防災訓練の実施【1-2】【1-3】【1-5】【1-6】【8-3】〔名古屋市〕
- 海拔表示の推進【1-3】〔名古屋市〕
- 総合水防訓練の実施【1-3】【1-5】【1-6】【8-3】〔名古屋市〕
- 水防情報システムの運用【1-4】【1-6】【4-2】【8-5】〔名古屋市〕
- 道路・河川等監視情報システムの運用【1-4】【1-6】【4-2】〔名古屋市〕
- 水防法改正に伴う水位周知体制の構築【1-6】〔名古屋市〕
- 災害時外国人支援ボランティア研修の実施【1-6】〔名古屋市〕
- 災害時の外国人支援体制の充実【1-6】〔名古屋市〕
- 名古屋市震災避難行動ガイドラインの策定・支援【1-6】〔名古屋市〕
- 震度計の更新【1-6】〔名古屋市〕
- 災害対策支援情報ネットワークシステムの運用【1-6】〔名古屋市〕
- 災害情報等の収集・伝達方法の検証【1-6】〔名古屋市〕
- 総合防災情報システムの充実【1-6】〔名古屋市〕
- 職員向け被災地派遣職員報告会の開催【1-6】〔名古屋市〕
- 災害時の情報伝達の充実【1-6】【3-4】〔名古屋市〕
- 防災活動拠点等の機能確保策の検討【1-6】【2-3】【2-4】【3-4】【4-1】〔名古屋市〕
- 情報サービス事業者を活用した情報収集・伝達手段の拡充【1-6】【4-2】〔名古屋市〕
- 助け合いの仕組みづくりの推進【1-6】【8-3】〔名古屋市〕
- 基幹となる広域防災拠点の整備検討【2-1】【2-3】【3-3】〔名古屋市〕
- 災害救助用物資の備蓄【2-1】【6-6】〔名古屋市〕
- 消防車両・資機材等の充実【2-3】〔名古屋市〕
- 消防活動用資機材・可搬式ポンプの整備【2-3】〔名古屋市〕
- 大規模災害時の消防団連絡体制の充実【2-3】〔名古屋市〕
- 消防団員の充足率の向上【2-3】〔名古屋市〕
- 名古屋市消防団震災活動マニュアルの改訂【2-3】〔名古屋市〕

- 消防職員の安全管理方針の改定【2-3】[名古屋市]
- 応急的な救護所用等の救急資器材の整備【2-3】[名古屋市]
- 救急隊の増隊【2-3】[名古屋市]
- 関係活動機関との連絡会議の開催【2-3】[名古屋市]
- 関係活動機関との合同連携訓練の実施【2-3】[名古屋市]
- 防災関係機関との情報共有・連携の強化【2-3】[名古屋市]
- 自治体間の相互連携等の推進【2-3】[名古屋市]
- 非常用救急自動車の整備【2-3】[名古屋市]
- 消防署等の整備【2-3】【3-4】[名古屋市]
- 土木事務所の機能の維持・強化【3-4】[名古屋市]
- 災害時の対応マニュアルによる訓練・検証【3-4】[名古屋市]
- 職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の構築【3-4】[名古屋市]
- 名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証【3-4】[名古屋市]
- 職員用防災備蓄の確保【3-4】[名古屋市]
- 業務継続における職員OBとの協力体制の検討【3-4】[名古屋市]
- 被害想定を踏まえた動員・参集計画の整備の推進【3-4】[名古屋市]
- 職員等の安否確認における手段の確立【3-4】[名古屋市]
- 避難所建物の安全確認体制の整備【6-6】[名古屋市]
- 被害想定を踏まえた避難所の機能確保策の検討【6-6】[名古屋市]
- 避難所運営マニュアルの整備の推進【6-6】[名古屋市]
- 避難所開設・運営訓練の充実【6-6】[名古屋市]
- 災害用トイレの備蓄【6-6】[名古屋市]
- 耐震性防火水槽の整備【7-1】[名古屋市]
- 被災民間建築物応急危険度判定の整備・強化【8-2】[名古屋市]
- 被災民間宅地危険度判定体制の整備【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティア受入体制の充実【8-2】[名古屋市]
- 災害ボランティアコーディネーターの養成【8-2】[名古屋市]
- 復興イメージトレーニングの実施【8-2】【8-6】[名古屋市]
- 災害対策住民リストの整備【8-3】[名古屋市]
- 受援計画の策定【2-1】[特別強化地域]
- 防災備蓄倉庫の整備推進【2-1】[特別強化地域]
- 飲料水及び生活用水の確保【2-1】[特別強化地域]
- 地域防災力の向上【2-1】[特別強化地域]
 - ・市内自主防災会の訓練、指導、防災意識の向上
- 関係機関合同訓練の実施【2-3】[特別強化地域]
 - ・田原災害対策連絡会を中心とした合同訓練
- 消防団の体制・装備の充実強化【2-3】[特別強化地域]
- 広域防災拠点及び防災拠点の整備【2-3】[特別強化地域]
 - ・「道の駅（仮称）とよはし」における防災拠点機能整備
- 要配慮者の避難支援対策の推進【2-5】[特別強化地域]

- ・避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、福祉避難所の指定、協定締結による避難所確保
- 庁舎の書庫等転倒防止、ガラス飛散防止【3-4】[特別強化地域]
- 非常用電源設備の強化【3-4】[特別強化地域]
- （再掲）公共施設の非構造部材の耐震化の推進【3-4】[特別強化地域]
- 遺体処置体制等の確保【8-2】[特別強化地域]
 - ・遺体処理計画等の見直し、遺体取扱訓練の実施等
- 消防車両・資機材等の充実【2-3】[豊橋市]

など

②住宅・都市

- 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進【1-1】
- 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進【1-1】【1-2】【3-4]
 - ・市町村や関係団体と連携し情報提供を実施
- 建築物の耐震化の促進★【1-1】【1-2】【7-3]
 - ・耐震診断・改修費補助 等
- 地区レベルにおける都市防災事業の促進【1-1】【1-3】【1-6】【2-1]
 - ・地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等
- 帰宅困難者対策の推進【1-1】【2-5]
- 無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4]
- 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の促進【1-1】【7-1]
- 密集市街地等の防災上危険な市街地の整備の促進【1-1】【7-1]
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-1】【7-1]
 - ・大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地 など
- （再掲）耐震性貯水槽始め市町村消防水利の確保の支援【1-1】【7-1]
- 住宅の耐震化の促進★【1-1】【1-6】【7-3]
 - ・耐震化に係る啓発活動
 - ・耐震診断・改修費補助 等
- 被災時における県有施設の継続使用に係る体制の整備【1-2]
 - ・県有施設の管理者による応急危険度判定の実施体制整備
- （再掲）県有施設の耐震化の推進【1-2]
- 私立学校施設の耐震化の支援【1-2]
- （再掲）防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進・促進【1-2】【2-3】【3-1】【3-4]
- 医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援★【1-2】【2-6]
- 県立学校施設の耐震化の推進【1-2】【3-4】【6-6]
- 市町村立学校施設の耐震化の促進【1-2】【3-4】【6-6]
- 歩行空間の確保やバリアフリー化の推進【1-3】【6-6]
- 公共下水道施設の耐震化の推進【1-3】【1-4】【2-7】【6-3】【7-2】【7-4】【8-5]

- 浸水対策の推進【1-4】
- 総合治水対策の推進【1-4】
- 内水ハザードマップの作成【1-4】【1-6】
- 市町村水道施設（災害時拠点病院へ至る配水管）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 必要水量を確保するための実効性のある計画作成の指導【2-1】【6-2】
- 広域避難場所等となる公園緑地整備の推進【2-3】
 - ・大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園 など
- 流域下水道施設の耐震化の推進【2-7】【6-3】
- 流域下水道BCPの充実【2-7】【6-3】
- （再掲）県有施設の非構造部材等の耐震対策の推進【3-4】
- 県立学校施設の非構造部材の耐震対策の推進【3-4】【6-6】
- 市町村立学校施設の非構造部材の耐震対策の促進【3-4】【6-6】
- ライフライン関係機関との連携の推進【6-1】
- 県営浄水場施設の耐震化の推進【6-2】
- 県営水道施設の整備の推進【6-2】
- ヘリテージマネージャーの養成【8-2】
- 文化財レスキュー実施台帳の作成【8-2】
- 震災復興都市計画模擬訓練の実施【8-2】
- 事前復興まちづくりの取組の促進【8-2】
 - ・地域住民と市町村との協働による模擬訓練の実施
 - ・「事前復興の取組に関するガイドライン（案）」の内容の充実、周知
- 被災住宅の応急修理に係る体制の整備【8-6】
- 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-6】
- 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備【8-6】
- 応急仮設住宅建設候補地の確保【8-6】
- 応急仮設住宅建設模擬訓練の実施【8-6】
- 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備【8-6】
- 民間借上げ住宅の提供に係る体制の整備【8-6】

など

（その他関係団体の取組）

- 無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】[中部電力][中部地方整備局]
- 中央卸売市場本場・北部市場の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 工業研究所の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 市営路外駐車場の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 市営住宅の耐震対策【1-1】[名古屋市]
- 大規模盛土造成地の調査【1-1】[名古屋市]
- 防災協力農地登録制度の推進【1-1】[名古屋市]

- 栄地区まちづくりプロジェクトの推進【1-1】[名古屋市]
- 図書館の耐震対策【1-1】【1-2】[名古屋市]
- 避難地の整備【1-1】【2-3】[名古屋市]
- 民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進【1-1】【2-5】[名古屋市]
- 名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進【1-1】【2-5】[名古屋市]
- 都市再生安全確保計画等の作成・運用【1-1】【1-6】【2-5】[名古屋市]
- 帰宅困難者対策の推進【1-1】【1-6】【2-5】[名古屋市]
- 建築物における天井脱落対策の推進【1-1】【1-2】【3-4】[名古屋市]
- 地震、火災等を考慮した都市防災施設に関する施策の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 市施行土地区画整理事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 住宅市街地総合整備事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 都市防災不燃化促進事業の推進【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の改善【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 接道許可による木造住宅密集地域の改善【1-1】【7-1】[名古屋市]
- 名古屋市建築物耐震改修促進計画の実施【1-1】【1-2】【3-4】【7-3】[名古屋市]
- 市有建築物の耐震化【1-1】【1-2】【3-4】【7-3】[名古屋市]
- 木造住宅密集地域等の改善に関する施策の推進【1-1】【7-1】【8-3】[名古屋市]
- 地域まちづくりの推進【1-1】【7-1】【8-3】[名古屋市]
- 民間建築物の耐震診断及び耐震改修【1-1】【1-2】【7-3】【8-3】[名古屋市]
- 留守家庭児童健全育成事業施設の耐震化促進【1-2】[名古屋市]
- 東山動植物園内施設の耐震対策【1-2】[名古屋市]
- 津波避難ビル指定等の推進【1-3】[名古屋市]
- 指定緊急避難場所の指定【1-3】[名古屋市]
- 地下街等における避難確保及び浸水防止に係る対策の推進【1-3】[名古屋市]
- 津波を考慮した都市防災施設に関する施策の推進【1-3】[名古屋市]
- 災害応急用井戸の指定の推進【6-2】[名古屋市]
- 水道基幹施設の改築・更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 配水管の更新及び耐震化【6-2】[名古屋市]
- 下水道基幹施設の改築・更新及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 下水管の改築・更新及び耐震化【6-3】[名古屋市]
- 小中学校等における非構造部材等の耐震対策【6-6】[名古屋市]
- 生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策【6-6】[名古屋市]
- 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備【8-6】[名古屋市]
- 市街化区域内の公園緑地整備の推進【1-1】[特別強化地域]
- 住宅の耐震化の推進【1-1】[特別強化地域]
- 大規模集客施設の非構造部材の耐震化【1-2】[特別強化地域]
- 学校施設等の非構造部材の耐震化【1-2】[特別強化地域]
- 市有施設の耐震化【1-2】【3-4】[特別強化地域]
 - ・陸上競技場のスタンド建替
- 公共施設の非構造部材の耐震化の推進【1-2】【3-4】【6-6】[特別強化地域]

- 学校施設等の耐震化の推進【1-2】[特別強化地域]
- 上下水道施設の耐震化の推進【2-1】【2-7】【5-4】【6-2】【6-3】[特別強化地域]
- 帰宅困難者等支援対策の推進【2-5】[特別強化地域]
- 帰宅困難者の受入体制の確保【2-5】[特別強化地域]
- 応急仮設住宅建設候補台帳の整備【8-6】[特別強化地域]
- 民間借上住宅の提供に係る体制の整備【8-6】[特別強化地域]
- ポンプ場等の機能確保・整備【1-4】【8-5】[豊橋市][田原市]
- 浸水想定に基づいた海岸堤防、河川堤防の嵩上げの推進【1-4】【5-1】[豊橋市][田原市]

など

③保健医療・福祉

- 災害時要配慮者に係る広域支援体制の整備★【1-2】【2-6】
- 社会福祉施設の耐震化の支援【1-2】
- （再掲）医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援★【1-2】【2-6】
- 市町村水道施設（災害時拠点病院へ至る配水池）の耐震化の促進【2-1】【6-2】
- 救急救命士の処置範囲拡大に係る講習の実施【2-3】【2-6】
- 広域医療搬送体制の確立★【2-3】【2-6】
- 災害医療調整機能の強化★【2-3】【2-6】【2-7】
- 遺体の処置体制の確保【8-2】
- 災害拠点病院等の機能の強化★【2-4】【2-6】
- 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備★【2-6】
- 災害医療活動に係る情報収集・連絡体制の確保【2-6】
- 災害時こころのケア活動（D P A T、心のケア活動、P T S D）に関する研修会の実施【2-6】【3-4】
- 消毒等防疫体制の整備【2-7】
- 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備★【6-6】
- 「災害時における生活環境安全対策マニュアル」の周知【6-6】
- 火葬場連絡協議会の開催及び訓練の実施【8-2】
- 検視・身元確認用資機材の整備の推進【8-2】
- 災害時保健活動体制の整備の促進【8-3】
- 災害時の市町村保健師の活動マニュアル等の作成及び見直しの支援【8-3】
- 改訂版「愛知県災害時保健師活動マニュアル」の普及啓発【8-3】

など

（その他関係団体の取組）

- 愛知県医師会災害医療救護活動マニュアル等の作成【2-4】[公益社団法人愛知県医師会]
- 愛知県広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の運用【2-4】[公益社団法人愛知県医師会]

- 「仮称 災害応援ボランティア中継センター」の設置によるボランティア需給調整【8-2】[愛知県社会福祉協議会]
- 災害拠点病院としての市立大学病院及び市立病院の医療機能の充実【1-2】【1-6】【2-1】[名古屋市]
- 休日急病診療所等の改築補助【2-6】[名古屋市]
- 災害時における医薬品等の調達及び供給【2-6】[名古屋市]
- 災害時におけるお薬手帳の活用の啓発【2-6】[名古屋市]
- 医療関係者との連絡会議の開催【2-6】【2-7】[名古屋市]
- 被災者の健康保持のための啓発の推進【2-7】【6-6】[名古屋市]
- 災害時要援護者の避難場所の充実【6-6】[名古屋市]
- 災害時の医療ネットワーク強化【2-1】【2-2】【2-4】【2-6】[特別強化地域]
- 市民病院、公的病院の機能充実、アクセスルートの確保【2-6】[特別強化地域]
 - ・豊橋市民病院
- 津波浸水・液状化地域における第二次医療機関の移転等の措置【2-6】[特別強化地域]
- 医療救護体制、保健活動体制の整備【2-6】[特別強化地域]
 - ・市内医師会等との意見交換、マニュアル作成、訓練、トリアージの実施、人的資源の有効活用、備蓄消費量のコントロール、優先復旧要請と緊急用備蓄の確保等
- 感染症対策の推進【2-7】[豊橋市]
 - ・正しい知識の普及・啓発、物品の計画的整備、人材の確保・育成

など

④エネルギー

- 警察・消防車両等の石油燃料の確保【2-4】
- （再掲）地方機関の非常用電源設備の確保【1-6】【3-4】【4-1】
- 防災拠点への再生可能エネルギーの導入の支援【3-4】【4-1】【6-1】
- （再掲）防災拠点の機能を維持するための石油燃料の確保【3-4】【4-1】【6-1】
- 避難所への再生可能エネルギーの導入の支援【3-4】【4-1】【6-1】【6-6】
- 災害応急活動を実施するための石油燃料の確保【2-4】【5-2】【6-1】
- 石油コンビナート泡消火薬剤貯蔵施設の整備の推進【5-3】【7-2】
- L P ガス確保のための体制の整備【6-1】

など

（その他関係団体の取組）

- 電力供給ネットワークの災害対応力強化【6-1】[中部電力]
- 被害情報の共有手法や道路啓開、燃料調達など復旧迅速化のための連携強化【6-1】[中部電力]

- 主要な供給設備への水密扉や防水壁の設置【6-1】〔東邦ガス〕
- 非常用電源設備の機能強化【1-6】【2-4】【3-4】【4-1】【6-1】〔名古屋市〕
- 非常用電源の燃料調達体制の構築【1-6】【2-4】【3-4】【4-1】【6-1】〔名古屋市〕
- 避難所等への再生可能エネルギーの導入【6-1】〔特別強化地域〕

など

⑤情報通信

- 次世代型災害情報システムの構築★【1-6】
- 震度情報ネットワークシステムの充実【1-6】
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用【1-6】
- 高度情報通信ネットワークの運営・更新【1-6】
- 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保【1-6】
- 耐震衛星通信施設・設備の運営【1-6】
- 防災情報システムの運用【1-6】
- （再掲）無線中継所の非常用電源設備の強化【1-6】【2-2】【4-1】
- 市町村における情報伝達円滑化の促進【1-6】【3-4】
- 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築【1-6】【4-2】
- 孤立可能性のある集落と市町村役場等との通信の確保【2-2】
- ヘリコプターテレビ電送システムの更新【2-3】
- （再掲）安全かつ円滑な航空消防防災活動の推進【2-3】【5-4】
- （再掲）災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
- （再掲）外部委託業務の継続性の確保【3-4】
- 方面本部等の通信手段の多重化【3-4】
- （再掲）本庁の行政情報通信ネットワークの可用性の向上【3-4】【4-1】

など

（その他関係団体の取組）

- （再掲）無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】〔中部電力〕〔中部地方整備局〕
- Lアラート（旧名称：公共情報コモンズ）の導入【1-6】〔東海総合通信局〕
- 情報の集約化と提供体制の確立【1-6】〔東海総合通信局〕
- 観光・防災Wi-Fiステーションの整備【1-6】〔東海総合通信局〕
- 非常通信協議会の通信訓練【1-6】〔東海総合通信局〕
- 対災害SNS情報分析システムの利用検討【1-6】〔東海総合通信局〕
- 事業用電気通信機器の非常電源の確保【4-1】〔東海総合通信局〕
- ラジオ中継局の整備【4-2】〔東海総合通信局〕

- 非常用電源の確保や輪転機の耐震化【4-2】[中日新聞社]
- 緊急時相互発行協定の締結【4-2】[中日新聞社]
- 情報システムの安定的な運用【1-6】【3-4】【4-1】[名古屋市]
- 避難所の通信機能の維持【1-6】【3-4】【6-6】[名古屋市]
- 情報伝達手段の整備【1-6】[特別強化地域]
 - ・情報伝達手段の多重化・多様化
- コミュニティFMによる情報提供強化【1-6】【4-2】[特別強化地域]

など

⑥産業・経済

- 事業所の防災対策の促進★【5-1】
- 中小企業に対するBCP講習会★【5-1】
- 中小企業向け融資制度の充実★【5-1】
- あいちBCPモデルの普及啓発【5-1】
- 被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の作成【5-1】
- 産業活動の維持のための対策の検討★【5-1】【8-4】
- 高圧ガス等の事業所の防災対策の促進【5-3】
- 特定製造事業所の高圧ガス設備の耐震化の促進【5-3】
- 災害時・警戒宣言発令時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導の実施【5-5】

など

(その他関係団体の取組)

- 中小企業のBCP策定支援及び普及活動【5-1】[中部経済産業局]
- 被災中小企業の情報収集や相談窓口の設置【5-1】[中部経済産業局]
- エネルギー施設等の重要拠点への優先啓開経路の見直し【5-2】[中部経済産業局]
- 地域連携BCPの深化及び普及【5-3】[中部経済産業局]
- 名商安否確認アプリケーションの開発・サービス化【5-1】[名古屋商工会議所]
- 企業防災の啓発・防災人材の育成支援【5-1】[名古屋商工会議所]
- 平常時からの企業への啓発【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・会員企業に防災意識の醸成、国土強靱化地域計画等の啓発
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[(一社)中部経済連合会]
 - ・事業継続計画の策定をはじめとする企業における防災対策の促進
 - ・工場の耐震化や非常電源の確保、移転などについて、税制の優遇措置の創設を要望
- 事業継続計画の策定支援事業【5-1】[名古屋市]
- 孤立可能性の高い集落への対応【2-2】[特別強化地域]
- 事業所の防災対策の促進【5-1】[特別強化地域]

- ・BCP策定支援、融資制度充実等
- 高潮防潮堤の建設、避難計画・港湾BCPの推進【5-1】[豊橋市][田原市]

など

⑦交通・物流

- 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】
- 災害時の物流体制の強化【2-1】【6-4】
- 道路ネットワークの整備
 - ◇高規格幹線道路等の整備の推進【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】[中部地方整備局、NEXCO]
 - 新東名高速道路(豊田東JCT～浜松いなさJCT)、名古屋環状2号線(西南部・南部)、三遠南信自動車道、(国)23号名豊道路、(国)41号名濃バイパス(6車線化)、(国)155号豊田南バイパス、(国)153号豊田北バイパス、(国)153号豊田西バイパス、(国)153号伊勢神改良 など
 - ◇基幹的道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - (国)151号、(国)301号、(国)419号、(主)岐阜稲沢線、(一)境政成新田蟹江線 など
 - ◇都市・地域間道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - (国)151号、(国)155号、(国)247号、(国)248号、(国)259号、(国)301号、(主)瀬戸大府東海線、(主)東三河環状線、(主)名古屋岡崎線、(主)豊橋渥美線、(主)豊田安城線、(主)名古屋江南線、(主)名古屋半田線、(主)名古屋津島線、(主)西尾幸田線、(一)日進瀬戸線、(一)羽島稲沢線 など
 - ◇山間部の暮らしを支える道路整備【2-2】
 - (国)151号、(国)257号、(国)420号、(主)長篠東栄線、(主)設楽根羽線 など
 - ◇主要都市等の交通機能強化【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - 名鉄名古屋本線等知立駅付近連続立体交差事業、東海旅客鉄道武豊線半田駅付近連続立体交差事業、(都)伏見町線、(都)名古屋津島線、(都)名古屋半田線、(都)豊田則定線、(都)姫街道線 など
 - ◇緊急輸送道路等の整備【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ◇広域道路ネットワークの整備の推進及び検討【5-4】
 - ・西知多道路など国際物流・交流拠点へのアクセス多重化の推進
 - ・浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組
 - ・名古屋を中心とした広域道路ネットワーク及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上の検討
 - ・一宮西港道路、名浜道路の具体化に向けた検討

- 緊急輸送道路の防災対策の推進【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】
【5-4】【5-6】【6-4】
- 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】
【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 臨港道路橋梁の耐震化の推進★【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】
【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- （再掲）無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】
- 交差点改良等の推進【2-3】【2-4】【2-5】【2-6】【3-2】【5-4】【6-4】【7-3】
- 港湾・漁港の臨港道路の耐震化の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】
【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】
- 港湾活動を支える土砂処分場の確保【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
名古屋港、衣浦港、三河港
- 港湾施設の耐震化の推進【2-1】【2-2】【2-6】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
 - ・田原ふ頭の耐震強化岸壁の耐震化
 - ・神野地区ガントリークレーンの耐震化
 - ・名古屋港における耐震強化岸壁の整備
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の推進・促進【5-6】
 - ・豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港、大浜漁港、赤羽根漁港 など
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】
- 県営名古屋空港の耐震対策の推進【2-1】【2-3】【5-4】【6-4】【8-4】
 - ・空港機能の維持に必要な施設の耐震化の推進★
 - ・耐震機能を有する新エプロンの整備
- 県営名古屋空港の災害時における運用面の充実【2-1】【5-4】【8-4】
 - ・大規模地震対策実施要領等の充実
- 港湾BCPに基づく事前対策及び港湾BCPの充実【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【7-2】【8-4】
- 国際及び国内物流ターミナル整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
衣浦港亀崎地区、三河港蒲郡地区、三河港御津地区、三河港田原地区 など
- 背後地とのアクセス強化に向けた臨港道路の充実【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】
【7-2】【8-4】
衣浦港、三河港
- 貨物保管用地の確保【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
衣浦港、三河港
- 災害時の避難地・活動拠点として活用可能な港湾緑地の整備促進【1-1】
衣浦港高浜地区、衣浦港東浦地区、三河港御津地区 など
- 地方港湾における災害時ネットワークの構築【2-1】【2-2】【2-6】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】
【7-2】【8-4】
 - ・離島航路への船舶の発着岸壁等の耐震強化 など
- ふ頭用地の嵩上げ等、流出防止対策の推進【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】
【8-4】
- 災害時における放置車両対策【2-1】【6-4】

- 道路における冠水対策【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【6-4】
- 災害時の道路被害情報共有の強化【2-1】【4-2】
- 大規模災害時における道路啓開の連携強化【2-1】【2-2】【6-4】
- 港湾・漁港施設の予防保全対策の推進【5-6】【6-4】
- 緊急交通路の確保【3-2】
- 交通対策資機材の整備の推進【3-2】
- 交通管制施設の整備の推進【3-2】
- 放置艇対策の推進【7-2】

など

（その他関係団体の取組）

- 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し【2-1】【5-4】【6-4】〔(一社)中部経済連合会〕
- 港湾施設の耐震化の推進【5-1】【5-4】【6-4】〔(一社)中部経済連合会〕
- （再掲）無電柱化の推進【1-1】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【6-4】〔中部電力〕〔中部地方整備局〕
- リニア中央新幹線の整備の推進〔J R 東海、関係事業者等〕
- ターミナル駅となる名古屋駅の整備〔関係機関等〕
- 特定鉄道等施設に耐震化の促進【1-1】【5-4】【6-4】〔中部運輸局〕
- 名古屋港の港湾施設の耐震化の推進【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔名古屋港管理組合〕
- 名古屋港の港湾BCPに基づく事前対策及び内容の充実化【2-1】【2-2】【5-1】【5-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合、関係事業者等〕
- 名古屋港における国際物流ターミナルの整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
金城ふ頭地区、北浜ふ頭地区
- 名古屋港におけるふ頭再編整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
飛島ふ頭地区
- 名古屋港における国際海上コンテナ物流機能の強化【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
鍋田ふ頭地区、飛島ふ頭地区
- 名古屋港の予防保全【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕
- 国際物流ターミナル整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局〕
衣浦港武豊北ふ頭地区、衣浦港外港地区、三河港神野地区
- 岸壁再編改良整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】〔中部地方整備局〕
三河港神野地区

○防波堤（改良）整備【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】[中部地方整備局]

衣浦港外港地区

○支援物資輸送に関する課題の解消に向けた対策の検討【2-1】[中部運輸局]

○伊勢湾緊急確保航路における航路啓開体制の構築【2-1】【7-2】[中部地方整備局]

○ポートアイランドの土砂流出対策【5-4】[中部地方整備局]

・名古屋港

○電線類の地中化【1-1】【2-1】【5-4】【6-4】[中部地方整備局]

○道路施設被害情報の収集・提供【5-4】【6-4】[中部地方整備局]

○広域的な防災体制の整備・訓練の実施【5-4】【6-4】[中部地方整備局]

○緊急輸送道路等の道路啓開計画の策定【5-4】【6-4】[中部地方整備局]

○道路インフラの老朽化対策の推進【6-4】[中部地方整備局]

○道路斜面や盛土等の防災対策【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】[中部地方整備局]

○緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の推進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】【8-4】[中部地方整備局]

○中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】[中部国際空港株式会社、国]

○電源施設等の耐水対策工事の実施【5-4】[中部国際空港株式会社]

○金山総合駅連絡通路橋の耐震対策【1-1】【6-4】[名古屋市]

○電線類の地中化【1-1】【2-1】【5-4】【6-4】[名古屋市]

○市バス・地下鉄施設の耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】[名古屋市]

○地下鉄構造物の耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】[名古屋市]

○緊急輸送道路の整備【1-1】【5-4】【6-4】【7-1】[名古屋市]

○橋りょうの耐震対策【1-1】【5-4】【6-4】【8-4】[名古屋市]

○橋りょうの維持・補修【1-1】【5-4】【6-4】【8-4】[名古屋市]

○大規模小売業者等との協定締結の推進【2-1】[名古屋市]

○大規模小売業者等との連絡会議の開催【2-1】[名古屋市]

○名古屋港の港湾機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】[名古屋市]

○ライフラインの耐震対策の要請【5-4】【6-4】[名古屋市]

○道路被害情報の収集・提供【5-4】【6-4】[名古屋市]

○緊急輸送道路等の応急対策業務に関する合同防災訓練の実施【5-4】【6-4】[名古屋市]

○緊急輸送道路等啓開計画の策定【5-4】【6-4】[名古屋市]

○側溝補修・改良【5-4】【6-4】[名古屋市]

○車道清掃及び側溝しゅんせつ等の実施【5-4】【6-4】[名古屋市]

○地下鉄施設の浸水対策【5-4】【6-4】[名古屋市]

○道路附属物等の老朽化対策【6-4】[名古屋市]

○街路灯の更新・補修【6-4】[名古屋市]

○車道舗装の補修【6-4】[名古屋市]

○街路樹の再生【6-4】[名古屋市]

○緊急輸送道路等の防災対策の促進【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】[特別強化地域]

○海上輸送基地としての港湾の耐震強化岸壁の整備促進【5-1】【5-4】【7-2】[特別強化地域]

- 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の促進【1-1】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-4】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-6】【6-4】〔特別強化地域〕

など

⑧農林水産

- 海岸防災林の機能の維持・向上【1-3】
- 農業水利施設の浸水・津波避難施設としての利用の推進★【1-3】
- 農業用排水機場の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【5-6】【7-2】【7-4】【8-5】
- 基幹的農業水利施設の耐震化等の推進【1-5】【5-6】
- 農業用ため池の整備の推進★【1-5】【5-6】【7-4】
- 農業用ため池のハザードマップの作成支援★【1-5】【7-4】
- 農業用ため池の耐震診断の実施【1-5】【7-4】
- 保安林制度等の適正な運用【1-5】【7-6】
- 山地災害対策の推進【1-5】【7-6】
- 多様な森づくり等のための技術開発【1-5】【7-6】
- 間伐等森林整備の推進【1-5】【7-6】
- 林道等の林内路網の整備促進【1-5】【7-6】【8-6】
- 森林計画制度の円滑な運営【1-5】【7-6】【8-6】
- ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備【2-1】【5-6】【6-4】
- 避難路に利用できる林道の整備の推進【2-2】【6-4】
- 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進【5-6】
- 農道橋の点検・診断の推進【5-6】【6-4】
- 農業集落排水処理施設の整備促進【6-3】
- 地域コミュニティ等と連携した森林整備の推進【7-6】
- 県産木材の利用促進【7-6】【8-6】
- 可搬式応急ポンプの更新【8-5】
- 県産木材生産量の増大【8-6】
- 低コスト木材生産技術の開発【8-6】
- 木材の生産・流通・加工体制の強化【8-6】

など

（その他関係団体の取組）

- 国営尾張西部土地改良事業（国営施設機能保全）【1-4】【5-6】【7-4】【8-5】〔東海農政局〕
- 国営矢作川総合第二期土地改良事業（国営総合農地防災）【5-6】〔東海農政局〕
- 国営新濃尾土地改良事業（国営総合農地防災）【1-4】【5-6】〔東海農政局〕
- 土地改良機械器具無償貸付【5-6】〔東海農政局〕

など

⑨県土保全

○河川・海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇農村振興局所管海岸の耐震化

海部海岸、衣浦港海岸、豊橋海岸

◇河川堤防の耐震化

木曾川他[中部地方整備局]、新川、天白川、日光川、善太川、蟹江川、大田川、阿久比川、豆搦川、須賀川、矢作古川、矢崎川、北浜川、猿渡川、蜷川(碧海)、柳生川、蜷川(渥美)、新堀川(渥美)、紙田川

◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の耐震化

名古屋港海岸(飛島)、半田海岸、常滑海岸、東浦海岸、西尾海岸、一色海岸、幡豆海岸、刈谷海岸、高浜海岸、豊橋海岸、田原海岸、渥美海岸

◇水管理・国土保全局所管海岸堤防の補強・補修

常滑海岸、南知多海岸、師崎海岸、美浜海岸、高浜海岸、御津海岸、蒲郡海岸、三河港海岸、渥美海岸

○港湾・漁港の海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇港湾局所管海岸堤防の耐震化

福江港海岸、衣浦港海岸(洲の崎東浦地区、半田地区、平坂地区)、常滑港海岸、衣浦港海岸(富貴武豊地区)、三河港海岸(豊橋地区、三谷地区)

◇水産庁所管海岸堤防の耐震化

豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、福江漁港海岸、三谷漁港海岸

◇港湾局所管海岸堤防の補強・補修

衣浦港海岸(平坂地区)、三河港海岸(豊橋地区、大崎・老津地区、大塚地区)

◇漁港の津波対策施設の新規設置

豊浜漁港海岸、篠島漁港海岸、赤羽根漁港海岸

○河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】

◇河川の水閘門・排水機場等の耐震化

木曾川他[中部地方整備局]、日光川、鍋田川、筏川、蟹江川、西條小切戸川、水場川、大田川、山王川、内海川、山海川、石川、神戸川、明德寺川、五箇村川、下り松川、前川(碧海)、高浜川、新川(碧海)、蜷川(碧海)、内張川、天白川(渥美)、精進川、池尻川

◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の耐震化

名古屋港海岸(飛島)、半田海岸、常滑海岸、知多海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、高浜海岸、蒲郡海岸、田原海岸、渥美海岸

◇港湾局所管海岸の水門等の耐震化

河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸(亀崎地区、半田地区)、常滑港海岸、衣浦港海岸(高浜地区)、衣浦港海岸(武豊地区)、三河港海岸(老津地区)

◇水産庁所管海岸の水門等の耐震化

一色漁港海岸、西幡豆漁港海岸、知柄漁港海岸、福江漁港海岸、大浜漁港海岸、形原漁港海岸、三谷漁港海岸

○河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進★【1-3】【1-4】

◇河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

天白川（渥美）、池尻川、精進川

◇水管理・国土保全局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

常滑海岸、美浜海岸、西尾海岸、幡豆海岸、田原海岸、渥美海岸

◇港湾局所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

師崎港海岸、河和港海岸、富具崎港海岸、福江港海岸、衣浦港海岸（半田地区）、常滑港海岸、衣浦港海岸（武豊地区）

◇水産庁所管海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化

豊浜漁港海岸、師崎漁港海岸、大浜漁港海岸

○河川の改修【1-4】

○遠州灘の砂浜の回復・保全【1-4】

○浸水想定区域の指定・見直し【1-4】【1-6】

○土砂災害対策の推進★【1-5】

- ・土石流対策施設等の整備
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備
- ・地すべり防止施設の整備
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施

○亜炭鉱跡の調査、充填事業実施の促進【1-5】

○（再掲）海岸防災林の機能の維持・向上【1-3】

○（再掲）ゼロメートル地帯のための広域的な防災拠点の確保★【1-3】【1-4】【2-1】

○浸水・津波に対する避難施設等の確保の促進★【1-3】

○市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進★【1-3】【1-4】

○（再掲）農業用ため池のハザードマップの作成支援★【1-5】【7-4】

○水防テレメータシステムの更新【4-2】

○水資源関連施設の改築及び建設の促進【5-1】【6-5】

○異常湧水や火山噴火等に対する水利調整等の促進【5-1】【6-5】

○（再掲）可搬式応急ポンプの更新【8-5】

など

（その他関係団体の取組）

○名古屋港における防災施設等の強化【1-3】【1-4】【5-3】【7-2】【8-5】〔中部地方整備局、名古屋港管理組合〕

- ・高潮防波堤や防潮壁等の防災施設の整備

○河川改修の推進【1-4】〔中部地方整備局〕

- ・木曾三川、庄内川、矢作川、豊川

- ダムの建設事業の推進【1-4】[中部地方整備局]
 - ・新丸山ダム、設楽ダム
- ダムの安全性や二次災害発生後の対応計画の策定【7-4】[中部地方整備局]
- 濃尾平野の排水計画の策定【8-5】[中部地方整備局]
- 木曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画策定に向けたアクションプランの策定【8-5】[中部地方整備局]
- 名古屋港の防災機能強化【1-3】【1-4】【5-3】【7-2】[名古屋市]
- 河川堤防の耐震対策・津波対策【1-3】【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 排水施設の耐震対策【1-4】【6-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 河川台帳の調製【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 津波浸水区域の湛水排除に関する検討【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 土地改良区の排水機場の長寿命化【1-4】【7-4】【7-6】【8-5】[名古屋市]
- ポンプ施設の維持修繕及び運転管理【1-4】【8-5】[名古屋市]
- 河川・水路等の維持管理【1-4】【8-5】[名古屋市]
- 水防活動準備【1-4】[名古屋市]
- 都市下水路の整備【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 農業用水路の改良【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 緊急雨水整備事業の実施【1-4】[名古屋市]
- ポンプ施設の改築【1-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 雨水流出抑制の推進【1-4】[名古屋市]
- 公園がけ崩れ危険箇所対策の実施【1-5】[名古屋市]
- 公園樹の適正管理【6-4】[名古屋市]
- 排水路の改良・補修【6-4】【7-4】【8-5】[名古屋市]
- ポンプ施設の更新・整備【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 河川の整備【7-4】【8-5】[名古屋市]
- 地盤沈下状況の把握【8-5】[名古屋市]
- 津波避難マウンドの整備【1-3】[特別強化地域]
- ハザードマップの作成【1-3】【1-4】【1-5】【1-6】[特別強化地域]
- 避難場所の確保、避難路の設置、避難誘導標識等の設置の促進【1-3】【2-2】[特別強化地域]
- 排水機場等の機能強化【1-3】【1-4】【7-2】【7-4】[特別強化地域]
- 津波防災センターの整備【1-4】[特別強化地域]
- 津波避難対策事業の推進【1-4】[特別強化地域]
 - ・津波避難計画策定、津波避難マップの作成・配布、津波避難ビルの指定、浸水想定域における実践的な避難訓練、避難誘導標識の整備
- 浸水・津波避難計画の策定の促進【1-4】[特別強化地域]
 - ・浸水・津波避難計画策定の指針の作成

など

⑩環境

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進【6-3】
- 毒物劇物製造所等の地震防災応急体制の確立の指導【7-5】
- 有害化学物質の流出等防止対策の指導【7-5】
- 石綿飛散防止対策の周知【7-5】
- PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減【7-5】
- 災害時機能強化対策の推進【7-5】
- 災害廃棄物処理体制の構築★【8-1】
- フロンガスの回収・処理体制の整備の促進【8-1】
- 地盤沈下対策の推進【8-5】
 - ・地下水採取の規制指導、地盤沈下状況の調査・観測など

など

（その他関係団体の取組）

- アスベストの飛散防止【7-5】[名古屋市]
- 災害廃棄物処理計画の策定【8-1】[名古屋市]
- 廃棄物処理計画の策定【8-1】[豊橋市]

など

⑪土地利用

- 孤立可能性のある集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供【2-2】
- （再掲）孤立集落等におけるヘリスポットの確保【2-2】
- （再掲）孤立可能性のある集落と市町村役場等との通信の確保【2-2】
- 地籍整備の促進★【8-5】
- （再掲）地盤沈下対策の推進【8-5】

など

（その他関係団体の取組）

- 街区の世界座標化の推進【8-5】[名古屋市]
- 駅そばまちづくりの推進【一】[名古屋市]
- 高台移転の促進【1-3】[特別強化地域]

など

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 消防団員の確保★【1-1】【2-3】【7-1】
- 学校教育における実践的防災教育の充実★【1-2】【1-3】【1-4】【1-6】
- 私立学校における防災教育の取組の支援★【1-2】【1-3】【1-4】【1-6】
- 地震防災教育参考資料の作成・配布★【1-3】【1-4】【1-6】
- 浸水・津波避難訓練の実施★【1-3】【1-4】
- (再掲)市町村浸水・津波ハザードマップの作成の促進★【1-3】【1-4】
- 災害教訓の伝承【1-3】【1-6】
- 教職員研修の実施【1-3】【1-6】
- 高校生防災セミナーの実施★【1-3】【1-6】
- 防災教育指導者研修会の実施【1-3】【1-6】
- 防災マニュアルの充実【1-3】【1-6】
- 教職員の初任者の防災教育指導力の向上【1-3】【1-6】【3-4】
- みずから守るプログラムの推進【1-4】【1-6】
- (再掲)農業用ため池のハザードマップの作成★【1-5】【7-4】
- 地震防災出前講座の実施【1-6】
- 防災教育啓発の充実★【1-6】
- 防災協働社会形成の推進★【1-6】
- 防災教育センターの充実強化【1-6】
- 家具等の転倒防止対策の促進★【1-6】
 - ・家具固定推進検討会での検討
- 地震に関する県民意識調査の実施【1-6】
- 防災教育用教材・啓発資材の作成【1-6】
- 全庁的な防災教育啓発事業の共有【1-6】
- 防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催【1-6】
- イベント等における防災啓発の実施【1-6】
- 地震体験車による啓発の実施【1-6】
- 防災学習システムの充実【1-6】
- 外国人に対する災害支援体制の整備【1-6】【6-6】【8-2】【8-3】
- 防災まちづくりの啓発活動の推進【1-6】【7-3】
- 家庭内備蓄の促進★【2-1】
- (再掲)孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】
- (再掲)少年消防クラブ員の育成★【2-3】【7-1】
- 県立高校における防災人材育成の推進★【2-3】【8-2】
- 自主防災組織の活動の活性化★【2-3】【7-1】【8-3】
- (再掲)被災地域における地域安全活動の推進【3-1】
 - ・地域安全情報の手段、配信先等の検討・見直し

- ・地域安全活動の効果的な支援の検討・見直し
- （再掲）災害へ対応する各種システムの整備の推進【3-1】
- 平常時からの企業への啓発の実施★【5-1】
- （再掲）事業所の防災対策の促進★【5-1】
- 石油コンビナート等防災訓練の実施【5-2】
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】
- 災害時ボランティア活動支援体制の整備【8-2】
- 防災ボランティア団体・NPOとの連携の推進【8-2】
- 防災・減災カレッジの開催★【8-2】【8-3】
- 防災人材のネットワーク化の推進【8-2】【8-3】
- 地域の防災リーダーの育成・資質の維持【8-3】
- （再掲）アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進★【全般】
- （再掲）愛知県地域継続マネジメントの推進体制の構築★【全般】
- （再掲）愛知県地震防災推進条例の見直し【全般】

など

（その他関係団体の取組）

- GPS波浪観測情報提供システムの構築【1-6】[中部地方整備局]
- 統合災害情報システム（DiMAPS）のシステム連携【1-6】[中部地方整備局]
- 外国人防災啓発事業の実施[名古屋市]
- 男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発[名古屋市]
- 市民向け防災に関するイベントによる普及啓発[名古屋市]
- 市民向け被災地支援講演会の開催[名古屋市]
- 防災啓発媒体の更新[名古屋市]
- 市民及び事業所の自助力向上の促進[名古屋市]
- 防災セミナー・訪問指導等の実施[名古屋市]
- 自主防災組織の活動支援[名古屋市]
- 防災安心まちづくり事業の推進[名古屋市]
- 港防災センター等の施設の効率的運用による啓発の推進[名古屋市]
- 災害に関する歴史の調査[名古屋市]
- 防災まちづくり地図情報の提供[名古屋市]
- 地震災害に関する歴史的文献の公開[名古屋市]
- 市民の防災意識を高める講座・事業の実施[名古屋市]
- 防災に関する教員研修の実施[名古屋市]
- 児童・生徒への防災教育の推進[名古屋市]
- 児童・生徒の保護者の防災意識の啓発[名古屋市]
- 保育所入所児童への防災教育の推進[名古屋市]
- 保育所入所児童の保護者への防災教育の推進[名古屋市]
- 水防法改正に伴うハザードマップの見直し・作成[名古屋市]

- 防災コミュニティの推進【1-6】[特別強化地域]
 - ・防災リーダー養成講座、防災まちづくりモデル校区事業、実践的な防災訓練の実施
- 家具等の転倒防止対策の推進【1-6】[特別強化地域]
- 防災教育の推進【1-6】[特別強化地域]
 - ・防災・減災カレッジ、出前講座、防災講習会、子供防災教育、防災キャンプの開催等
- （再掲）コミュニティFMによる情報提供強化【1-6】【4-2】[特別強化地域]
- 家庭内備蓄の推進【2-1】[特別強化地域]
- 防災人材のネットワーク化の推進【8-2】[特別強化地域]
- 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】[特別強化地域]
- 災害ボランティアの円滑な受入【8-2】[特別強化地域]
 - ・ボランティアコーディネーター養成講座の実施、災害ボランティアセンター運営体制の整備

など

②老朽化対策

- 愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）の推進【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-6】【7-4]
 - ・点検・診断等（基準類の整備、点検結果の収集・蓄積・活用等）
 - ・維持管理・修繕・更新等（予防保全の実施、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定、ニーズ変化への対応、多様な主体との連携）
 - ・安全確保（同種・類似リスクへの対応、利用見込みのない施設の除却等）
 - ・耐震化（耐震改修の推進、BCP（業務継続計画）対策の強化）
 - ・長寿命化（予防保全の実施、建物の大規模改修の実施）
 - ・施設総量の適正化（将来的な施設の必要性・集約化の検討、広域的な視野での検討等）
 - ・体制の構築（部局横断的組織の構築、管財・技術・財政の各部門の連携強化等）
- 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定
 - ・施設類型：庁舎等、学校、県営住宅、空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、道路交通法上の工作物、水道、工業用水道、病院
- 愛知県道路メンテナンス会議の開催【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-6】【7-4]
 - ・関係機関の連携により課題の状況を継続的に把握・共有

（その他関係団体の取組）

- 名古屋港の長寿命化計画（個別施設計画）の策定【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-6】【7-4】[中部地方整備局、名古屋港管理組合]
- 名古屋港・衣浦港・三河港における予防保全の実施[中部地方整備局、名古屋港管理組合]
- 道路・河川施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定[中部地方整備局]

- 道路・河川施設の点検計画の策定・実施[中部地方整備局]
- 愛知県道路メンテナンス会議の開催【1-1】【1-2】【1-3】【1-4】【1-5】【3-2】【3-3】【3-4】【6-2】【6-3】【6-4】【6-6】【7-4】[中部地方整備局]
- (再掲) 緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の推進[中部地方整備局]
- (再掲) 道路インフラの老朽化対策の推進 [中部地方整備局]
- (再掲) 橋りょうの維持・補修 [名古屋市]
- (再掲) 街路灯の更新・補修 [名古屋市]
- (再掲) 車道舗装の補修 [名古屋市]
- (再掲) 道路附属物等の老朽化対策 [名古屋市]
- (再掲) 排水路の改良・補修 [名古屋市]
- (再掲) ポンプ施設の更新・整備 [名古屋市]
- (再掲) 河川の整備 [名古屋市]
- (再掲) 土地改良区の排水機場の長寿命化 [名古屋市]
- (再掲) 水道基幹施設の改築・更新及び耐震化 [名古屋市]
- (再掲) 配水管の更新及び耐震化 [名古屋市]
- (再掲) 下水道基幹施設の改築・更新及び耐震化 [名古屋市]
- (再掲) 下水管の改築・更新及び耐震化 [名古屋市]
- 公共施設等総合管理計画の策定及び推進【1-2】[特別強化地域]
- 公園施設老朽化対策の推進【1-2】[特別強化地域]
- 海岸堤防、河川堤防等の老朽化対策の推進【1-4】[豊橋市][田原市]

など

③研究開発

- 「継続して検討し解決すべき5課題」の議論・検討【1-3】【1-4】【1-6】【3-3】【5-1】
 - ・ゼロメートル地帯対策、産業を守る対策、社会全体の防災教育、災害情報力の強化、行政の災害対応力の向上
- (再掲) 防災部門機能の充実・強化★【3-4】
 - ・地震防災対策に係る調査・研究体制の充実
 - ・災害応急対策を専門的に実施する体制の充実
 - ・専門的職員を含めた人員の確保
 - ・愛知県地震対策有識者懇談会、愛知県防災局アドバイザー、大学・研究機関等との連携強化による専門的知見の活用
- 大学・研究機関と連携した防災体制の強化★【全般】
 - ・国の動きや最新の調査・研究の成果の把握
 - ・大学・研究機関との共同研究
 - ・対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析
- 震度観測・調査の実施【全般】

○（再掲）愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】

など

④産学官民・広域連携

○県域を越えた近隣県との連携による広域的な訓練の実施【1-1】【1-3】【1-4】【1-6】

○国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による総合防災訓練の実施★【1-1】【1-3】【1-6】【3-4】

○（再掲）ゼロメートル地帯のための広域的な防災拠点の確保★【1-3】【1-4】【2-1】

○（再掲）防災まちづくりの啓発活動の推進【1-6】【7-3】

○（再掲）防災活動拠点の見直し、確保★【2-1】【2-3】【3-4】

○（再掲）中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】

○（再掲）平常時からの企業への啓発の実施★【5-1】

○（再掲）孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【2-2】

○（再掲）広域医療搬送体制の確立★【2-3】【2-6】

○（再掲）消防学校の機能の拡充【2-3】【7-1】

・消防学校の教育機能の拡充強化

○（再掲）広域防災拠点の整備の促進★【2-3】【3-3】【3-4】

○（再掲）広域的な応援体制の充実【3-4】

○産学官連携による防災人材の育成【8-2】

○（再掲）大学・研究機関と連携した防災体制の強化★【全般】

・国の動きや最新の調査・研究の成果の把握

・大学・研究機関との共同研究

・対策検討のための基礎データの継続的な収集・分析

○（再掲）愛知県地震対策有識者懇談会の開催【全般】

○南海トラフ地震の関係都府県市との連携の推進【全般】

・防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等への参加

・様々な課題についての情報収集、情報交換

・相互の認識の共有化

○建設業者等との防災協定等を活用した緊急的な応急復旧体制の充実【全般】

など

（その他関係団体の取組）

○南海トラフ等の巨大地震に対する関係機関との広域的な連携【2-3】〔国〕

○広域防災拠点の整備の促進【3-3】【3-4】〔名古屋商工会議所、（一社）中部経済連合会〕

○（再掲）関係活動機関との連絡会議の開催〔名古屋市〕

○（再掲）関係活動機関との合同連携訓練の実施〔名古屋市〕

- （再掲）基幹となる広域防災拠点の整備検討 [名古屋市]
- （再掲）自治体間の相互連携等の推進 [名古屋市]
- （再掲）防災関係機関との情報共有・連携の強化 [名古屋市]
- 大学・研究機関と連携した防災体制強化推進【1-3】 [特別強化地域]
- 代替輸送手段確保のためのタクシー協会との協定締結【2-5】 [特別強化地域]
- （再掲）防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ【8-2】 [特別強化地域]
- 備蓄食料等の備蓄機能等の強化【2-1】 [特別強化地域]
 - ・物流や小売店等を含めた物資の安定供給体制の構築
- （再掲）災害ボランティアの円滑な受入【8-2】 [特別強化地域]
 - ・ボランティアコーディネーター養成講座の実施、災害ボランティアセンター運営体制の整備

など

5. 3 愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策

本計画の策定に当たっては、県・市で有効活用でき、より効果的な計画に結びつくよう名古屋市と連携し検討を行った。この地域の強靱化にあたっては、愛知県と政令指定都市である名古屋市が方針を共有し、効果的に連携や役割分担を行うことが必要である。以下に、愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策例を示す。

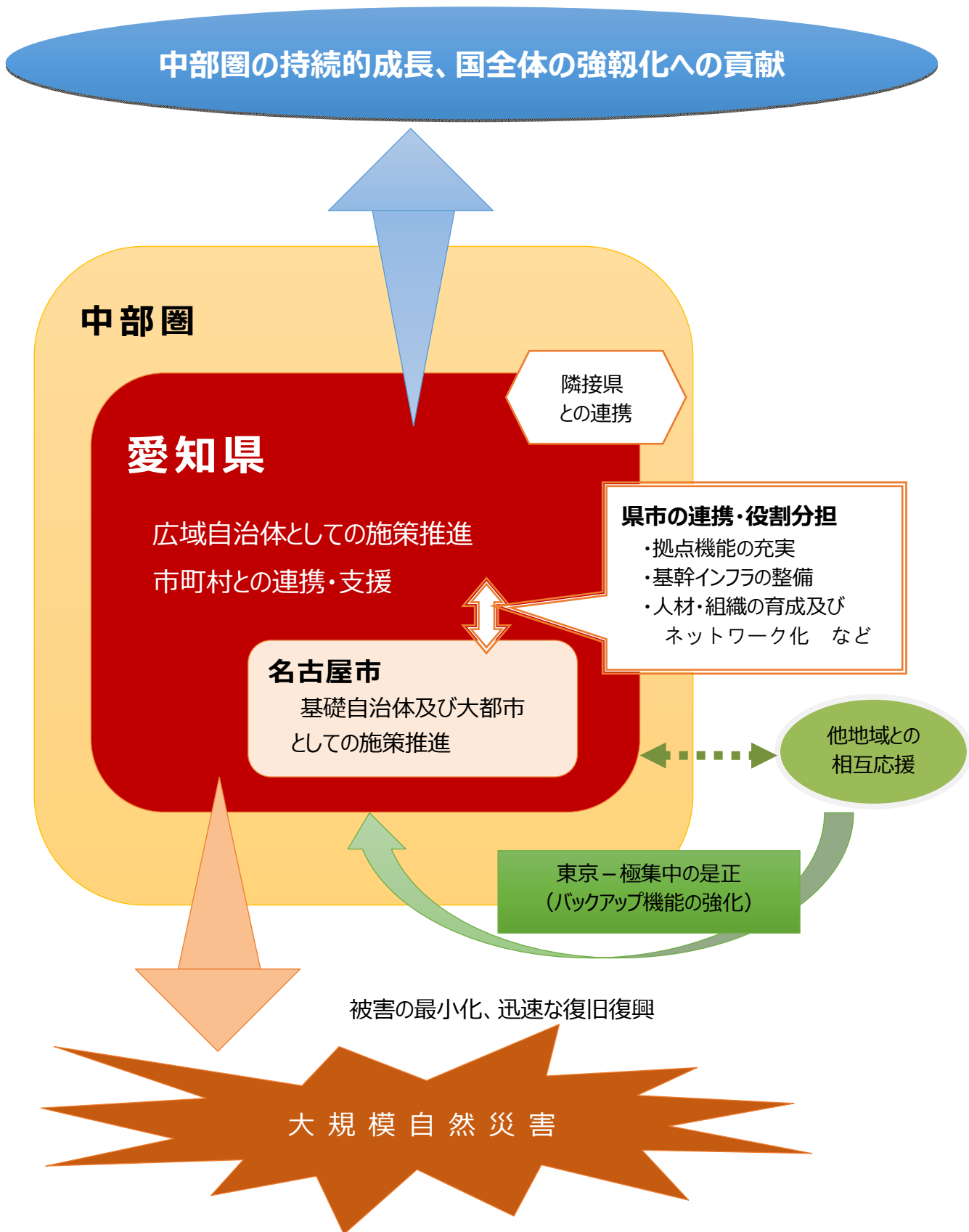
<愛知県と名古屋市が連携して取り組む施策（例）>

- 広域防災拠点の整備の促進★【3-4】
 - ・中部圏の基幹的広域防災拠点の整備促進
- 防災・減災カレッジの開催★【8-2】【8-3】
 - ・産学官民の連携による防災人材の育成[あいち防災協働社会推進協議会]
- 帰宅困難者対策の推進【1-1】【2-5】
 - ・名古屋駅周辺での帰宅困難者等の支援対策の推進[名古屋駅周辺地区安全確保計画部会]
- 住宅・建築物の耐震化の促進★【1-1】【1-2】【7-3】
 - ・耐震化工法の開発・評価、住民向け普及啓発等[愛知建築地震災害軽減システム研究協議会、愛知県建築物地震対策推進協議会]
- 都市再生安全確保計画等の作成・運用【1-1】
 - ・発災後の名古屋駅周辺の滞在者の安全確保や都市機能の維持に向けた官民連携による対策協議[名古屋駅周辺地区安全確保計画部会]
- 河川・海岸堤防の耐震化等の推進★【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】
 - ・河川海岸等における地震・津波対策の整備促進
- 総合的な治水対策の推進【1-4】
 - ・河川整備や流域での流出抑制対策などを合わせた総合的な治水対策の推進[新川流域総合治水対策協議会、境川流域総合治水対策協議会]
- 道路ネットワークの整備【2-1】【2-3】【2-4】【2-6】【5-1】【5-2】【5-4】【6-4】
 - ・西知多道路の早期事業化促進
 - ・名古屋環状2号線西南部・南部の整備促進
- 中部国際空港の機能強化【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【8-4】
 - ・二本目滑走路（完全24時間化）の早期実現に向けた取組[中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会]
- 名古屋港の機能強化【2-1】【2-6】【3-4】【5-1】【5-4】【5-6】【6-4】【7-2】【8-4】
 - ・名古屋港の機能強化に向けた取組の促進

など

今後、さらなる県市の連携・強化を図り、各地域の市町村間の協調・連携に係る取組もあわせて推進する必要がある。国土の強靱化に貢献するため、東京一極集中の是正や首都機能のバックアップなども考慮しつつ、圏域の防災力や自立性を高めるための拠点機能の充実、基幹インフラの着実な整備、人材・組織の育成及びネットワーク化などについて、名古屋市始め市町村間の相互の連携を強化しながら進めていく。

<連携に基づく強靱化の取組イメージ>



第6章 計画推進の方策

愛知県の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

6. 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、愛知県地域強靱化推進本部及び同幹事会を中心とした全庁的な体制のもと、民間事業者、N P O、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣県を始め他自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

6. 2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「第3次あいち地震対策アクションプラン」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6. 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章「推進すべき施策」を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を推進する必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、更に重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいため、構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地のマップを公表し、施設等の所有者に啓発するなど、施設等の安全性を向上させる必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に人を集中させない取組を実施する必要がある。

(エレベーター閉じ込め対策)

- エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 国補助制度(消防防災施設整備費補助金)及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い(補助採択率): 100% (H35)
- ◆ 住宅の耐震化率: 85% (H23) → 95% (H32)
- ◆ 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数: 15,302棟 (H23) → 1/5に削減 (H32)
- ◆ 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業: 459ha (H35)
- ◆ 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消: 104ha (H23) → 100%解消に近づける (H32)
- ◆ 3公園(大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地)の用地取得: 1.4ha (H35)
- ◆ 大規模盛土造成地の有無等の公表率: 7.4% (H26) → 50% (H28)
- ◆ 愛知県管理道路の無電柱化延長: 11.8km (H35)
- ◆ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化: 40橋 (H35)
- ◆ 臨港道路橋梁の耐震化: 3橋 (H35)

※ () 内には、現状及び目標達成の年次を表示している。(以下同じ。)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 社会福祉施設の耐震化率：92.8% (H25) → 94.5% (H30)
- ◆ 災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0% (H26) → 85% (H35)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302 棟 (H23) → 1/5 に削減 (H32)
- ◆ 県有施設の耐震化率：85% (H25) → 100% (H35)
- ◆ 天井・外壁等落下防止対策に関する説明会・研修会：1 回/年開催
- ◆ 県立学校の建物(Bランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満)の耐震化 (531 棟)：100% (H28)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(津波防災地域づくり)

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、市町村における災害履歴調査の具体実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める必要がある。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める必要がある。さらに、避難路等のバリアフリー化方策について検討をする必要がある。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図っていく必要がある。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

- 海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合：該当市町村全て（19市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難ビル等を指定している市町村の割合：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波避難計画を策定する市町村：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村が行う浸水・津波対策への補助事業採択：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「緊急浸水・津波総合対策事業（浸水・津波避難施設整備事業）」を活用する市町村：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆海岸防災林の機能維持・向上：270ha（H27～H35）
- ◆農業水利施設の屋上等高所へ避難するための階段等を設置：3箇所（H26） → 30箇所（H35）
- ◆海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km（H26） → 12.1km（H35）
- ◆農業用排水機場の耐震化：19箇所（H26） → 79箇所（H35）
- ◆河川堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）
- ◆海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）
- ◆海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）
- ◆海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20基（H35）
- ◆海岸の水門等（港湾局所管）の耐震化：18基（H35）
- ◆海岸の水門等（水産庁所管）の耐震化：32基（H35）
- ◆河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化：3施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：12施設（H35）
- ◆海岸の水門等（港湾局所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：5施設（H35）
- ◆海岸の水門等（水産庁所管）の自動閉鎖化・遠隔操作化：10施設（H35）
- ◆教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6%（H25） → 90%（H35）
- ◆各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15校程度/年（H26～H35）
- ◆各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上/年（H26～H35）
- ◆防災教育指導者の養成：600人/年（H26～H35）
- ◆高校生防災リーダーの育成：60人/年（H26～H35）

1-4 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川・海岸堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。この際、排水システム全体での上下流バランスを確保する必要がある。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、これらハード対策とソ

フト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。

(地下空間における浸水対策等の強化)

- 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及びGIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の日光川等の改修を推進する必要がある。

（県管理河川：時間雨量概ね50mm～80mmに対応）

(高潮対策施設の整備)

- 沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の高上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(ダム建設事業の推進)

- 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、浸水・津波ハザードマップを作成する市町村：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆浸水・津波避難訓練の実施：1回／年（H35）
- ◆本県被害予測調査において浸水が想定される市町村のうち、津波避難訓練を毎年度実施する市町村：該当市町村全て（19市町村）（H35）
- ◆訓練の実施：4回程度／年（H35）
- ◆（再掲）浸水・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：該当市町村全て（27市町村）（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（農村振興局所管）の耐震化：9.7km（H26）→12.1km（H35）
- ◆（再掲）農業用排水機場の耐震化：19箇所（H26）→79箇所（H35）
- ◆大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1地区（国）（H26）→2地区（国）（H35）
- ◆都市浸水対策達成率：60%（H26）→62%（H32）
- ◆県管理河川の当面の目標に対する整備率：53.0%（H26）→54.7%（H32）
- ◆（再掲）河川堤防の耐震化：57.2km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20.7km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水管理・国土保全局所管）の補強・補修：5.0km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の耐震化：2.9km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（水産庁所管）の耐震化：3.4km（H35）
- ◆（再掲）海岸堤防（港湾局所管）の補強・補修：0.9km（H35）
- ◆（再掲）漁港の津波対策施設の新規設置：1.4km（H35）
- ◆（再掲）河川の水閘門・排水機場等の耐震化：27施設（H35）
- ◆（再掲）海岸の水門等（水管理・国土保全局所管）の耐震化：20基（H35）

- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (港湾局所管) の耐震化 : 18 基 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水産庁所管) の耐震化 : 32 基 (H35)
- ◆ (再掲) 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 : 3 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水管理・国土保全局所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化 : 12 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (港湾局所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化 : 5 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水産庁所管) の自動閉鎖化・遠隔操作化 : 10 施設 (H35)

1-5 大規模な土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策の推進)

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定推進や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し、支援を行う必要がある。
- 一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、県内のほとんどの地域で発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られている。しかし、一旦発生した場合の影響は大きいものであるため、今後とも、国等からの技術情報に注視していく必要がある。

(ため池の耐震化等の推進)

- 県内に農業用ため池は約 2,400 箇所あるが、その多くはため池の下流まで宅地化が進んでおり、万一決壊した場合、下流の人家等に影響を及ぼすおそれのあるため池 (防災重点ため池) が 735 箇所ある。防災重点ため池について耐震診断、耐震改修を推進するとともにハザードマップ作成を支援するなど、ソフト対策も充実する必要がある。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 山村の地域活動の停滞に伴う森林・農地等の管理放棄による国土保全機能の低下、集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるため、基幹的水利施設をはじめとする農業用施設の耐震化や保安林の維持・造成に必要な治山施設等の整備を進める必要がある。森林の整備に当たっては、周辺道路の適切な維持管理とともに、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 治山施設の整備 : 108 箇所 (H27~35)
- ◆ 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化 : 1 地区 (機構営) (H26) → 1 地区 (機構営) (H35)、48.9km (県営) (H35)
- ◆ 間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積 : 年間 4,000ha (H28~32)
- ◆ 農業用ため池の耐震診断の実施 : 603 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ 農業用ため池の耐震化等の整備 : 31 箇所 (H26) → 118 箇所 (H35)
- ◆ 農業用ため池のハザードマップの作成支援 : 598 箇所 (H26) → 681 箇所 (H35)
- ◆ 土石流対策施設等の整備 : 59 箇所 (H35)
- ◆ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 : 53 箇所 (H35)
- ◆ 地すべり防止施設の整備 : 1 箇所 (H35)
- ◆ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施 : 9,400 箇所 (H31)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(効果的な教育・啓発の実施)

- 住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。

(情報収集手段の多様化の推進等)

- ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化を図る必要がある。
- SNSを利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害SNS情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者(テレビ局、ラジオ局)の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールを検討等を行う必要がある。

(避難勧告等の発令)

- 市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言等を行う必要がある。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムライン(時系列の行動計画)や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる必要がある。

(重要業績指標)

- ◆家具の固定率：56% (H25) → 65% (H35)
- ◆防災情報システム研修への市町村の参加率：85% (H26) → 95% (H30)
- ◆(再掲)訓練の実施：4回程度/年 (H35)
- ◆同報系防災行政無線の他に、住民への伝達手段を複数整備する市町村：全市町村 (H35)
- ◆外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数：54市町村 (H30)
- ◆(再掲)教職員の初任者に対する防災に関する校内研修：32.6% (H25) → 90% (H35)
- ◆(再掲)各特別支援学校の実情に応じた防災マニュアルの作成を推進するための指導・支援実施校数：15校程度/年 (H26~H35)
- ◆(再掲)各教職員の防災意識の向上を図るため、教職員研修の中に体系的に導入された防災研修実施回数：特別支援学校 各校1回以上/年 (H26~H35)
- ◆(再掲)防災教育指導者の養成：600人/年 (H26~H35)
- ◆(再掲)高校生防災リーダーの育成：60人/年 (H26~H35)

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を進め、また、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域などの甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域その他の孤立の可能性のある地域へつながる道路の整備や離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間ブローチ情報の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供など、必要な体制整備を図る必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用及び津波対策の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。

(応急用食料等の調達)

- 南海トラフ地震等の広域かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの策定の促進を図る必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

(燃料等の仮貯蔵)

- 燃料仮貯蔵施設が多く立地する臨海部においては、BCP等の策定を促進させる必要がある。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドライン等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と

合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆必要水量を確保するための実効性のある計画の策定率：57% (H27) → 100% (H29)
- ◆災害救助用食料の充足率：県の需要量に対し100% (H35)
- ◆広域的支援物資輸送訓練実施箇所率：100% (H35)
- ◆多様な物流事業者からなる協議会等の設置・開催：毎年度開催 (H35)
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定の充実（愛知県トラック協会）：実効性の維持・向上 (H29)
- ◆物流事業者団体との災害時支援協定の充実（東海倉庫協会）：実効性の維持・向上 (H29)
- ◆（再掲）国補助制度（消防防災施設整備費補助金）及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い（補助採択率）：100% (H35)
- ◆災害救助用備蓄物資と合わせ、県が拠出するべき物資の調達先の確保（充足）率：災害救助用物資の備蓄と合わせ県の需要量の100%充足 (H35)
- ◆応急用食料の充足率：100% (H24) → 100%を維持（毎年度）
- ◆ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km (H32)
- ◆都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km (H32)
- ◆緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆三河港湾施設耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆港湾BCPの推進：3港 (H35)
- ◆航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合：0% (H24) → 100% (H28)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域、半島部等では、道路網の充実に努める必要がある。また、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。

(山間地等における避難路等の確保の促進)

- 山間地等において、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

- 孤立集落発生時の効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の地域の実情に即した高度化等とともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

- 離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備を活用する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ヘリスポットの整備が必要な孤立可能性集落の把握：2 回程度 (H35)
- ◆孤立集落に関する現況調査の実施：2 回程度 (H35)
- ◆孤立可能性集落を有する市町村の衛星携帯電話等の配備率：100% (H35)
- ◆孤立可能性集落を有する市町村における伝達項目リストの作成率：100% (H35)
- ◆避難路に利用できる林道の整備：25.6km(H27～H35)
- ◆旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆(再掲) 三河港湾湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)
- ◆(再掲) 港湾BCPの推進：3 港 (H35)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。
- SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。
- また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(離島における救助・救急活動の検討等)

- 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動を実施する必要がある。

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救

助を実施する必要がある。

(いのち暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆ 県内消防本部職員の外傷・災害対応講習の受講：100人/年 (H35)
- ◆ 県内消防本部と防災関係機関との合同訓練の実施：不定期実施 → 1回/年 (H35)
- ◆ 消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合：28% (H26) → 100% (H28)
- ◆ 消防団啓発普及活動の実施：1回/年 (H26~H35)
- ◆ 「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：23市町村 (H27) → 全市町村 (H35)
- ◆ 消防団協力事業所制度の実施：20市町村 (H26) → 全市町村 (H35)
- ◆ 学生消防団員数 (累計)：274人 (H26) → 330人 (H32)
- ◆ 災害拠点病院におけるDMA T保有率：100% (H26) → 100%を維持(毎年度)
- ◆ 広域避難場所等となる県営都市公園 (7公園) の供用面積の拡大：93ha (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策 140箇所：(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(需要を想定した備蓄量の検討)

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する必要がある。

(自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギーの導入支援等による方策について検討する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等の整備、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆通常時の6割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を3日分程度確保している災害拠点病院数：23病院(H26)→36病院(H29)
- ◆(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km(H32)
- ◆(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km(H32)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者の受入態勢については、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。さらに、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないように対策を講じる必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅対策支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。

(プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

- 災害時に自動車同乗者に、適切な情報を提示するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報を活用した渋滞状況を把握するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、庁舎等における帰宅困難者に対応する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する必要がある。

(公共交通事業者等との連携強化)

- 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆関係機関との帰宅困難者対策に係る意見交換：年1回(H27~H35)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(災害拠点病院の耐震化の促進)

- 災害拠点病院の内、耐震化が未了の施設については、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提

供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に推進する必要がある。

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。

(医師の確保)

- 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあつては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討する必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 処置拡大救急救命士の養成：584人(H26) → 900人(H35)
- ◆ 医薬品搬送等訓練の実施：1回/年(H26~H35)
- ◆ 医薬品等の供給に関する協定を締結する団体数：5団体/年(H26) → 5団体を維持(毎年度)
- ◆ 災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数：6団体/年(H26) → 6団体を維持(毎年度)
- ◆ 平成25年4月から適用の新たな要件を満たす災害拠点病院数：24病院(H26) → 36病院(H29)
- ◆ 災害医療調整本部、地域災害医療対策会議に係る訓練の実施：1回/年(H26~H35)
- ◆ 災害医療活動に係る情報収集等の研修・訓練の実施：4回(H26) → 4回以上/年(H35)
- ◆ 広域搬送拠点臨時医療施設の設置・運営訓練の実施：1回/年(H26~H35)
- ◆ 災害時の心のケア活動に関する研修会の受講者数：50人/年(H26~H35)
- ◆ (再掲) 災害拠点病院、病院群輪番制参加病院の耐震化率：69.0%(H26) → 85%(H35)
- ◆ (再掲) 災害拠点病院におけるDMAT保有率：100%(H26) → 100%を維持(毎年度)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km(H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km(H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km(H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋(H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋(H35)
- ◆ (再掲) 三河港湾施設耐震化 岸壁：1施設(H35)、大型荷役機械：1基(H35)

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。また、平時からの予防接種の促進等を図る必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定及び拡充を促進していく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53 施設 (H35)
- ◆重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km (H35)
- ◆非常用自家発電設備の整備：10 施設 (H35)

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)

- 治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。また、各機関の派遣要領に基づく派遣体制の確立が必要である。
- 警察と防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

(警察署等の耐震化)

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(緊急交通路の確保)

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める必要がある。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

3-4 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、国と県が協力して活動する拠点が必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムライン（時系列の行動計画）を策定する必要がある。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるように、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ業務継続計画の策定を促進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ 業務継続計画の策定：県及び18市町村 (H26) → 県及び県内すべての市町村 (H35)

- ◆市町村幹部職員危機管理研修会の開催：1回/年（H35）
- ◆市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施：2回程度/年（H35）
- ◆総合防災訓練の実施：1回/年（H35）
- ◆シェイクアウト訓練の実施：1回/年（H35）
- ◆地域住民や自主防災組織等の参加による地震想定での防災訓練を毎年度実施する市町村：全市町村（H35）
- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）
- ◆学校の耐震化（非構造部材除く）：97%（H25）→早期完了

4）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。

（情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討）

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに愛知県庁BCPの見直しを図る必要がある。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ◆（再掲）愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所（H35）
- ◆（再掲）緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋（H35）
- ◆（再掲）臨港道路橋梁の耐震化：3橋（H35）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（放送設備等の防災対策）

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに、電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める必要がある。

（多様な情報提供の手段の確保）

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。また、甚大な災害が発生した場合は、自治体自ら

が遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供するため臨時災害 FM 放送局の開局も検討する必要がある。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図る必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要がある。また、観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 S S I D 「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。

(臨海部への災害情報提供)

- 大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組み作りを進める必要がある。

(水防テレメータシステムの更新)

- 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行い、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めていくことが必要である。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 物流事業者のBCPについて、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定を促進する必要がある。

(港湾BCPの推進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進め

るための港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常湧水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ 中小企業のBCP策定率：5.3% (H25) → 12% (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進 3港 (H35)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油元売各社における系列BCPの策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高める必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LPガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。
- また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するために、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

(重要業績指標)

- ◆石油コンビナート等防災訓練の実施：1回 (H26～H31)
- ◆タンク情報の共有及び更新：年1回 (H26～H35)
- ◆(再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km (H32)
- ◆(再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km (H32)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆(再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画の見直し及び防災体制の強化)

- 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関が連携し防災体制の充実強化を図る必要がある。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準を満足しない石油タンクなどの設備について、耐震化や護岸の強化等の津波対策についても着実に推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。
- また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する必要がある。

(地域連携BCP策定の促進)

- コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高めていくことが必要である。

(重要業績指標)

- ◆石油コンビナートに係る設備の耐震化：89.34% (H25) → 100% (H28)

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の代替性を確保するため、新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網の着実な整備を推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図る必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びびりニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている鉄道施設の耐震対策のほか、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(災害時の空港機能確保)

- 災害時に求められる必要な空港機能、輸送能力を確保していく必要がある。
- 空港機能確保のため耐震強化対策の他、災害時における運用面の充実及び実効性の強化を図る必要がある。
- 津波・高潮による浸水時の空港機能を早期復旧に資するため、電源施設等の浸水対策工事等を実施する必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ、木材等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。

(名古屋港におけるポートアイランドの土砂流出対策)

- 社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進：3港 (H35)

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性を評価し、連携の強化や食品産業事業者、施設管理者のBCP策定等を促進する必要がある。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設・農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化：19箇所 (H26) → 79箇所 (H35)
- ◆ 農道橋（延長15m以上）を対象とした点検・診断の実施割合：約29% (H26) → 100% (H32)
- ◆ (再掲) 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：3地区（国・機構営）(H26) → 4地区（国・機構営）(H35)、48.9km（県営）(H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備：31箇所 (H26) → 118箇所 (H35)
- ◆ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策の促進：11漁港 (H35)
- ◆ (再掲) ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策：11施設 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1施設 (H35)、大型荷役機械：1基 (H35)

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における事業継続計画（BCP）の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、市町村や道路管理者等との間で土砂災害情報を共有するなどの連携強化が必要である。

(製油所の非常時出荷能力等の確保)

- 製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する必要がある。

(石油関連施設の防災対策の強化)

- 港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する必要がある。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

- 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

(施設の耐災害性強化)

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設のかさ上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。
- また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン(時系列の行動計画)策定を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆住宅用太陽光発電の普及基数(累計): 12.4万基(普及率約4.3%) (H26) → 40万基(普及率約14%) (H32)
- ◆下水汚泥の消化によるバイオガス発電を実施する施設数: 0施設(H26) → 1施設(H28)

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の耐震化等の促進)

- 上水道、工業用水道施設について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を促進する必要がある。

(上水道等復旧の体制等の強化)

- 大規模自然災害発生時に速やかに対応するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆災害拠点病院へ供給する配水管の耐震化率: 100% (H35)
- ◆災害拠点病院へ供給する配水池の耐震化率: 100% (H35)
- ◆県営浄水場施設の耐震化の推進
浄水場の耐震化: 5箇所 (H35)、貯水池の耐震化: 1箇所 (H35)
- ◆県営水道施設の整備の推進
広域調整池の整備: 6池 (H35)、連絡管の整備: 2路線 (H35)、基幹となる管路の複線化: 1路線 (H35)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定)

- 下水道施設について、耐震診断を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹

線管きよ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道事業継続計画（下水道BCP）の策定及び継続的な改善による充実の促進を図る必要がある。

（農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震化等の推進）

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

- 施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ◆ 農業集落排水施設の機能診断の実施割合：4割（H26） → 10割（H32）
- ◆ （再掲）水処理機能及び汚泥処理機能の確保のための処理場施設の耐震化：53施設（H35）
- ◆ （再掲）重要管きよの流下機能確保のための管きよ施設の耐震化：0.9km（H35）
- ◆ （再掲）非常用自家発電設備の整備：10施設（H35）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備）

- 発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて検討を進める必要がある。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。

(道路啓開の連携強化)

- 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 三河山間地域のバスの路線数：36 路線 (H26) → 現状維持 (H32)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施：3 箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備：4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 避難路に利用できる林道の整備：25.6km (H27～H35)
- ◆ (再掲) 農道橋 (延長 15m 以上) を対象とした点検・診断の実施割合：約 29% (H26) → 100% (H32)
- ◆ (再掲) ゼロメートル地帯や中山間地域での基幹的農道の整備：17.9km (H26) → 26.4km (H31)
- ◆ 国 (中部運輸局)、愛知県トラック協会、東海倉庫協会との連絡会議の開催：1 回/年 (H35)
- ◆ (再掲) 愛知県管理道路の無電柱化延長：11.8km (H35)
- ◆ (再掲) 基幹的道路ネットワーク供用延長：約 10km (H32)
- ◆ (再掲) 都市・地域間道路ネットワーク供用延長：約 53km (H32)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の整備延長：107.9km (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策：140 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：40 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 臨港道路橋梁の耐震化：3 橋 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁：1 施設 (H35)、大型荷役機械：1 基 (H35)
- ◆ (再掲) 旧三河山間 14 町村道路改良延長：約 11km (H32)

6-5 異常渇水や火山噴火等による用水の供給の途絶

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する必要がある。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、全市町村において、女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記 (防災関係機関への地点番号のデータ配布) を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に

自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆市町村における避難所運営マニュアルの整備：全市町村 (H35)
- ◆南海トラフ地震等対策事業費補助金の「災害時要配慮者対策事業」を活用する市町村：全市町村 (H35)
- ◆関係職員を対象とした運営訓練の実施：20人程度/年 (H27~H35)
- ◆災害時における生活環境安全対策マニュアルの充実：実効性の維持・向上 (H35)
- ◆(再掲) 県立学校の建物(Bランク IS 値 0.3 以上 0.7 未満)の耐震化 (531 棟)：100% (H28)

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

- 農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進が必要である。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組みを実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆(再掲) 自主防災組織による活動カバー率：95% (H25) → 100% (H35)
- ◆(再掲) 補助制度 (消防防災施設整備費補助金) 及び県補助制度を合わせた、市町村の整備需要への対応度合い (補助採択率)：100% (H35)
- ◆(再掲) 学生消防団員数 (累計)：274人 (H26) → 330人 (H32)
- ◆(再掲) 避難・延焼遮断空間を確保する土地区画整理事業：459ha (H35)
- ◆(再掲) 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消：104ha (H23) → 100%解消に近づける (H32)
- ◆(再掲) 3公園 (大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地) の用地取得：1.4ha (H35)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

(河川・海岸の水閘門・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 特に、放置艇については、実効的かつ抜本的な解消、既存の水域等を有効活用した利用環境改善や地域振興に向け、取り組むべき施策や更なる対策の強化を総合的に取りまとめ、関係機関が着実な実践を図る必要がある。

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

(港湾BCPの推進)

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の推進)

- 災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する必要がある。

(自然環境の保全・再生)

- 自然環境を保全し、その自然が持つ防災・減災機能を利用することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 海岸堤防 (農村振興局所管) の耐震化 : 9.7km (H26) → 12.1km (H35)
- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 : 57.2km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 : 20.7km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の補強・補修 : 5.0km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (港湾局所管) の耐震化 : 2.9km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水産庁所管) の耐震化 : 3.4km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (港湾局所管) の補強・補修 : 0.9km (H35)
- ◆ (再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置 : 1.4km (H35)
- ◆ (再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化 : 27 施設 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 : 19 箇所 (H26) → 79 箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 : 20 基 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (港湾局所管) の耐震化 : 18 基 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水産庁所管) の耐震化 : 32 基 (H35)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1 施設 (H35)、大型荷役機械 : 1 基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進 : 3 港 (H35)
- ◆ (再掲) 航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 : 0% (H24) → 100% (H28)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 住宅の耐震化率：85% (H23) → 95% (H32)
- ◆ (再掲) 耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数：15,302棟 (H23) → 1/5に削減 (H32)

7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

- 築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する必要がある。

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ダム等の安全性や二次災害発生の恐れのある箇所把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震化等の整備：31箇所 (H26) → 118箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池の耐震診断の実施：603箇所 (H26) → 681箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用ため池のハザードマップの作成支援：598箇所 (H26) → 681箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化：19箇所 (H26) → 79箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化：1地区 (国) (H35)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 震災発生時の倒壊建屋等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底を指導する必要がある。
- 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる必要がある。

(環境測定機能の強化)

- 大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆特定化学物質等管理書の提出率：100%(H35)
- ◆解体工事現場立入検査：200件/年(H25) → 200件/年(H35)
- ◆愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79%(H25) → 100%(H34)
- ◆愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100%(H33)
- ◆毒物劇物大量保管施設への立入検査件数：15件程度/年(H26～H35)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を講じた上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆森林・農地の保全活動面積：年間32,660ha(森林200ha、農地32,460ha)(H28～32)
- ◆(再掲)間伐の実施により多面的機能を発揮させる森林面積：年間4,000ha(H28～32)
- ◆(再掲)治山施設の整備：108箇所(H27～H35)

7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

8) 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進め、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。
- 処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 愛知県内の高濃度トランス・コンデンサの処理の進捗率：79% (H25) → 100% (H34)
- ◆ (再掲) 愛知県内の安定器等・汚染物の処理の進捗率：100% (H33)
- ◆ 本県被害予測調査等に基づく市町村災害廃棄物処理計画の策定率：100% (H35)

8-2 人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。
- 大規模自然災害が発生した場合の TEC-FORCE の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。

(事前復旧・復興計画等の策定)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。
- また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める必要がある。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆三河の山里サポートデスク登録者数(累計): 27人(H26) → 100人(H32)
- ◆県が抛出すべき死体袋の確保(充足)率: 県の需要量に対し100%(H35)
- ◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施: 年1回(H26) → 1回以上/年(H35)
- ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練の毎年度実施
- ◆建設業技能者・技能労働者新規雇用者数: 2,057人(H26) → 11,500人(H31)
- ◆応急仮設住宅模擬訓練の実施 1回以上/年(H35)
- ◆ヘリテージマネージャーの養成: 80名程度登録(H26) → 100名程度(H35)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。
- 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

(警察施設の機能強化)

- 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ◆(再掲)自主防災組織による活動カバー率: 95%(H25) → 100%(H35)
- ◆地域防災リーダー育成(防災・減災カレッジ 地域防災コース受講者数)(年間): 68人(H24~H26平均) → 90人(H32)
- ◆情報伝達訓練の実施: 1回/年(H26~H35)
- ◆会議・研修等の実施: 会議1回/年、研修1回/年(H26~H35)
- ◆産婦人科・産科の医師数: 652人(H24) → 増加(H32)

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、

警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなどソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の耐震補強工事の実施 : 3箇所 (H33)
- ◆ (再掲) 県営名古屋空港の公共用新エプロンの整備 : 4.7ha (H29)
- ◆ (再掲) 三河港港湾施設の耐震化 岸壁 : 1施設 (H35)、大型荷役機械 : 1基 (H35)
- ◆ (再掲) 港湾BCPの推進 : 3港 (H35)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。

(地盤沈下対策の推進)

- 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開と連携しつつ国土交通省中部地方整備局河川部が主体となって実施する堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を検討・整理した濃尾平野の排水計画を策定し、事前対応ならびに発災後対応の手引きとして活用する必要がある。

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の促進が必要である。

(重要業績指標)

- ◆ 地籍整備の推進 : 全市町村 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (農村振興局所管) の耐震化 : 9.7km (H26) → 12.1km (H35)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 : 19箇所 (H26) → 79箇所 (H35)
- ◆ (再掲) 大規模農業水利施設の耐震化、基幹的農業水利施設の耐震化 : 1地区 (国) (H35)
- ◆ 排水路の耐震化 : 39.3km (H35)
- ◆ 可搬式応急ポンプの更新 : 100台 (H35)
- ◆ 水準測量調査等の実施及び調査結果の公表 : 1回/年 (H26) → 1回/年 (H35)
- ◆ 尾張地域の地下水揚水量 : 49万m³/日以下 (H26) → 49万m³/日以下 (H35)
- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 : 57.2km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 : 20.7km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の補強・補修 : 5.0km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (港湾局所管) の耐震化 : 2.9km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水産庁所管) の耐震化 : 3.4km (H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (港湾局所管) の補強・補修 : 0.9km (H35)
- ◆ (再掲) 漁港の津波対策施設の新規設置 : 1.4km (H35)
- ◆ (再掲) 河川の水閘門・排水機場等の耐震化 : 27施設 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 : 20基 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (港湾局所管) の耐震化 : 18基 (H35)
- ◆ (再掲) 海岸の水門等 (水産庁所管) の耐震化 : 32基 (H35)

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、産地・加工・供給の一貫した木材流通システムの構築に取り組む必要がある。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

- ◆ 県産木材の生産量：11.6 万³m (H26) → 18.0 万³m (H32)
- ◆ 被災建築物応急危険度判定士登録者：7,435 人 (H25) → 10,000 人 (H35)
- ◆ 県内被災宅地危険度判定士：800 人を維持
- ◆ (再掲) 応急仮設住宅模擬訓練の実施：1 回以上/年 (H35)

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等

■行政機能

(業務継続計画等の見直し)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等について、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに不断の見直しを図る必要がある。

(非常時優先業務の実施)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、名古屋市三の丸地区や県営名古屋空港、名古屋港などの整備を推進する必要がある。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する必要がある。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる必要がある。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援を要請を行う必要がある。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する必要がある。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなど対策が講じられるよう、平時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る必要がある。

(地方分権の推進)

- 地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける必要がある。また、地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による気運の醸成を図る必要がある。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組みが不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する必要がある。

(市町村への支援)

- 災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平時より継続的に必要な人材を育成する必要がある。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される市町村に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る必要がある。

■警察・消防等

(救助・救援に係る体制強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する必要がある。

(地域における防災体制の強化)

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める必要がある。

(交通制御機能の強化)

- 自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用することが必要である。また、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める必要がある。

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。また、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設については、耐震化を推進・促進する必要がある。天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る必要がある。

(水道施設の耐災害性の強化)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める必要がある。

(下水道施設の耐震化の推進・下水道BCPの策定)

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定及び拡充を促進していく必要がある。

(汚水処理施設の災害対応の強化)

- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、混乱の発生を避けるため、駅等にWi-Fiスポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する必要がある。

(関係機関による連絡調整)

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、震災対策や無電柱化、沿道建物の耐震化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

(道路の防災対策の推進)

- ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点を結ぶ、国道23号名豊道路、国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び幹線道路ネットワークの整

備を推進する必要がある。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する必要がある。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援する必要がある。

(都市の防災・災害対策の推進)

- 地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水による浸水対策を推進する必要がある。

(浸水対策の推進)

- 浸水被害軽減のため、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域にあわせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する必要がある。

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修または移転等を促進するため、災害リスクについて充実した情報提供を行うとともに、関係法令に基づく規制区域の指定を促進する必要がある。

(総合的な治水対策の推進)

- 都市化の進展の著しい新川流域及び境川・猿渡川流域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体等の関係機関が連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。また、その他の流域においても関係機関と連携して総合的な治水対策に努める必要がある。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要な緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開早期再開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する必要がある。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。

(医療施設等の耐震化等)

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、耐震化が未了な災害拠点病院等及び福祉施設について耐震化を促進する必要がある。
- また、災害拠点病院における風水害対策（浸水被害に備えた水・食糧・医薬品等の備蓄及び医療機器の高所配置等）についても引き続き取り組んでいく必要がある。

(医療施設等における燃料の確保)

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化が必要である。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する石油連盟との協定の締結など、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

(災害医療活動の確保)

- 災害派遣医療チーム (DMAT) が活動の拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し、医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、震災対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開および医療物資物流を確保する必要がある。また、日本DMAT (災害派遣医療チーム) 隊員については、養成研修受講の要望に対する受講枠を確保するほか、県内のみで活動できる都道府県DMAT 隊員養成研修を継続的に実施する必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(防疫の確保)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。

(災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動 (保健活動) を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。

④エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 製油所の石油製品、石油ガスの備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する必要がある。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 電気設備や製油所のエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

- 発災後の燃料供給ルートを確認するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

(エネルギーの確保対策の促進)

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

- コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す必要がある。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、

石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る必要がある。

⑤情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

- Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、市町村や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。
- 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」や無料公衆無線LANの整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立が必要である。また、平時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る必要がある。また、GPS 波浪計で検知した津波の情報を住民等へ迅速に伝達する仕組みを構築する必要がある。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する必要がある。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、沿岸部や堤外地等といった立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価する必要がある。

(企業BCP策定の促進等)

- 個別企業のBCPについて、引き続き策定を促進する必要がある。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する必要がある。

(企業BCP策定マニュアル等の普及)

- 各企業におけるBCPの策定促進や実効性向上に向けて、企業BCP策定マニュアルの普及啓発を行うと

もに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図るとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。
- 他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。また、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

(臨海部の安全対策)

- 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関が連携して、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める必要がある。

⑦交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から新東名高速道路・東海環状自動車道・三遠南信自動車道など、名古屋都市圏の自動車専用道路網及び緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、特に、基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、名古屋都市圏の環状道路を形成する名古屋環状2号線の着実な整備を図ることで代替輸送ルートを確保する必要がある。また、西知多道路の推進や浜松三ヶ日・豊橋道路の実現に向けた取組を進めるとともに、一宮西港、名浜道路の具体化及びリニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討する必要がある。また、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める必要がある。
- あわせて、新東名高速道路を初めとする高速道路・高規格幹線道路ネットワークの着実な整備を図る必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道153号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道153号伊勢神改良などの推進や迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する必要がある。
- 大規模地震発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから、陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港および衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策や貨物等の流出防止対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等の検討を推進する必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港および衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築を図る必要がある。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。

(物流に係る各種BCPの策定)

- 交通・物流事業者等による企業ごとのBCPに加え、企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する必要がある。また、港湾施設の多発同時被災による能力不足への対応を図るため、港湾BCPを確実に推進する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の整備等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(港湾・空港における津波避難対策の強化)

- 港湾・空港における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する必要がある。また、避難路や避難場所の整備を進める必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進することで、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がある。
- また、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。また、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める必要がある。

(リニア中央新幹線の開業)

- 我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、国、地方自治体、関連事業者等が連携・協力しつつ、万全な体制で整備を着実に進める必要がある。
- また、リニア中央新幹線の高速度特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る必要がある。

(公共交通機関の利便性等の向上)

- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。

(中部国際空港の機能強化)

- リニア中央新幹線の全線開業によるスーパー・メガリージョンの誕生という大きなインパクトの活用や国の中枢機能の分担等を推進するとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとした機能強化（完全24時間化）を促進する必要がある。

(日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

- 国土全体の強靱性を確保するため、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成を推進・促進する必要がある。

(旅行者対策)

- 外国人を含めた県内旅行者等が安心して移動・滞在できるよう、災害時における旅行者等に対する情報提供や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る必要がある。

(空港運用における広域リスク対策)

- 空港においては、遠隔地を含めた台風等による強風や、火山噴火による火山噴出物の影響を受けやすく、運用時の影響の把握や対策の検討が必要である。

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ヘリコプター等による情報収集体制を整えとともに、電子基準点による広域の地殻変動の検出、空中写真を使用した津波・土砂災害時の被害状況、標高データなどの情報を早期に収集する体制、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する必要がある。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する必要がある。

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- 地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や関連施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 災害時において、想定される必要供給量を踏まえたうえで、食料等の安定供給機能についての脆弱性を評価し、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工BCP/BCM構築、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場をはじめとする農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める必要がある。

(農山漁村の防災機能の強化)

- 農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減のため、重要な保全対象施設の整備や漁港・漁村の防災機能の強化を推進する必要がある。
- ため池のハザードマップ作成支援、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。

(農地や森林等の保全管理と体制整備)

- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域の特性に即した植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、これらが持つ洪水の緩和や土砂災害防止等の県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

(森林の有効活用)

- 地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することから、木材の積極的な利用を促進する必要がある。また、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する必要がある。

(農山漁村地域整備交付金等の事業の促進)

- 再生可能エネルギーの導入による電力の地産地消の促進や地域活性化を図るため、農業用水を利用した小水力発電の導入などを促進する必要がある。

(都市農業の振興)

- 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る必要がある。

⑨県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川

改修、河川・海岸堤防等の耐震化、高潮防波堤の整備、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、想定しうる最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

(効果的な施設整備)

- 施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

(市町村等への技術的支援)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する必要がある。

(健全な水循環の維持、回復)

- 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、または回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

(総合的な土砂管理の取組の推進)

- 土砂の流れに起因する安全上の問題の解決を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う必要がある。

(遠州灘の砂浜の回復・保全)

- 海岸侵食の原因である、土砂収支の地域的なアンバランスを解消するため、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策を行う必要がある。

(ダム建設事業の推進)

- 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する必要がある。

⑩環境

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。また、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。

(浄化槽の災害対応の強化)

- 浄化槽の被災に係る対応強化を図る必要がある。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を進めるとともに、環境測定の実施等の整備を進める必要がある。

(地球環境問題への対応)

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

⑪土地利用

(安全な地域づくり)

- 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。
- 災害に対して強くしなやかな地域を構築するため、新たな国土形成計画に示された「コンパクト+ネットワーク」の考えを基本に、持続可能な集約型まちづくりを推進する必要がある。

(地籍整備の促進)

- 緊急輸送路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍整備を促進する必要がある。

(首都機能をバックアップできる国土構造の構築)

- 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる国土構造の構築に取り組む必要がある。

2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させるために必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する必要がある。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する必要がある。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

(指導者等の育成)

- 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する必要がある。

(民間投資の促進)

- 住宅・建築物等の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、国土強靱化のための民間投資を促すための普及啓発が必要である。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害や津波被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う必要がある。また、ハザードマップの作成・周知などによる教育・啓発の取組を促進する必要がある。この他、旅行先における火山噴火など大規模自然災害の被害に遭う可能性もあることから、幅広い分野の防災教育や意識啓発が行われる必要がある。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育の実践を考える必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。
- 県や市町村、県民や民間事業者などが愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる必要がある。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を構築する必要がある。

(要配慮者への対応)

- 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。
- 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく必要がある。

(高齢者の役割の再認識)

- 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する必要がある。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。
- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。
- 水害に直面した際に県民が正しい行動に移せるよう、県民目線の情報提供と、県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する必要がある。

②老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画（平成 27 年 3 月策定）とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

(市町村への支援)

- 道路や下水道等の社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する必要がある。

③研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

- 国土強靱化に関する研究開発による科学技術イノベーションの活用を促進するため、研究開発の体制づくりの促進と成果の普及を図る必要がある。

(技術開発成果の転用と活用)

- 国土強靱化の取組には、地球観測衛星による迅速な災害情報の収集、長周期地震動による影響、老朽化点検・

診断技術等、応用技術に至る幅広い分野の研究開発が求められる。このため、国土強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

(イノベーションの創造)

- 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る必要がある。

④産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等、地域のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する必要がある。

(産学官民の連携)

- 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。
- 愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる必要がある。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、さらなる民間活力の導入を推進する必要がある。

(広域防災拠点の整備等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む必要がある。
- 大規模災害時における司令塔機能や国内外からの緊急支援物資・支援人員の受入れ、配分等の機能を担う中部圏の基幹的広域防災拠点として、名古屋市三の丸地区、県営名古屋空港、名古屋港等の整備を促進するほか、首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れ、検討を進める必要がある。

(南海トラフ地震の関係都府県市との連携)

- 県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する必要がある。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

(対流促進型国土の形成)

- 「新たな国土形成計画」で示されている「対流」とは、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものであるが、災害時における地域間の連携・協力にも資するものであることから、様々な主体が主体的、戦略的に「対流」の発生、維持、拡大に努め、「対流促進型国土」の形成に貢献する必要がある。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きい。ため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。
- 建設業者等との連携にあたっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する必要がある。

愛知県地域強靱化計画

平成28年3月

愛 知 県

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 (代表)

